

第2章 審査の総括報告

I 府省横断的な政策評価の状況と今後の課題

1 一般政策の政策評価

1-1 実績評価方式による評価

(要旨)

(1) 評価方式の特性と政策評価の枠組み

① 実績評価方式は、政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から評価する方式である。あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式である。

したがって、実績評価方式による評価を行うに当たっては、まず、目標に関し達成すべき水準を数値化等により明確にすることが基本となる。

② 基本計画及び実施計画において、実績評価方式による評価を行うこととしている府省は、15府省である。これら府省における実績評価方式による評価の対象とする政策の数や切り出し方、大きさについては、府省により様々となっている。

(2) 政策評価の実施状況

実績評価方式による評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された15府省の計268件を審査の対象とした。各府省横断的な現状は次のとおりである。

- i) 目標に関し達成水準が数値化等により特定されている評価の割合は82.5%である(平成20年度75.4%、19年度71.1%、18年度57.2%、17年度54.6%)。
- ii) 目標の達成度合いについて、あらかじめ判定基準を定量的に示すなど明確にしている府省は、文部科学省及び農林水産省である。
- iii) 施策を構成する個々の事務事業等にまで掘り下げた分析・検証が、農林水産省において行われている。

(3) 今後の課題

① 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されていない政策が多い府省においては、所管する政策の特性等を勘案しつつ、基本計画等において、あらかじめできる限りその水準を数値化等により特定していくことが必要である。このためには、政策効果を具体的に測定できる指標の設定や充実が必要である。府省によっては、所管する政策の特性上、数値化等による特定は困難とするものもあるが、その方策として、例えば、評価結果を導き出す根拠となった指標の測定結果を参考に目標値が設定できないか検討することも有効である。

可能な限りの検討を行ってもなお目標に関し達成しようとする水準が特定できないものなどについては、実績評価方式として期待される機能を発揮することに

限界がある。このようなものについては、政策の特性に応じ、総合評価方式や事業評価方式、あるいはこれらの主要な要素を組み合わせた仕組みの適用について検討するなどの見直しを行うことも有効である。

- ② 実績評価方式は、「あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定」して事後に評価を行う方式である。政策評価の妥当性の確保のためには、達成水準が数値化等により特定できる目標を設定することに加え、さらに、目標の達成度合いの判定方法や基準をあらかじめ明示することも求められる。

目標の達成度合いの判定方法や基準を明示していない府省においては、政策評価の結果に無用の疑念を生じさせることがないようにするためにも、どのような達成度合いであれば、「達成した」、「ほぼ達成した」等の評価結果とするのか、その判定方法・基準をあらかじめ明示しておくことが必要である。

なお、判定方法・基準をあらかじめ明示することが困難な場合には、評価を行う際に、なぜそのような判定をしたのか、その理由や根拠を可能な限り示すことが必要である。

- ③ 実績評価方式は、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、あらかじめ設定した目標について、これに対する実績を定期的・継続的に測定し、当該目標の達成度合いを評価する方式である。このことから、評価を行うに当たっては、あらかじめ設定した指標による効果を測定し、なぜ目標がそのような達成度合いになったのかについての原因分析を行った上で評価結果を導くことが基本である。

特に目標の達成度合いが低調であるような場合は、なぜ目標が低調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行った上で評価結果を導くことで、当該評価結果を的確に政策の見直しや改善につなげることができることから、こうした原因分析を十分に行うことが求められる。

- ④ 実績評価方式では、評価方式の特性上、目標が達成されていない場合の原因を必ずしも十分に把握することができない。このため、目標期間中の達成度合いが芳しくない、目標が達成されないなど問題のある施策については、必要に応じて、事業評価方式や総合評価方式を用いて、施策を構成する個々の事務事業等にまで掘り下げた分析・検証や政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げた分析・検証を行うことが有益である。その上で、政策に係る問題点を把握するとともに、その原因について分析・検証を行うことが有益である。

また、こうした分析・検証を行う場合には、その結果を導き出す根拠として用いた具体的な情報・データや事実等を十分かつ的確に示していく必要がある。

(説明)

(1) 評価方式の特性と政策評価の枠組み

(評価方式の特性)

実績評価方式については、基本方針において、「政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期

的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式」とされている（基本方針（別紙）〔実績評価方式〕）。

「あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定」に関して、「政策効果」とは、「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」とされ（評価法第3条第1項）、政策によってもたらされる国民の利便の向上や環境への負荷といったプラス面及びマイナス面を含めた成果（アウトカム）を意味している（注1）。したがって、「達成すべき目標」については、あらかじめアウトカムに着目した目標を設定することが基本である。それを具体的に示し、その達成度合いを把握することが困難である場合には、できる限り客観的に達成度合いを測定できるよう、アウトカムに着目した目標に関連した指標を設定することが必要となる。

また、実績評価方式は、「目標の達成度合いについて評価する」方式であることから、目標そのもの又は測定のための指標を定量的に把握することが可能である場合には、達成度合いを客観的に測定することが容易となる。この点に関し、評価法においては、政策効果を「できる限り定量的に把握すること」とされている（評価法第3条第2項）。また、政策効果を定量的に把握することが「困難」又は「政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない」場合に、政策効果を定性的に把握する手法を用いる場合においても、「できる限り、客観的な情報・データや事実を用いる」とされている（基本方針Ⅰ-3-ア）。

このように、実績評価方式は、アウトカムに着目した目標を設定し、目標の達成度合いについてできる限り定量的に把握し、評価するという評価方式である。これにより、実績評価方式を用いた評価は、評価法第3条及び基本方針により政策評価に求められている、①アウトカムを把握し評価すること、②できる限り定量的に把握することという要件を満たすこととなる。

実績評価方式において設定される目標を大別すると、①完了、完成の水準（最終的な到達水準）（例えば、「ブロードバンド・ゼロ地域の解消（目標年度：平成22年度）」（総務省））、②中間的な到達水準（例えば、「汚水処理人口普及率を平成24年度に約93%」（国土交通省））、③維持すべき一定の水準（例えば、「新規漁業就業者数を毎年度1,500人確保」（農林水産省））となっている。なお、実績評価方式では、目標が達成されたかどうかは明らかになるものの、目標が達成されていない場合の原因については必ずしも十分に把握することができない。

目標の達成度合いについては、「実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括」とされている。アウトカムの発現までには一定の時間を要することが通常であることから、基本的に、目標期間の始期から終了時までの複数年にわたってアウトカムの発現状況等を毎年度測定し、その期間内において達成された実績を目標期間終了時において全体として総括することにより、目標の達成度合いの評価を行うことが

想定されている(注2)。年度ごとに達成度合いについて評価・分析していくことになじまないと判断される場合には、一定期間を経た段階での総括的な評価を行うこととし、それまでの各年度においては実績の測定を行うことを想定していると考えられる。

(注1) 行政活動に投入された資源(インプット)により行政が産出したサービスを「アウトプット」といい、行政活動から産出されたサービスによりもたらされた成果を「アウトカム」という。

(注2) 実績評価方式は、定期的・継続的に実績を測定し、必要に応じて、随時、関係する施策等の改善・見直し又は目標自体の見直しを行うことも想定されている。

(政策評価の枠組み)

現在、基本計画等において実績評価方式による評価を行うこととしている府省は、15府省(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)(注3)である。これら15府省の基本計画等の内容をみると、実績評価方式による評価の基本的枠組みは、おおむね基本方針に示す「実績評価方式」に沿ったものとなっている(資料I-1-1-①及び資料I-1-1-②参照)。

また、実績評価方式は、各府省の主要な施策を幅広く対象として、共通の目的を有する行政活動の一定のまとまりを政策評価の対象とすることを想定している。各府省の基本計画等には、政策評価の対象とする政策が定められており、その範囲と単位についてみると、当該府省の所掌事務を対象に、「当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策」(評価法第6条第3項)を単位として行うこととしている。ただし、対象とする政策の切り出し方や大きさについては、府省により様々である(資料I-1-1-③参照)。

実施年度は、毎年度実施するものとしていたるものと特定年度に実施するものに大別される。15府省のうち、10府省では、図表I-1-1-①のとおり、当該府省における主要な政策を体系化した上で、所掌するすべての政策を対象に毎年度実績評価方式による評価を行うこととしている。

一方、残りの5府省は、次のとおり行うこととしている。

- i) 実績評価方式による評価の対象とする政策を基本計画期間中に網羅するもの(経済産業省)
- ii) 基本計画期間中に、主要な政策の特性等に応じて、「毎年度」、「2年に1回」又は「3年に1回」の頻度で、実績評価方式又は総合評価方式により評価を行うもの(総務省)
- iii) 5年間の基本計画期間の各年度を、実績評価方式による評価を行う年度、評価指標のモニタリングを行う年度に分けるとともに、並行して総合評価方式による評価を行うもの(厚生労働省)
- iv) 基本計画期間中に事後評価の対象としようとする政策から当該年度において実

績評価方式による評価を行う政策を選定するもの(公正取引委員会及び防衛省)

(注3) 外務省は、基本計画(平成18年2月策定)において、事後評価を総合評価方式の手法を取り入れた評価としているが、その実施においては「実績評価方式の手法を踏まえつつ」行うものとしている。
宮内庁は、事業評価方式を基本として事後評価を行うこととしている。

図表 I-1-1-1-① 実績評価方式による評価の対象範囲と実施年度

実施年度 対 象	毎年度実施	特定年度に実施	計
所掌するすべての政策	内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、公害等調整委員会、法務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省 (10府省)	総務省、厚生労働省、経済産業省 (3府省)	13府省
一部の政策	公正取引委員会、防衛省 (2府省)	—	2府省
計	12府省	3府省	15府省

(注) 各府省の基本計画等に基づき、当省が作成した。

(2) 政策評価の実施状況

ア 審査の対象

実績評価方式による評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された15府省(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)の計268件を審査の対象とした。

(実施府省数及び件数の推移)

評価法が施行された平成14年度以降における実績評価方式による評価の実施府省数及び件数をみると、図表I-1-1-1-②のとおり、実施府省数とはなっており、また、実施件数は、各府省における政策体系の大ぐくり化等を背景として、減少傾向にある。

図表 I-1-1-1-② 実績評価方式による評価の実施府省数及び件数の推移

(単位：府省、件)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
府省 (指数)	8 (100)	13 (163)	14 (175)	13 (163)	14 (175)	15 (188)	15 (188)	15 (188)
件数 (指数)	471 (100)	500 (106)	488 (104)	441 (94)	407 (86)	318 (68)	276 (59)	268 (57)

(注) 過去の審査結果を基に、当省が作成した。

指数は、平成14年度の実績を100とした場合の当該年度の割合を示す。

イ 審査の結果

15 府省が実施した実績評価方式による評価について、共通の点検項目に基づき個別審査を行い、その結果を通知した。この個別審査も踏まえた、各府省横断的な現状は次のとおりである（共通の点検項目については、資料序-⑥参照）。

（ア）共通の点検項目に基づく個別審査

- 点検項目：目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか

（考え方）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

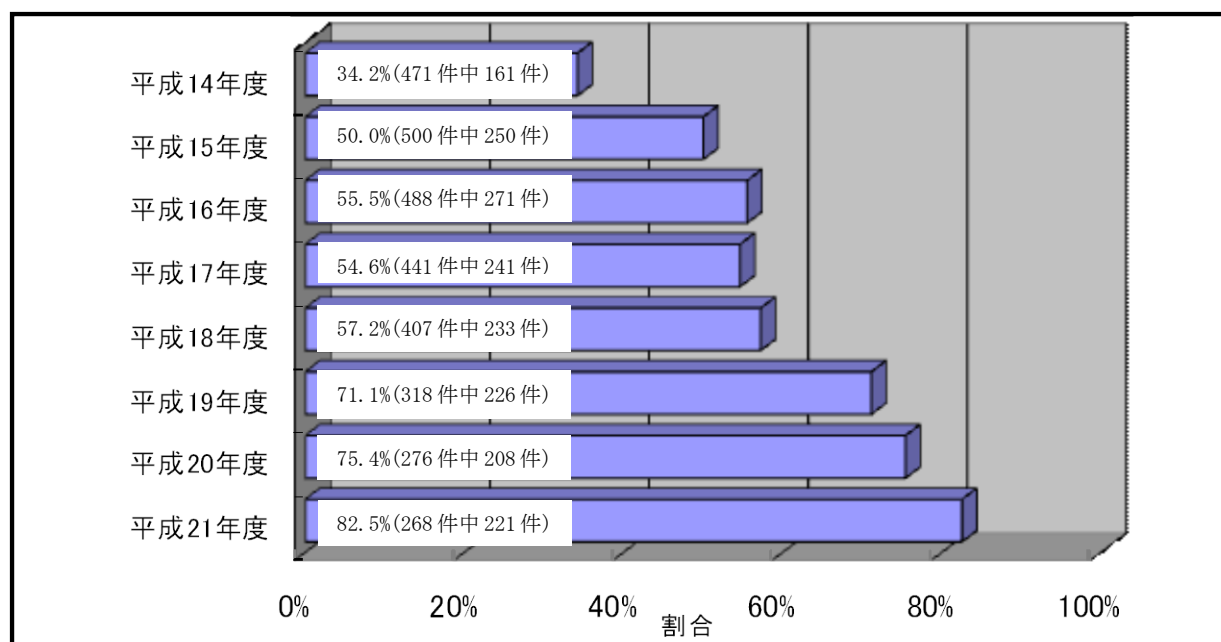
このため、達成水準が数値化等により特定されているかどうかを点検した。

（点検結果）

達成水準が数値化等により特定(注4)されている評価の割合は、図表 I-1-1-③のとおり、平成 21 年度は、15 府省全体で 82.5%となっており、20 年度から更に上昇している（資料 I-1-1-④参照）。

（注4） 評価対象政策に複数の指標が設定されている場合、少なくとも一つの指標について達成水準が数値化等により特定されている場合には、達成水準が数値化等により特定されている政策として計上した。

図表 I-1-1-③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（府省全体）



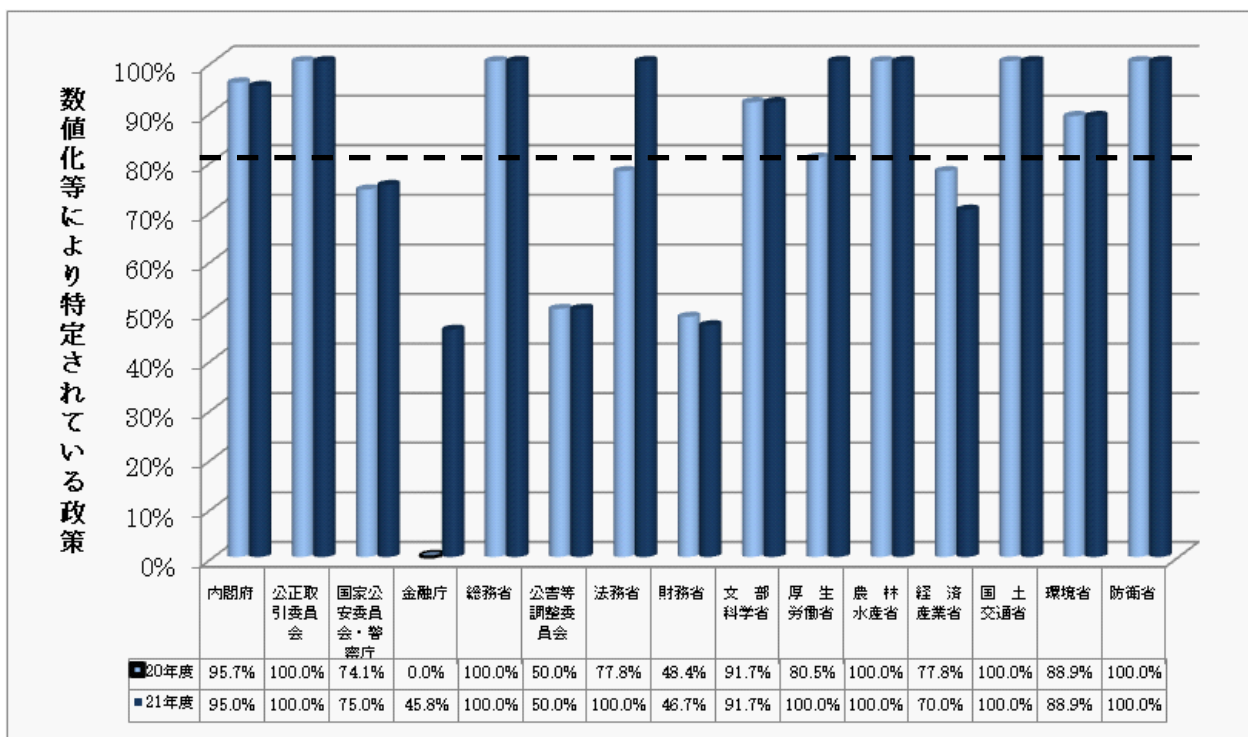
（注） 各府省の評価書に基づき当省が作成した。

府省別にみると、図表 I-1-1-④のとおり、公正取引委員会、総務省、

法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び防衛省は 100% となっており、金融庁、公害等調整委員会及び財務省では 50% 以下にとどまっている（資料 I-1-1-④ 参照）。

また、当該 15 府省について、平成 20 年度との比較でみると、12 府省（公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省）において、達成水準が数値化等により特定されている評価の割合が同率又は上昇している（資料 I-1-1-④ 参照）。

図表 I-1-1-④ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（府省別）



(注) 1 各府省の評価書に基づき当省が作成した。

2 グラフ中の点線は、平成 21 年度における 15 府省全体での目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（82.5%）を示す。

(イ) 目標の達成度合いについての判定基準

実績評価方式における目標の達成度合いについての判定は、国民への説明責任の観点から、明確な判定基準に基づき整理されることが望ましい。目標に対する実績が数値により測定可能なものとなっていれば、目標の達成度合いは明らかである。このことから、目標の達成度合いの水準をどのように評価するかについての判定基準があらかじめ明示されていれば、目標の達成度合いを客観的に評価することが可能となる。

各府省の実績評価方式による評価における目標の達成度合いの判定方法につ

いてみると、次のとおりである。

- a 農林水産省では、すべての政策について、毎年度、目標と実績を定量的に比較することを基本として、当該年度における目標値を設定している。その目標値に対する実績値の比率により、あらかじめ3段階に分けて設定された各政策共通の判定基準（A、B又はCの達成ランク）に従って目標の達成度合いを判定している（詳細については「Ⅱ 各府省の政策評価の状況と今後の課題」の「13 農林水産省」を参照）。
- b 文部科学省では、個々の政策の特性に応じ、すべての政策について、政策ごとに4段階の判定基準（S、A、B又はCの達成ランク）を設定し、この判定基準に従って目標の達成度合いを判定している（詳細については「Ⅱ 各府省の政策評価の状況と今後の課題」の「11 文部科学省」を参照）。
- c その他の府省では、目標の達成度合いについての判定基準は明確にされていない。明確に示すことが困難である場合においては、目標の達成度合いをどのように判定しているかについて説明することが求められる。

なお、評価結果を「達成した」、「ほぼ達成した」などとパターン化された文言等によって整理している府省があるが、目標の達成度合いについての判定基準が明確に示されているわけではない。

(ウ) 目標の達成度合いの評価・検証

実績評価方式は、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、あらかじめ設定した目標について、これに対する実績を定期的・継続的に測定し、当該目標の達成度合いを評価する方式である。このことから、評価を行うに当たっては、あらかじめ設定した指標による効果を測定し、なぜ目標がそのような達成度合いになったのかについての原因分析を行った上で評価結果を導くことが基本である。

この点につき、平成21年度の評価では、いくつかの府省において、あらかじめ設定した指標による効果の測定が行われていないほか、目標の達成度合いが低調であるにもかかわらず、十分な原因分析を行わずに評価結果を導いている事例がみられた。

(エ) 政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証

実績評価方式は、あらかじめ設定した目標の達成度合いを評価する方式であるため、政策を構成する個々の事務事業等については、必ずしも評価・検証の対象となるわけではない。

実績評価方式において、具体的な事務事業等についての評価・検証が行われている場合には、その評価・検証がどのような質の情報を提供するものであり、それがどのように政策評価の結果に結びついているのかが重要となる。

このような観点から、農林水産省では、目標の達成度合いが低いなど問題のある政策がある場合には、これを構成する個々の政策手段を対象に、政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証を実施している（詳細について

は「Ⅱ 各府省の政策評価の状況と今後の課題」の「13 農林水産省」を参照)。

(3) 今後の課題

実績評価方式による評価は、17府省中15府省で実施されている。ほとんどの府省において実績評価方式による評価を実施している中で、これまでも、政策評価の質の向上の観点から、「目標に関し達成すべき水準の特定化」、「目標の達成時期の明確化」、「目標の達成度合いの判定基準の明確化」などについての指摘を行ってきた。

今般、審査の対象とした各府省の政策評価をみると、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は82.5%(平成20年度は75.4%)となっており、改善傾向がみられる。

しかしながら、目標の達成度合いの判定方法や基準について、あらかじめ明示している府省は、依然として少なく、取組の進展を図る余地があるものとなっている。

このような状況を踏まえ、引き続き、政策評価の質の向上に向け、以下のような取組を推進していくことが必要である。

(政策の特性等に応じた政策評価の設計)

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されていない政策が多い府省においては、所管する政策の特性等を勘案しつつ、基本計画等において、あらかじめできる限りその水準を数値化等により特定していくことが必要である。このためには、政策効果を具体的に測定できる指標の設定や充実が必要である。府省によっては、所管する政策の特性上、数値化等による特定は困難とするものもあるが、その方策として、例えば、評価結果を導き出す根拠となった指標の測定結果を参考に目標値が設定できないか検討することも有効である。

可能な限りの検討を行ってもなお目標に関し達成しようとする水準が特定できないものなどについては、実績評価方式として期待される機能を発揮することに限界がある。このようなものについては、政策の特性に応じ、総合評価方式や事業評価方式、あるいはこれらの主要な要素を組み合わせた仕組みの適用について検討するなどの見直しを行うことも有効である。

(目標の達成度合いの判定方法・基準)

実績評価方式は、「あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定」して事後に評価を行う方式である。政策評価の妥当性の確保のためには、達成水準が数値化等により特定できる目標を設定することに加え、さらに、目標の達成度合いの判定方法や基準をあらかじめ明示することも求められる。

目標の達成度合いの判定方法や基準を明示していない府省においては、政策評価の結果に無用の疑念を生じさせることがないようにするためにも、どのような達成度合いであれば、「達成した」、「ほぼ達成した」等の評価結果とするのか、その判定方法・基準をあらかじめ明示しておくことが必要である。

なお、判定方法・基準をあらかじめ明示することが困難な場合には、評価を行う

際に、なぜそのような判定をしたのか、その理由や根拠を可能な限り明示することが必要である。

（目標の達成度合いの評価・検証）

実績評価方式は、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、あらかじめ設定した目標について、これに対する実績を定期的・継続的に測定し、当該目標の達成度合いを評価する方式である。このことから、評価を行うに当たっては、あらかじめ設定した指標による効果を測定し、なぜ目標がそのような達成度合いになったのかについての原因分析を行った上で評価結果を導くことが基本である。

特に目標の達成度合いが低調であるような場合は、なぜ目標が低調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行った上で評価結果を導くことで、当該評価結果を的確に政策の見直しや改善につなげることができることから、こうした原因分析を十分に行うことが求められる。

（事業評価方式や総合評価方式を用いた掘り下げた分析・検証）

実績評価方式では、評価方式の特性上、目標が達成されていない場合の原因を必ずしも十分に把握することができない。このため、目標期間中の達成度合いが芳しくない、目標が達成されないなど問題のある施策については、必要に応じて、事業評価方式や総合評価方式を用いて、施策を構成する個々の事務事業等にまで掘り下げた分析・検証や政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げた分析・検証を行うことが有益である。その上で、政策に係る問題点を把握するとともに、その原因について分析・検証を行うことが有益である。

また、こうした分析・検証を行う場合には、その結果を導き出す根拠として用いた具体的な情報・データや事実等を十分かつ的確に示していく必要がある。

1 - 2 事業評価方式による評価

(要旨)

(1) 評価方式の特性と政策評価の枠組み

事業評価方式は、事前の時点で評価を行い、途中や事後の時点での検証を行うことにより、事業等の採否、選択等に資する情報を提供することを主眼とした方式である。また、一般政策については、事前評価における政策の効果の把握の手法が必ずしも開発されておらず、評価法において、事前評価の実施が義務付けられていない。このような状況において、各府省では、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の費用を要するものについて事前評価を行い、事前評価を行った政策で一定期間経過したもの等について事後評価を行うこととしている。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象に事業評価方式による評価が行われ、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に評価書が総務大臣に送付された 9 府省の計 510 件（事前評価：8 府省 305 件、事後評価：7 府省 205 件）を審査の対象とした。各府省横断的な現状は次のとおりである。

ア 事前評価

得ようとする効果が明らかにされている評価の割合は 41.6%である（平成 20 年度：39.7%）。

事後的な検証を行う時期が特定されている評価の割合は 92.4%である（平成 20 年度：81.1%）。

効果の把握の方法が特定されている評価の割合は 90.2%である（平成 20 年度：77.8%）。

イ 事後評価

得ようとした効果が明らかにされている評価の割合は 23.9%である（平成 20 年度：53.8%）。

把握された効果が明らかにされている評価の割合は 72.7%である（平成 20 年度：53.8%）。

(3) 今後の課題

- ① 新規に開始しようとする政策のうち、国民生活や社会経済に与える影響が大きいもの、多額の費用を要するものについては、積極的に事前評価を行うよう努めることが必要である。

事前評価を行うに当たっては、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態（「何を」、「どの程度」、「どうする」）を明らかにすることが必要である。

事前評価を行った政策や、既存の政策のうち、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の費用を要したものについて、事後の評価・検証を行い、それにより得られたデータや知見を以後の政策評価や政策の企画立案に活用するよう努めることが必要である。

主に施策レベルの政策を対象とする実績評価方式による評価では、目標が達成されていない場合の原因について必ずしも十分に把握することができないため、必要に応じて政策を構成する個々の事務事業等まで掘り下げて分析を行うことが望まれる。

(説明)

(1) 評価方式の特性と政策評価の枠組み

(評価方式の特性)

事業評価方式については、基本方針において、「個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式」とされている(基本方針(別紙)[事業評価方式])。

政策の企画立案や実施に当たっては、いくつかの選択肢の中から選ぶことが求められることがあり、特に、事務事業や場合により施策(以下「事業等」という。)については、個々の具体的な選択が必要となる場合が多い。その際、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものなどについては、事前の時点であらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、合理的な選択を行うことが求められる。

このような要請にこたえるものとして、事前の時点で政策評価を行い、途中や事後の時点で検証を行うことにより、事業等の採否や選択等に有用な情報を提供することを主眼とした事業評価方式による評価を挙げることができる。

(政策評価の枠組み)

ア 事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法が必ずしも開発されておらず、評価法において、事前評価の実施が義務付けられていない。一方、基本方針において、「評価法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外のものであっても、同条第1号に該当するものについては、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする」(注1)とされている(基本方針 - 4 - イ)。

このような状況にあって、各府省の基本計画等をみると、14府省が自発的な

取組として事前評価を行うこととしている。この 14 府省の評価の方式について基本計画等に定められている内容をみると、その基本的な枠組みは、おおむね基本方針で掲げられている「事業評価方式」に沿ったものとなっている（資料 - 1 - 2 - 及び - 1 - 2 - 参照）。そのうち、平成 21 年度に事前評価を行っている 8 府省についてみると、新規に予算要求を行おうとする政策を中心に、国民生活や社会経済への影響が大きいものや多額の費用を要するもの等について事前評価を行うこととされている（資料 - 1 - 2 - 参照）。

（注 1） 評価法第 9 条第 1 号：当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること。

イ 事後評価

基本方針において、「事前評価については、（略）政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくものとする」とされている（基本方針 - 4 - ウ）。事前評価における政策効果を把握する手法等が必ずしも開発されていない状況においては、効果の発現状況について事後的に検証を行うことが重要である。

このような状況にあって、各府省の基本計画等をみると、事前評価を行うこととしている 14 府省のうち 10 府省は、事前評価を行った政策について何らかの形で事後に評価・検証を行うこととしている。また、この 10 府省のうち、8 府省は、事前評価の対象とした政策を事業評価方式による事後評価の対象としている（注 2）（資料 - 1 - 2 - 参照）。平成 21 年度に事後評価を行っている 6 府省の基本計画等についてみると、事後評価の対象としている政策は、事前評価を行った政策で一定期間が経過したものや終期が到来したもの、既存の政策で国民生活や社会経済への影響が大きいものや多額の費用を要したもの等とされている（資料 - 1 - 2 - 参照）。

上記のほか、環境省は、実施計画において、成果重視事業（ - 3 参照）を対象として事業評価方式による事後評価を行うこととしている。

（注 2） 各府省の基本計画等をみると、事前評価を実施した政策について、原則として事後評価を行うこととされている府省（厚生労働省、経済産業省及び防衛省）、事前評価を実施した政策について、必要に応じて事後評価を行うこととされている府省（内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省及び法務省）、実績評価方式による評価において、必要に応じて政策手段としての事務事業レベルまで掘り下げて分析を行うこととされている府省（文部科学省及び国土交通省）に分類することができる。

（ 2 ）政策評価の実施状況

ア 審査の対象

一般政策を対象に事業評価方式による評価が行われ、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に評価書が総務大臣に送付された 9 府省（金融庁、総務省、

法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)の計510件(注3)を審査の対象とした。

政策評価の実施件数の内訳は、事前評価が8府省(金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び防衛省)計305件(注3)、事後評価が7府省(金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、環境省及び防衛省)計205件である。

(注3) 事前評価の中には、平成21年8月又は9月に評価書が総務大臣に送付された後、22年度予算概算要求の組替えに伴う評価書の修正等が行われ、同年11月又は12月に改めて評価書を送付されたものがある。このような事前評価については、改めて評価書を送付されたものを審査の対象とした。

(実施府省数及び件数の推移)

評価法が施行された平成14年度以降における事業評価方式による評価の実施府省数及び件数をみると、図表-1-2-のとおり、事前評価の実施府省数は、近年、10府省前後で推移しており、また、実施件数は、17年度まで増加した後、一部府省において政策体系を大ぐくり化したことなどから、18年度に一度減少に転じた。平成19年度、20年度と再び増加したが、21年度は減少している。一方、事後評価の実施府省数は、近年、6府省前後で推移している。また、実施件数は、平成20年度と比べて大幅に増加している。

図表 - 1 - 2 - 事業評価方式による評価の実施府省数及び件数の推移

(単位：府省、件)

		平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事前 評価	府省	9	8	9	12	9	8	9	8
	件数	244	275	299	329	218	248	446	305
事後 評価	府省	3	3	7	6	6	6	6	7
	件数	53	23	40	101 ^{(注)2}	101 ^{(注)3}	39	39	205

(注)1 過去の審査結果を基に当省が作成した。

2 101件のうち58件は、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、規制影響分析(RIA)を試行的に行うこととされていたことに基づき、経済産業省において行われた事業評価方式による事後評価である。

3 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)において、委託・推薦等に係る事務・事業及び第三者分配型補助金等・補助金依存型公益法人に関わる個々の補助金等について少なくとも3～5年ごとに政策評価を行い、当該事務・事業の必要性及び当該補助金等の政策的必要性について定期的な検証を行うこととされている。101件のうち73件は、これに基づき、2府省(厚生労働省及び経済産業省)において行われた事業評価方式による事後評価である。

イ 審査の結果

9府省が実施した事業評価方式による評価について、共通の点検項目に基づき個別審査を行い、その結果を通知した。この個別審査も踏まえた、各府省横断的な現状は次のとおりである(共通の点検項目については、資料序-参照)。

(ア) 事前評価

点検項目：政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

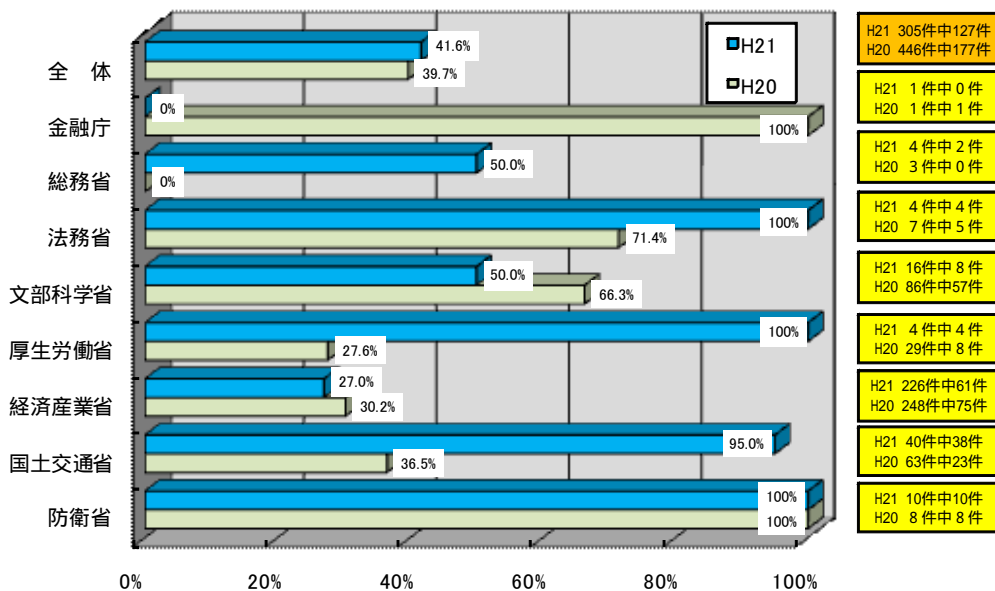
(考え方)

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条第1項）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。このことから、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているかどうかを点検した。

(点検結果)

各府省の政策評価をみると、図表 - 1 - 2 - のとおり、得ようとする効果（「何を」、「どの程度」、「どうする」）が明らかにされている評価の割合は、8府省全体で41.6%（305件中127件）となっており、依然として低い水準である。

図表 - 1 - 2 - 得ようとする効果が明らかにされている評価の割合



(注) 1 各府省が実施した事前評価についての審査結果を基に作成した。
 2 「得ようとする効果が明らかにされているもの」とは、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものである。

3 平成 20 年度の評価件数 446 件には、公害等調整委員会が実施した 1 件が含まれている。

点検項目：) 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。

) 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(考え方)

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である (基本方針 - 4 - ウ)。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的 (定量的) に把握できるものであることが望ましい。また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。このことから、事後的な検証を行う時期及び効果の把握の方法が特定されているかを点検した。

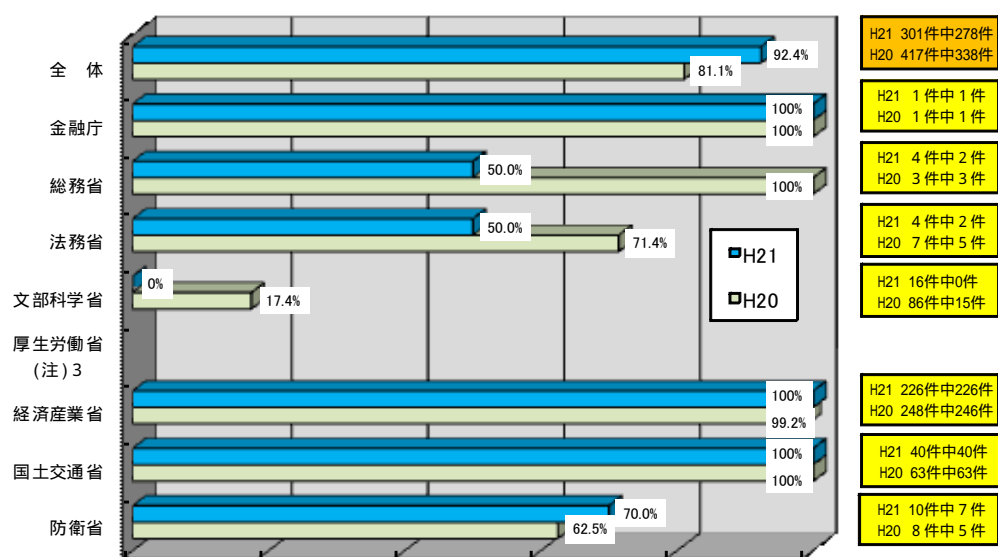
(点検結果)

各府省の政策評価をみると、図表 - 1 - 2 - のとおり、事後的な検証を行う時期が特定されている評価の割合は、8 府省全体で 92.4% (301 件中 278 件) となっている (注 4)。また、図表 - 1 - 2 - のとおり、効果の把握の方法が特定されている評価の割合は、8 府省全体で 90.2% (305 件中 275 件) となっている。

また、平成 20 年度と比較してみると、前者は 20 年度の 81.1% (417 件中 338 件) から 21 年度の 92.4% (301 件中 278 件) へと増加している。後者も平成 20 年度の 77.8% (446 件中 347 件) から 21 年度の 90.2% (305 件中 275 件) へと増加している。

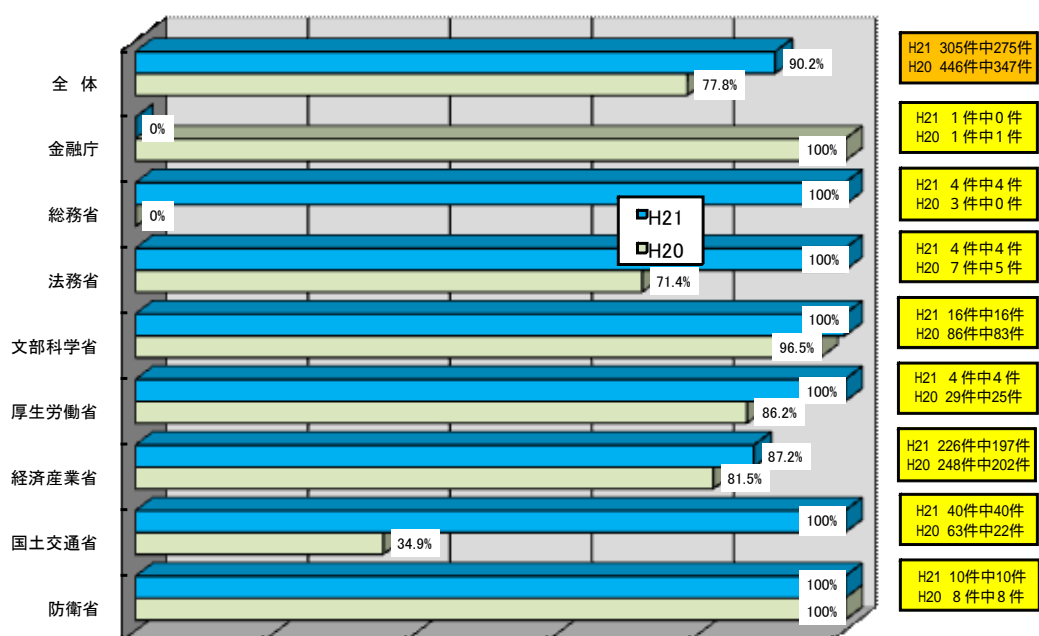
(注 4) 審査の対象とした 305 件のうち、厚生労働省の 4 件については、同省の基本計画において、事前評価 (新規事業関係) を実施した政策について、評価の実施後、一定期間が経過したものを事後評価の対象とする旨が明記されている (「 各府省の政策評価の状況と今後の課題 」 の 「 12 厚生労働省 」 参照)。このことから、「検証を行う時期の特定」に関する点検項目の審査の対象としておらず、同点検項目の対象は 301 件となっている。

図表 - 1 - 2 - 検証を行う時期が特定されている評価の割合



- (注) 1 各府省が実施した事前評価についての審査結果を基に作成した。
 2 当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。
 3 厚生労働省では、事業評価（新規事業関係）に関し、「実施後、一定期間が経過したもの」について事後評価の対象とする旨を基本計画に明記しており、「厚生労働省における政策評価実施要領」（平成 19 年 4 月厚生労働省政策評価官室）において、「原則として事業開始後 3 年を経過したもの」と規定している。
 4 平成 20 年度の評価件数 417 件には、公害等調整委員会が実施した 1 件が含まれている。

図表 - 1 - 2 - 効果の把握の方法が特定されている評価の割合



- (注) 1 各府省が実施した事前評価についての審査結果を基に作成した。
 2 政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。
 3 平成 20 年度の評価件数 446 件及び効果の把握の方法が特定されている評価の件数 347 件には、公害等調整委員会が実施した 1 件がそれぞれ含まれている。

(イ) 事後評価

- 点検項目：) 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
-) 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

(考え方)

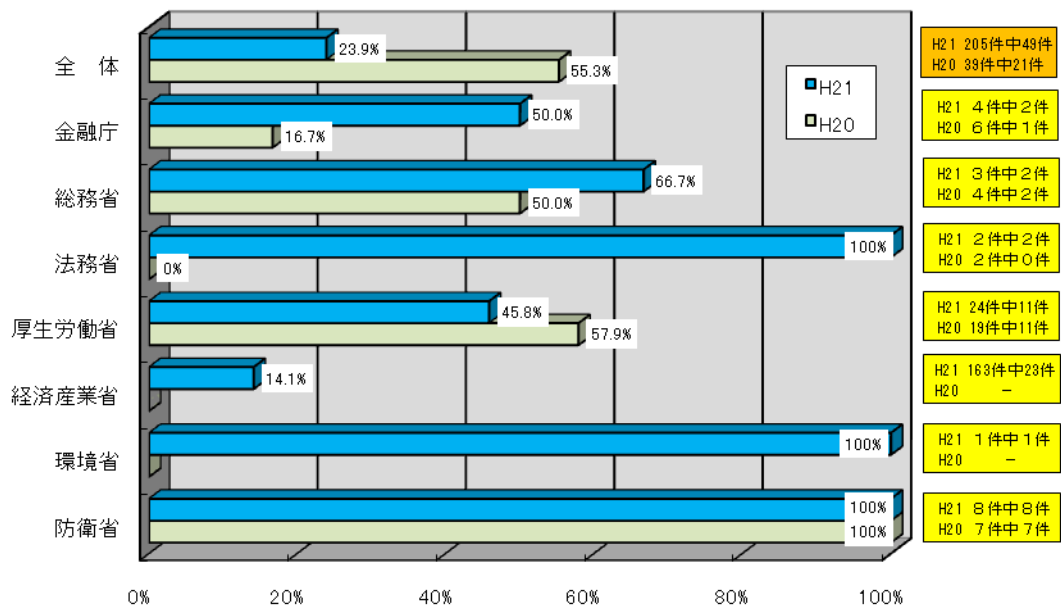
評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている(評価法第3条第1項)。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている(基本方針 - 5 - ア)。このことから、政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか、また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているかなどを点検した。

(点検結果)

各府省の政策評価をみると、図表 - 1 - 2 - のとおり、当初見込んでいた効果がどの程度のものであったのかが明らかにされている評価の割合は、7府省全体で23.9%(205件中49件)となっている。また、図表 - 1 - 2 - のとおり、実際に得られた効果が具体的に把握されている評価の割合は、72.7%(205件中149件)となっている。

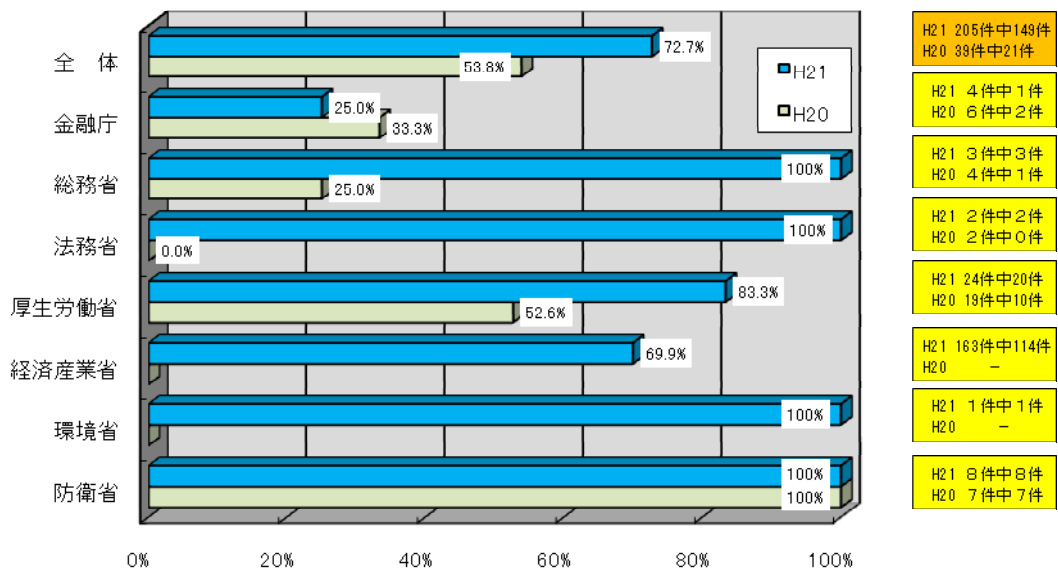
また、平成20年度と比較してみると、前者は20年度の53.8%(39件中21件)から21年度の23.9%(205件中49件)へと減少している。一方、後者は平成20年度の53.8%(39件中21件)から21年度の72.7%(205件中149件)へと増加している。

図表 - 1 - 2 - 得ようとした効果が明らかにされている評価の割合



- (注) 1 各府省が実施した事後評価についての審査結果を基に作成した。
 2 得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。
 3 平成20年度の評価件数39件には、宮内庁が実施した1件が含まれている。

図表 - 1 - 2 - 得られた効果が具体的に把握されている評価の割合



- (注) 1 各府省が実施した事後評価についての審査結果を基に作成した。
 2 把握された効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているものを表す。
 3 平成20年度の評価件数39件及び得られた効果が具体的に把握されている評価の件数21件には、宮内庁が実施した1件がそれぞれ含まれている。

(3) 今後の課題

(事前評価)

事業等には、国民生活や社会経済に与える影響が大きいもの、多額の財政支出を

伴うものがある。このような事業等については、いったん開始してから見直しを行ったのでは、著しく損失を生じる場合もあるため、事業等の採択の段階で政策評価を行うことが求められている。このため、新規に開始しようとする事業等のうち、国民生活や社会経済に与える影響が大きいもの、多額の費用を要するものについては、積極的に事前評価を行うよう努めることが必要である。

また、これまで政策評価の質の向上の観点から、「得ようとする効果の明確性」などの点検項目により審査を行ってきたが、評価法施行8年目を迎えてもなお、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされている評価の割合は前年度より増加したとはいえ、依然として4割程度にとどまっている（「1-2-(2)-イ審査の結果」参照）。事前評価において、政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を明確にしておくことが必要である。

得ようとする効果について「何を」、「どの程度」、「どうする」のかを明らかにするための方策として、例えば、過去に実施した同種類別の事業等における実績から得られた知見を活用したり、得ようとする効果が具体的に特定されている他の府省の評価の例を参考にすることも有効である。

さらに、当該効果が実際に得られたかどうかを事後に把握・検証する時期やその方法を特定しておくなど基本的な評価設計を充実させていくことが必要である。

（事後評価）

事前評価を実施した政策や、既存の政策のうち、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の費用を要したものについて、事後に把握された政策効果の評価・検証を行い、それにより得られたデータや知見を以後の政策評価や政策の企画立案に活用するよう努めることが必要である。

また、主に施策レベルの政策を対象とする実績評価方式による評価では、目標が達成されていない場合の原因について必ずしも十分に把握することができない。このため、必要に応じて政策を構成する個々の事務事業等まで掘り下げて分析を行うことが望まれる。

さらに、事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム（国民生活にとっての成果）に着目した目標を設定することとされている成果重視事業の取組も参考にしつつ、事業評価方式による評価を推進していくことが期待される。

1-3 総合評価方式による評価

(要旨)

(1) 評価方式の特性と政策評価の枠組み

- ① 総合評価方式は、政策の見直しや改善に向け、政策評価の結果を政策に反映する上で特定のテーマを設定し、テーマに係る政策手段とともに政策効果の発現状況を具体的に明らかにし、政策の問題点の把握とその原因の分析を実施し、問題点の解決に資する情報を提供するという性格を有する方式である。
- ② 基本計画において、総合評価方式による評価を行うこととされている府省は、13府省である。

(2) 政策評価の実施状況 35件

一般政策を対象に総合評価方式による評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された9府省101件の政策評価のうち、特定のテーマを設定している7府省35件について整理した結果は、以下のとおりである。

- ① 政策評価の設計については、以下の状況がみられる。
 - i) 6府省の政策評価では、評価対象のテーマに関する情報・データに基づき、政策効果を具体的に把握した上で、様々な角度から調査・分析がなされ、評価が行われている。
 - ii) 防衛省の政策評価では、評価対象のテーマに関する情報・データに基づいた政策効果が具体的に把握されておらず、政策効果の把握に代えて、制度、取組、行政活動の実績（アウトプット）の説明が行われている。
- ② 政策評価の時点については、おおむね、効果がある程度発現し、実際の効果等に関する情報・データの収集が可能となった時点において評価が行われている。
- ③ 政策効果等の調査・分析手法については、以下のように、参考となる調査・分析手法の適用がみられる。
 - ・ 施策の全体的な効果について様々な角度から定量的なアウトカム指標を設定して分析が試みられているもの（国土交通省）

(3) 今後の課題

- ① 総合評価方式による評価を的確に行うためには、まず政策評価の目的などをあらかじめ明確にし、得ようとする情報の内容に応じて、合理的な調査・分析手法を選択し組み合わせるなど政策評価の設計を十分に検討することが必要である。
- ② 各府省により行われた政策評価の中には、的確な調査・分析手法が適用されているものがあり、こうした他府省の事例を参考にすることが有益である。
- ③ 政策の見直しや改善に資する評価を行うためには、政策の問題点の把握のみな

らず、その原因について掘り下げた分析を行うことが必要である。

(説明)

(1) 評価方式の特性と政策評価の枠組み

(評価方式の特性)

総合評価方式については、基本方針において、「政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式」とされている（基本方針（別紙）[総合評価方式]）。

このように、総合評価方式は、

- ① 政策の見直しや改善に向け、政策評価の結果を政策に反映する上で特定のテーマを設定し、
- ② テーマに係る政策手段とともに政策効果の発現状況を具体的に明らかにし、
- ③ 政策の問題点の把握とその原因の分析を実施し、問題点の解決に資する情報を提供する

という性格を有する評価方式であり、事後評価が中心となる。

なお、各府省から送付を受けた評価書において設定されている特定のテーマは、図表 I-1-3-①のとおりである。

総合評価方式による評価は、政策効果の発現状況を様々な角度から分析することを特徴とする一方で、評価の目的や評価を行うに当たっての問題意識をあらかじめ明確にしておかなければ、分析の焦点が定まらず、現状を記述するにとどまってしまう可能性がある。評価を政策の見直しや改善に結び付けるためには、評価の対象とする政策及びこれに関する特定のテーマを設定するに当たって、十分な検討を行うことが求められる。

(政策評価の枠組み)

基本計画において、総合評価方式による評価を行うこととされている 13 府省（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び防衛省）について、基本計画に定められている評価方式の内容をみると、おおむね上記の①から③までの要素を含んだものとなっている（資料 I-1-3-①参照）。

なお、総務省及び外務省では、総合評価方式を用いて主要な行政目的に係る政策を評価しようとしており、特定のテーマを設定して評価が行われている他の府省とは異なる枠組みの下で評価が行われている（資料 I-1-3-②参照）。

図表 I - 1 - 3 - ① 評価の対象とされた特定のテーマ

府省 (件数)	テ ー マ
公正取引委員会 (4)	景品表示法違反行為に対する措置 - 景品表示法違反事件処理の一般消費者に対する影響 -
	消費者取引の適正化の推進 - 景品表示法の周知 -
	国際協力の推進 - 国際競争ネットワーク (ICN) 第7回年次総会の主催を通じた国際協力 -
	法令遵守意識の向上 (成果重視事業) - 企業及び発注機関における法令遵守意識等の向上 -
法務省 (4)	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
	人権の擁護
	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
	裁判員制度啓発推進事業
財務省 (1)	重要対象分野に関する評価書 - 地震保険 -
文部科学省 (1)	重要対象分野に関する評価書「医師確保対策」
厚生労働省 (1)	重要対象分野に関する評価書「医師確保対策」
国土交通省 (5)	総合評価方式の総点検 ~ 価格及び品質が総合的に優れた工事の契約の実現にむけて ~
	まちづくりに関する総合的な支援措置
	小笠原諸島振興開発のあり方
	次世代航空保安システムの構築
	住宅・建築物の耐震化の促進
防 衛 省 (19)	情報収集における部外の知見の活用
	被服の調達
	建設工事におけるコスト削減の推進
	建設工事等における電子納品の推進
	建設工事における入札談合の再発防止策の推進
	国有財産の管理
	FMSの未精算問題の改善
	南極地域観測に対する協力について
	多国間共同訓練について
	予備自衛官の教育訓練について
	特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付
	周辺財産管理
	合衆国軍隊の行為等による被害者への賠償等
	在日米軍の制限水域に係る漁業補償
	駐留軍等労働者の給与 (格差給・語学手当)
	駐留軍等労働者の退職手当
	個人情報保護 (諮問)
	個人情報保護 (裁決・決定)
	調達業務等監査

(注) 1 各府省から送付を受けた評価書に基づき当省が作成した。

2 「重要対象分野に関する評価書「医師確保対策」」は文部科学省及び厚生労働省が共同で作成している。

(2) 政策評価の実施状況

ア 審査の対象

13 府省のうち、一般政策を対象に総合評価方式による評価が行われ、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付されたのは、9 府省(公正取引委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び防衛省)である。政策評価の実施件数は計 101 件であり、すべて事後評価である。このうち、特定のテーマを設定して評価が行われている 7 府省 35 件の政策評価について審査の対象とした(注)。

(注) 評価書の形で送付されてきているも、中間的な報告(法務省 1 件)については、審査の対象から除いている。

また、総務省(8 件)及び外務省(58 件)については、主要な行政目的に係る政策を評価しようとしており、他の府省とは異なる枠組みで行われているため、審査の対象から除いている。なお、総務省及び外務省により行われた総合評価方式による評価については、「Ⅱ-6 総務省」及び「Ⅱ-9 外務省」を参照。

(実施府省数及び件数の推移)

評価法が施行された平成 14 年度以降における、特定のテーマを設定し行われている総合評価方式による評価の実施府省数及び件数をみると、図表 I-1-3-②のとおりであり、実施件数については、近年 30 件前後で推移している。

図表 I-1-3-② 総合評価方式による評価の実施府省数及び件数の推移

(単位：府省、件)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
府 省	2	5	6	9	9	8	8	7
件 数	29	7	31	29	36	26	37	35

(注) 1 過去の審査結果を基に当省が作成した。

2 審査の対象とした政策評価について計上している。

イ 審査の結果

特定のテーマを設定して評価が行われている 7 府省の政策評価について、その政策評価の設計、政策評価の時点及び政策効果等の調査・分析手法について整理した結果は、以下のとおりである。

(ア) 政策評価の設計

総合評価方式は、評価対象として設定した個々のテーマに応じて各種の政策効果等の調査・分析手法を組み合わせ、政策効果を具体的に明らかにし、政策の問題点の把握とその原因を分析し、問題点の解決に資する情報を提供するものである。このため、政策評価の実施に当たっては、評価の目的や評価を行う

に当たっての問題意識を明確にし、得ようとする情報の内容に応じて、合理的な調査・分析手法を選択するとともに、信頼できる情報・データに基づき、政策効果を具体的に把握した上で評価を行うことが重要であり、個々の政策評価における設計が重要である。

今回、審査の対象とした政策評価の設計をみると、おおむね、政策評価の目的（なぜ評価を行い、何を明らかにするのか）、政策評価の視点（どのような情報を得ようとするのか）、政策評価の手法（設定した評価指標、適用した調査・分析手法）が記述されているが、政策効果の把握について、以下の状況がみられる。

- ① 6府省（公正取引委員会、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省）の政策評価では、評価対象のテーマに関する情報・データに基づき、政策効果を具体的に把握した上で、様々な角度から調査・分析がなされ、評価が行われている。

このうち、財務省及び国土交通省の政策評価においては、施策を構成する個々の事務事業等や政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析・検証し、政策の問題点を把握するとともにその原因について分析を行っており、他の評価方式では必ずしも得ることができない多様な情報が提供されている。

- ② 防衛省の政策評価では、評価対象のテーマに関する情報・データに基づいた政策効果が具体的に把握されておらず、政策効果の把握に代えて、制度、取組、行政活動の実績（アウトプット）の説明が行われており、問題点の把握については、定性的な現状認識の整理にとどまっている。

（イ）政策評価の時点

総合評価方式は、政策効果を具体的に明らかにし、政策の問題点を把握するとともにその原因を分析し、問題点の解決に資する情報を提供するものである。このため、評価対象のテーマに関し、政策効果がある程度発現し、実際の政策効果等の把握に必要な実績に基づく各種の詳細な情報・データが入手可能であるという条件が整った時点において実施するのが最も有効である。

今回、審査の対象とした7府省（公正取引委員会、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び防衛省）の政策評価では、おおむね、評価対象のテーマについての政策が実施された後で、その効果がある程度発現し、実際の効果等に関する情報・データの収集が可能となった時点において評価が行われている。

（ウ）政策効果等の調査・分析手法

政策評価においては、政策効果等に関する各種の情報・データを収集し、合理的な手法を用いて測定又は分析を行い、測定又は分析された結果について政

策の目的や目標などの一定の尺度（政策評価の基準）に照らして検討し、客観的な判断を行うことが求められる。

今回、審査対象とした各府省の総合評価方式による評価をみると、以下のよう
に、参考となる調査・分析手法の適用がみられる。

（政策効果の発現状況の把握）

国土交通省では、図表 I-1-3-③のとおり、まちづくり交付金の政策効果の分析を行っている。個別市町村への交付による効果にとどまらず、交付金という手段の全体的な効果を把握することは容易ではないが、様々な角度から定量的なアウトカム指標を設定して分析が試みられている。また、評価に当たっての視点の設定方法も適切である。

図表 I - 1 - 3 - ③ 施策の全体的な効果について様々な角度から定量的なアウトカム指標を設定して分析が試みられているもの

府 省 名	国土交通省				
政策評価の名称	まちづくりに関する総合的な支援措置				
○ 評価の視点					
○複数の事業を組み合わせた集中投資によるシナジー効果	⇒	○まちづくり交付金が多様な課題に対応した都市再生の推進に寄与しているか。			
○提案事業等の幅広い事業を活用した創意工夫を活かしたまちづくりの推進		○まちづくり交付金により、総合的なまちづくりが集中的、効率的に実現されたか。			
○事業間で流用が可能であることや一括採択等の運用面での使い勝手の向上		○まちづくり交付金により、地域の創意工夫を活かしたまちづくりが進められているか。			
		○まちづくり交付金が市町村にとって使いやすいまちづくりツールとなっているか。			
		○行政、民間との連携、協働が図られているか。			
○ 評価の例					
市町村が設定した指標の目標達成状況					
<ul style="list-style-type: none"> 市町村が実施した事後評価結果によると、目標値を達成した指標は66%、目標値には達しなかったが一定の成果があった指標は25%、成果が見られない指標は9%であった。 完了地区のうち93%の地区において目標値を達成した指標があり、まちづくり交付金の成果が確認された。 					
多様なアウトカム（指標）の成果					
<ul style="list-style-type: none"> 事後評価結果によると、人口が平均1.10倍、観光入込客数が平均1.12倍になるなど、様々な指標で従前値に対する評価値の伸びが確認できる。 まちづくり活動の参加者数が2倍になるなど、住民等との共同によるまちづくりの促進にも貢献している。 					
■表 3.16 事後評価結果にみる主なアウトカム指標の成果(平成18~20年度完了地区)					
指標名	単位	サンプル(地区数)	指標実数の平均値		伸び
			従前値	評価値	
人口	人	157	4,317	4,730	1.10倍
観光入込客数	人/年	110	765,748	856,269	1.12倍
来街者数	人/年	30	387,345	479,957	1.24倍
歩行者交通量	人/日	52	10,636	11,853	1.11倍
駅乗降客数	人/年	27	8,378,216	8,688,657	1.04倍
地域交流施設の利用者数	人/年	30	126,904	161,934	1.28倍
公園・広場の利用者数	人/年	29	88,134	106,634	1.21倍
まちづくり活動の参加者数	人	41	939	1,916	2.04倍
まちづくり等に関する満足度	%	165	35	55	1.57倍
注)集計ミス等のデータを除いて従前値、評価値の平均値をそれぞれ算出。					
出典)事後評価結果を用いた効果の分析					
(注) 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。					

(3) 今後の課題

(政策評価の設計)

総合評価方式は、政策効果を具体的に明らかにし、政策の問題点を把握するとともにその原因を分析し、問題点の解決に資する情報を提供するものであり、総合評価方式による評価を的確に行うためには、政策評価の設計を十分に検討することが必要である。

まず、政策評価の目的や評価を行うに当たっての問題意識をあらかじめ明確にすることが重要であり、評価テーマを設定するに当たって、十分な検討を行うことが求められる。

その上で、得ようとする情報の内容に応じて、合理的な調査・分析手法を選択し組み合わせるとともに、実際の政策効果等の把握に必要な情報・データに基づいて評価を行うことが重要である。

また、政策効果の把握、政策の問題点の把握とその原因分析が行われ、他の評価方式では必ずしも得ることができない多様な情報を得るためには、政策目標とそれを達成するための各政策手段の役割分担がそれぞれ明確にされていることも重要である。

(政策効果等の調査・分析手法)

各府省により行われた政策評価の中には、的確な調査・分析手法が適用されているものがあり、総合評価方式による評価を的確に行うためには、こうした他府省の事例を参考にすることが有益である。

(政策の問題点の把握と原因分析)

各府省により行われた政策評価においては、政策の問題点を把握しその原因について詳細な分析を行っているものは依然として少ない。政策の見直しや改善に資する評価を行うためには、政策の問題点の把握のみならず、その原因について掘り下げた分析を行うことが必要である。

(総合評価方式の積極的な活用)

実績評価方式による評価を行っている政策のうち、その特性により、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが困難であるとされるものについては、実績評価方式として期待される機能を発揮することに限界があることから、総合評価方式による評価を積極的に活用していくことも有効である。

また、目標が達成されていないなど問題のある政策について、総合評価方式の特性をいかして、目標が達成されていないなどの問題点の原因を様々な角度から掘り下げて分析、検証することが有益である。

2 事前評価が義務付けられた4分野の政策評価

2-1 研究開発を対象とする評価

(要旨)

(1) 評価の枠組み

(評価法と国の研究開発評価に関する大綱的指針)

研究開発を対象とする政策評価は、研究開発課題（具体的に研究開発を行う個別の実施単位）及び研究開発施策（複数の個別研究開発課題等を政策上の特定の目的や目標ごとにひとつのまとまりとした施策等）が対象となる。

評価を行うに当たっては、事前評価、事後評価のいずれであっても、評価法及び基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）を踏まえて行うものとされ、各府省は、大綱的指針に沿って、評価方法など研究開発評価の実施に関する事項について、具体的な方針（以下「研究開発評価指針」という。）を定めることとされている。

大綱的指針においては、評価実施上の基本的考え方として、①効果的・効率的な評価の実施、②評価の国際的な水準の向上等が明示されている。

(2) 評価の実施状況

(ア) 各府省における大綱的指針に沿った研究開発評価指針等の策定状況・規定内容

政策評価として研究開発評価が行われている9府省（総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省。以下「9府省」という。）について、各府省における研究開発評価指針の策定状況をみると、次のとおりである。

- ① 大綱的指針に沿った研究開発評価指針が策定されている府省が6府省（総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省及び防衛省）
- ② 大綱的指針以前の「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定、20年10月31日廃止。以下「旧大綱的指針」という。）に沿って策定された研究開発評価指針がそのまま用いられている府省が2府省（財務省及び農林水産省）
- ③ 旧大綱的指針のさらに前の「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成13年11月28日内閣総理大臣決定、17年3月29日廃止）に沿って策定された研究開発評価指針がそのまま用いられている府省が1府省（国土交通省）

(イ) 各府省の評価の実施状況

大綱的指針では、研究開発課題及び研究開発施策の評価実施の原則として、

評価方法（評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程等）の明確かつ具体的な設定が明示されており、各府省の研究開発評価指針においても評価方法をあらかじめ明確かつ具体的に設定することとされている。

しかし、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに政策評価として研究開発評価が行われた 7 府省（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び防衛省。以下「平成 21 年評価実施 7 府省」という。）の評価をみると、評価方法が個々の研究開発ごとに評価書上明らかにされている府省はないなどの状況がみられた。

（3）今後の課題

（大綱的指針に沿った研究開発評価の実施）

近年の経済・社会における研究開発への期待の高まり等に的確に対応していくため、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。以下「研究開発力強化法」という。）の制定など研究開発強化への取組が進められている。これに対応して、より実効性の高い研究開発評価の実施推進を図るため、旧大綱的指針の見直しが行われ、平成 20 年 10 月 31 日に新たな大綱的指針が内閣総理大臣決定された。

平成 21 年評価実施 7 府省の評価をみると、評価方法が個々の研究開発ごとに評価書上明らかにされていないなど、大綱的指針の規定に沿った評価が十分に実施されていない状況がみられる。

このことを踏まえ、各府省においては新たな大綱的指針に沿った研究開発評価指針を策定し、i) あらかじめ評価方法を明確かつ具体的に設定する、ii) 必要性、効率性、有効性の三つの観点から、適切な評価項目及び評価基準を設定するなど、新たな大綱的指針に沿った評価を行う必要がある。

（研究開発施策の評価の実施）

研究開発施策の評価が、研究開発分野の P D C A（目標設定→実行→評価→反映）サイクルの一環を成し、今後の施策の見直し・改善につながるものとなるよう、今後、新たな大綱的指針に沿った研究開発評価指針に基づき、各府省において評価方法を明らかにして評価をより積極的に実施することが望まれる。

また、研究開発施策の評価は、施策、制度などを対象として、目標が設定された施策ごとに実施され、特に、複数の個別研究開発課題等から構成される研究開発施策については、それぞれの個別研究開発課題等の目標が達成されることにより当該研究開発施策の目標が達成されるなどの関連付けが明確になっているか、などを重視した評価を実施することが望まれる。

（説明）

（1）評価の枠組み

（評価法と大綱的指針）

研究開発を対象とする政策評価を行うに当たっては、事前評価、事後評価のいずれであっても、評価法及び基本方針で定めるところによるほか、大綱的指針を「踏まえて行う」ものとされている（基本方針 I - 4 - オ及び I - 5 - オ。図表 I - 2 - 1 - ①参照）。

大綱的指針は、各府省が行う評価について適用される。また、各府省は、大綱的指針に沿って、評価方法など研究開発評価の実施に関する事項について、具体的な方針（研究開発評価指針）を定めることとされている。

図表 I - 2 - 1 - ① 政策評価と大綱的指針による評価との関係

基本方針	大綱的指針
<p>研究開発を対象とする事前評価及び事後評価の実施に当たっては、法及び基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえて行うものとする。</p>	<p>本指針による評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）に基づく政策評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものである。本指針は、政策評価に求められている諸要素を踏まえ、さらに、研究開発の特性を考慮したものであり、本指針による評価の実施に当たっては、同法に基づく政策評価と整合するように取り組むこととする。</p>

（注）基本方針及び大綱的指針を基に作成した。

近年の経済・社会における研究開発への期待の高まり等に的確に対応していくため、研究開発力強化法の制定などによる研究開発強化への取組が進められており、これに対応してより実効性の高い研究開発評価への取組の強化が急務となっている。

このため、優れた研究開発の成果を創出し、それを次の段階の研究開発に切れ目なく連続してつなげ、研究開発成果の国民・社会への還元を迅速化する、的確で実効ある評価を実施することなどの観点から、各府省等における研究開発評価の改善への取組を加速化することが必要となっており、このような状況を踏まえて、旧大綱的指針の見直しが行われ、平成 20 年 10 月 31 日に新たな大綱的指針が内閣総理大臣決定されている。

（研究開発課題、研究開発施策）

大綱的指針が対象とする研究開発評価とは、研究開発課題、研究者等の業績、研究開発機関等及び研究開発施策の評価を指しており、これら四つのうち、評価法にいう「政策」（注 1）に該当し得るのは、①研究開発課題及び②研究開発施策である。

① 具体的に研究開発を行う個別の実施単位である研究開発課題については、大綱的指針において、「その研究開発の性格（基礎、応用、開発、試験調査等）や分野、その目的、政策上の位置付け、規模等に応じて、評価の目的や評価結果の活用の仕方、評価の項目・基準等を的確に設定し、また、必要となる評価実

施体制等を整備して、評価を実施する」こととされている（大綱的指針第2章－I参照）。

- ② 複数の研究開発課題等を政策上の特定の目的や目標ごとにひとつのまとまりとした施策等を対象とする研究開発施策については、大綱的指針において、「それぞれの個別課題等の目標が達成されることにより当該研究開発施策の目標が達成されるなどの関連付けが明確になっているか、さらに、関連施策との連携を保ちながら効果的・効率的に推進されているか、などを重視する」こととされている（大綱的指針第2章－IV参照）。

（注1）評価法において、「政策」とは、「行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するもの」とされている（評価法第2条第2項）。

図表 I－2－1－② 大綱的指針における研究開発の種類と政策評価の対象

大綱的指針の区分	評価の対象	政策評価
研究開発課題	具体的に研究開発を行う個別の実施単位	対象（10億円以上の費用を要するものについて事前評価の義務付けあり）
研究者等の業績	研究者等の業績及び研究支援者の専門的な能力、研究開発の推進に対する貢献度等	対象外
研究開発機関等	研究開発機関等が実施・推進した研究開発の総体及び研究開発目標の達成や研究開発環境の整備等のためにどのような運営を行ったか	対象外
研究開発施策	複数の個別研究開発課題等を政策上の特定の目的や目標ごとにひとつのまとまりとした施策、競争的資金制度、分野ごとの研究推進方針や戦略、計画等	対象

（注）1 評価法、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「評価法施行令」という。）及び大綱的指針を基に作成した。

2 研究開発課題のうち、独立行政法人、特殊法人等が研究開発主体の場合は、政策評価の対象外となる。

（2）評価の実施状況

ア 評価の実施件数

9府省のうち、研究開発を対象とする政策評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付されたのは、7府省（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び防衛省）計689件である（資料I－2－1－②参照）。内訳は、研究開発課題の評価が660件（事前評価198件、中間評価12件及び事後評価450件）、研究開発施策の評価が29件（事前評価2件及び中間評価27件）となっている（注2）。

(注2) 本報告においては、研究開発を対象とする評価について、大綱的指針でいう開始前に実施する評価を「事前評価」、終了時の評価を「事後評価」として整理することとし、さらに「中間評価」及び「追跡評価」を加えた4区分を用いる(図表I-2-1-③参照)。ここで区分する「事前評価」は評価法の事前評価(政策を決定する前に行う評価)に、「中間評価」、「事後評価」及び「追跡評価」は評価法の事後評価(政策を決定した後に行う評価)に当たる。

図表I-2-1-③ 大綱的指針による評価の時点別区分

区分	事前評価	中間評価	事後評価	追跡評価
研究開発課題	原則実施	実施期間が長期に渡る場合には、3年程度毎を目安に実施	研究開発課題が終了する前の適切な時期に実施	研究開発課題終了後、一定の時間を経過してから実施
研究開発施策		評価法及び評価法施行令では、10億円以上の費用を要することが見込まれる研究開発課題に実施を義務付け 実施期間の定めがない場合には、5年毎を目安に実施	必要な場合には、研究開発終了前に実施	研究開発施策終了後、一定の時間を経過してから実施

(注) 1 評価法、評価法施行令及び大綱的指針を基に作成した。

2 「追跡評価」とは、研究開発終了後、一定の時間を経過してから実施し、その波及効果や副次的効果等の把握、過去の評価の妥当性の検証等を行い、その結果を次の研究開発課題の検討や研究開発施策の形成、評価の改善等に活用するもの。

イ 評価の実施状況

(ア) 大綱的指針に沿った評価の実施状況

(大綱的指針)

科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において、研究開発評価は「国民に対する説明責任を果たし」、「柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出」、「研究開発の重点的・効率的な推進及び質の向上」、「研究者の意欲の向上」、「より良い政策・施策の形成」等を図る上で極めて重要なものとされており(第3章-2-(5)-③)、各府省が研究開発評価を実施する際に依拠するのが、大綱的指針及び大綱的指針に沿って具体的な評価方法を定めた研究開発評価指針である。

大綱的指針は、平成20年10月に策定されたものであり、評価実施上の基本的考え方として、①効果的・効率的な評価の実施、②評価の国際的な水準の向上等が盛り込まれている。

(大綱的指針に沿った研究開発評価指針の策定状況)

9府省について、研究開発評価指針の策定状況をみると、

- ① 大綱的指針に沿った研究開発評価指針が策定されている府省が6府省(総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省及び防衛省)

- ② 大綱的指針以前の旧大綱的指針に沿って策定された研究開発評価指針がそのまま用いられている府省が2府省（財務省及び農林水産省）
- ③ 旧大綱的指針のさらに前の「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成13年11月28日内閣総理大臣決定、17年3月29日廃止）に沿って策定された研究開発評価指針がそのまま用いられている府省が1府省（国土交通省）となっているが、
- 大綱的指針に沿った研究開発評価指針が策定されていない3府省においては、現在、大綱的指針に沿った研究開発評価指針の改正の検討を行っているとしている（注3）。

（注3）国土交通省では、平成22年3月末に大綱的指針に沿った研究開発指針に改正することとしており、今後は同指針に沿って研究開発評価を行うこととしている。

（評価実施上の基本的考え方に係る規定状況）

大綱的指針に明示された評価実施上の基本的考え方（図表I-2-1-④参照）が、9府省の政策評価基本計画、政策評価実施計画及び研究開発評価指針に規定されているかについてみると、

- ① 「効果的・効率的な評価の実施」（(1)重層構造における評価の効率的実施、(2)評価の実施、活用等に関する責任主体の明確化、(3)評価関連情報の機関横断的な活用促進と評価のための電子システムの導入）については、1府省（財務省）で規定されていない。
- ② 「評価の国際的な水準の向上」については、4府省（財務省、農林水産省、国土交通省及び防衛省）で規定されていない（資料I-2-1-③参照）。

大綱的指針に明示された評価実施上の基本的考え方が研究開発評価指針に不足している4府省においては、現在、大綱的指針に沿った研究開発評価指針の改正の検討を行っているとしている。農林水産省及び防衛省においては、現行の研究開発評価指針に明記していなくても、大綱的指針に準じた考え方によって評価を行っているとしている。

図表 I - 2 - 1 - ④ 大綱的指針（評価実施上の基本的考え方）－抄－

<p>第1章 基本的考え方</p> <p>【効果的・効率的な評価の実施】</p> <p>4. 効果的・効率的な評価の実施</p> <p>本指針が対象とする研究開発の評価は、その対象ごとにあらかじめ具体的かつ明確な目標を設定し、その目標、達成度合い及び研究開発成果について、国際的な水準に照らして行うことを基本とする。</p> <p>研究開発評価は、研究開発を実施又は推進する主体や評価対象、評価時期等において極めて多様である。このため、研究開発の評価を実施する主体は、それぞれの特性や役割等に相応した質の高い実効性のある評価が行われるよう、また、評価が研究者等にとって過重な負担とならないよう、評価の実施体制の整備や具体的な仕組みを構築し、評価を効果的・効率的に実施する。</p> <p>また、評価を実施する主体は、実施する評価について実効性及び効率性の向上等の視点から適切な時期に検証を行い、必要に応じて実施体制や仕組みの改善に取り組む。</p> <p>(1) 重層構造における評価の効率的実施（略）</p> <p>(2) 評価の実施、活用等に関する責任主体の明確化（略）</p> <p>(3) 評価関連情報の機関横断的な活用促進と評価のための電子システムの導入（略）</p> <p>【評価の国際的な水準の向上】</p> <p>6. 評価の国際的な水準の向上</p> <p>経済社会のグローバル化が進展する中で、国費を用いて実施される研究開発においては、我が国における科学の国際的な水準の向上、産業等の国際競争力の強化、地球規模の課題解決のための国際協力の推進など、国際的視点からの取組が重要となっている。このような研究開発の国際化への対応に伴い、評価者として海外の専門家を参加させる、評価項目に国際的なベンチマーク等を積極的に取り入れるなど研究開発評価に関しても、実施体制や実施方法などの全般にわたり、評価が国際的にも高い水準で実施されるよう取り組んでいく必要がある。</p>
--

（大綱的指針に沿った各府省の評価の実施状況）

大綱的指針では、対象とする研究開発評価のうち、研究開発課題及び研究開発施策についての評価実施の原則として、追跡評価の活用及び評価方法の明確かつ具体的な設定等が明示されている。

平成21年評価実施7府省の評価をみると、各府省の研究開発評価指針において大綱的指針に沿った原則は規定されているものの、評価方法が個々の研究開発ごとに評価書上明らかにされていないなど、以下の状況がみられた（資料I-2-1-③参照）。

① 追跡評価については、大綱的指針において、研究開発終了後、一定の時間を経過してから実施し、その波及効果や副次的効果等の把握、過去の評価の妥当性の検証等を行い、その結果を次の研究開発課題の検討や研究開発施策の形成、評価の改善等に活用することとされている。また、各府省の研究開発評価指針においても、追跡評価を実施することとされている。

しかし、平成21年評価実施7府省の評価書についてみると、追跡評価の実施の有無、追跡評価を実施する具体的な時期等について、評価書上明らかにされていない。

この点について、平成21年評価実施7府省は、今後、追跡評価の実施を予定または検討等をしているとしている。また、3府省（文部科学省、経済産

業省及び環境省)では、政策評価の対象とされた評価以外の研究開発評価で、追跡評価を実施している。

- ② 評価方法（評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程等）については、大綱的指針において、評価における公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価が実施されるよう、あらかじめ明確かつ具体的に設定することとされている。さらに、評価の手法は、その対象や時期、評価の目的や入手可能な情報の状況等に応じて、適切な調査・分析及び評価の手法を選択し、その際、評価の客観性を担保する観点から、具体的な指標・数値による評価手法を用いるよう努めることとされている。また、各府省の研究開発指針においても、評価方法をあらかじめ明確かつ具体的に設定することとされている。

しかし、平成 21 年評価実施 7 府省の評価書についてみると、評価方法が個々の研究開発ごとに評価書上明らかにされていない。

この点について、平成 21 年評価実施 7 府省は、評価方法については、研究開発評価指針への規定をもって足りるとし、個々の評価書上でそれぞれの評価方法を明らかにすることまでは考えていない等としている。

- ③ 評価項目及び評価基準については、大綱的指針において、必要性（科学的・技術的意義等）、効率性（計画・実施体制の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性等）、有効性（成果に着目した目的・目標の設定とその達成度等合い等）の三つの観点の下、適切に設定することとされている。また、各府省の研究開発評価指針においても、評価項目及び評価基準については、上記三つの観点の下、適切に設定することとされている。

しかし、平成 21 年評価実施 7 府省の評価書についてみると、この三つの観点すべてについての評価が明らかにされているのは 5 府省（総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）となっている。しかし、残りの 2 府省（厚生労働省及び防衛省）においては、いずれかの観点を欠くものとなっている。

この点について、当該 2 府省においては、研究開発の特性から、評価項目及び評価基準を記載することが適当でない等のため記載していないとしている。

（イ）研究開発施策

研究開発施策とは、複数の個別研究開発課題等を政策上の特定の目的や目標ごとにひとつのまとまりとした施策、競争的資金制度、分野ごとの研究推進方針や戦略、計画等を指すものであり、その評価について、科学技術基本計画では、「一層の定着・充実を図っていく」こととされている（科学技術基本計画第 3 章－2－（5）－③）。

9 府省の研究開発施策の評価を研究開発評価指針等を基に分類すると、研究

開発施策のうち、①研究開発戦略に着目した評価が行われることとされているのが2府省（総務省及び農林水産省）、②研究開発に関連する政策等（複数の研究開発課題を包含するまとめ）に着目した評価が行われることとされているのが4府省（文部科学省、経済産業省、国土交通省及び防衛省）、③研究開発制度に着目した評価が行われることとされているのが8府省（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）である（資料Ⅰ－2－1－④参照）。

研究開発施策の評価については、各府省とも、引き続き評価の方法等を模索している状況にあり、当該研究開発施策が、必要性、有効性、効率性の観点からみて妥当であることを定性的に説明することが中心となっている。

しかし、大綱的指針に「研究開発施策を実施する主体は、その評価結果について、それぞれの特性に応じて予算、人材等の資源配分への反映、施策の改善等に活用する」とあるように、研究開発施策評価は、一定の間続く方針としての「施策」の評価であり、さらに、科学技術関係の予算規模は平成21年度で3兆5,444億円と多額に上るものである。これらを踏まえると、研究開発施策の評価が定期的に行われ、その評価が更なる施策の改善に資するものとなること、すなわち評価が研究開発分野におけるPDCAサイクルの一環を成すものとなることが望まれるものである。そのような観点から、7府省（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省及び防衛省）の研究開発評価指針等においては、研究開発施策の定期的な評価実施が示されているところである。

（3）今後の課題

（大綱的指針に沿った研究開発評価の実施）

近年の経済・社会における研究開発への期待の高まり等に的確に対応していくため、研究開発力強化法の制定などによる研究開発強化への取組が進められている。これに対応して、より実効性の高い研究開発評価の実施推進を図るため、旧大綱的指針の見直しが行われ、平成20年10月31日に新たな大綱的指針が内閣総理大臣決定された。

平成21年評価実施7府省の評価書についてみると、評価方法が個々の研究開発ごとに評価書上明らかにされていないなど、大綱的指針に沿った評価が十分に実施されていない状況がみられる。

このことを踏まえ、各府省においては新たな大綱的指針に沿った研究開発評価指針を策定し、i) あらかじめ評価方法を明確かつ具体的に設定する、ii) 必要性、効率性、有効性の三つの観点から、適切な評価項目・評価基準を設定するなど、新たな大綱的指針に沿った評価を行う必要がある。

（研究開発施策の評価の実施）

研究開発施策の評価が、研究開発分野のP D C Aサイクルの一環を成し、今後の施策の見直し・改善につながるものとなるよう、今後、新たな大綱的指針に沿った研究開発評価指針に基づき、各府省において評価方法を明らかにして評価をより積極的に実施することが望まれる。

また、研究開発施策の評価は、施策、制度などを対象として、目標が設定された施策ごとに実施され、特に、複数の個別研究開発課題等から構成される研究開発施策については、それぞれの個別研究開発課題等の目標が達成されることにより当該研究開発施策の目標が達成されるなどの関連付けが明確になっているか、さらに、関連施策との連携を保ちながら効果的・効率的に推進されているか、などを重視した評価を実施することが望まれる。

2-2 個々の公共事業についての評価

(要旨)

(1) 評価の枠組み

各府省は、事業費 10 億円以上の個々の公共事業について、事前評価を実施することが義務付けられている。また、事業採択後事業が 5 年未着手又は 10 年未了の場合等に事後評価を実施することが義務付けられている。

評価の実施が義務付けられたもの以外についても、独自の取組として評価を行っている府省がみられる。

(2) 評価の実施状況 5,182件

6 府省が個々の公共事業について評価を行っている。その状況は、以下のとおりである。

- ① 評価手法の改善に向けた取組がみられる一方で、評価手法の改善が必要と考えられるものもみられた。
- ② 今後新たに採択される事業の事前評価や、過去に政策決定された事業の再評価に当たっては、累次の閣議決定を踏まえ、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うことが重要となっている。
- ③ 費用便益比 (B/C) の算定に用いられたバックデータが明らかになっていないものがみられるなど、外部検証可能性の確保及び評価内容の信頼性の確保の観点から、必ずしも十分とはいえない状況にある。

このような中で、外部検証可能性の確保及び評価内容の信頼性の確保に向けた取組を行っている府省もみられる。

(3) 今後の課題

- ① 評価手法の一層の充実を図ることが重要である。
費用対効果分析のマニュアルについては、策定からの社会経済情勢の変化や評価事例の蓄積などを踏まえ、引き続き見直しを行う必要がある。
- ② 直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うことが必要である。
- ③ 評価結果の信頼性、透明性を向上させるとともに、説明責任を全うするためにも、費用対効果分析に用いられたデータや関係情報について情報公開や情報へのアクセスの利便性の確保を図っていくことが必要である。

費用便益比の算定に用いられたデータや算定根拠等について、既にこれらを明らかにする取組を行っている府省がみられる。このような取組を参考にして、費用便益比の算定に用いられたデータや算定根拠等を特段明らかにしていない府省においても、これらを明らかにする取組が期待される。

(説明)

(1) 評価の枠組み

(個々の公共事業の評価)

各府省は、事業費 10 億円以上を要することが見込まれる個々の公共事業(注1)について、事前評価を実施しなければならないとされている(評価法第9条及び評価法施行令第3条)。また、各府省の実施計画において、政策決定後5年を経過した時点で未着手であるもの及び政策決定後10年を経過した時点で未了であるもの等について、事後評価の方法を定め、実施することとされている(評価法第7条第2項及び第8条、評価法施行令第2条)(注2)。

なお、評価法により事前評価の義務付けがされていない事業費10億円未満の個々の公共事業や、政策決定後5年を経過した時点で未了のもの及びその後一定期間ごとの時点で未了のものについても独自に評価を実施することとしている府省がみられる(注3)。

(注1) 評価法における公共事業は、一般会計予算でいう公共事業関係費に該当する事業から、施設の維持、修繕に係る事業及び災害復旧を除いたものをいう。

(注2) 個々の公共事業については、評価法の施行に先立って評価の制度が導入されていた経緯もあり、事前の評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていたこと等から、事前評価の実施が評価法の下で義務付けられることとなったものである。また、政策決定後の一定の期間、未着手又は未了の事業についての評価も、評価法の施行に先立って行われてきている。

(注3) 厚生労働省は、事業採択(政策決定)後5年を経過した時点で実施中の事業を事後評価の対象としている。

経済産業省は、事業採択(政策決定)後5年を経過した時点で実施中の事業等についても事後評価を実施している。

国土交通省は、施設の維持管理に係る事業、災害復旧事業等を除くすべての国土交通省所管公共事業を対象としている。

(各府省における個々の公共事業の評価の概要については資料I-2-2-③参照)

(評価の時点別区分)

評価法では、評価を実施する時点と政策決定の前後関係により、政策評価を「事前評価」と「事後評価」とに区分している。公共事業の評価について、この意味の「事後評価」を更に事業が採択されてから完了するまでの間に行われる評価と事業完了後に行われる評価とに分けることがほぼ定着している(注4、5)。

(注4) 本報告では、事後評価については、事業採択(政策決定)されてから完了するまでの間に行う評価を「再評価」と、事業完了後に行う評価を「完了後の評価」と整理して用いることとする。このうち、「再評価」は、評価法でいう政策決定後の一定の期間、事業に未着手又は未了のものについての評価に当たるものである。

(注5) 事業完了後に行う評価は、評価法により義務付けられているものではないが、自発的な取組として、農林水産省及び国土交通省が実施している。

(評価の実施時期)

個々の公共事業の評価においては、おおむね、個別箇所ごとに予算内示される事業についての評価が概算要求時までに行われ、支出負担行為実施計画により事業採択等を行うための評価が年度末までに行われている。個々の公共事業の評価の多く

は後者の評価となっている。

(2) 評価の実施状況

(審査の対象)

個々の公共事業について評価が行われ、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 6 府省（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）計 5,182 件を審査の対象とした。

図表 I - 2 - 2 - ① 個々の公共事業の評価の実施状況

(単位：件)

評価法における区分	事前評価	事後評価		計
	「事前評価」	「再評価」	「完了後の評価」	
本報告における区分	事業採択時に行う評価	事業が採択されてから完了するまでの間に行う評価	事業完了後に行う評価	
総務省	1	0	0	1
厚生労働省	84	75	0	159
農林水産省	245	189	229	663
経済産業省	1	8	0	9
国土交通省	563	3,628	85	4,276
環境省	74	0	0	74
計	968	3,900	314	5,182

(注) 公共事業の多くは、地方公共団体等が事業実施主体となる補助事業等である。

(評価の手法)

公共事業を所管する各府省では、それぞれの基本計画の下で、おおむね事業種別ごとに、個々の公共事業についての評価の実施対象、実施時期、実施手法等を定めた評価実施要領等及び費用対効果分析(注6)を行うための手法や原単位等を示したマニュアル等を策定し、これらに基づき個々の公共事業について評価を実施している。

(注6) 貨幣換算した便益だけでなく、貨幣換算することが困難な定性的な効果項目も含めて事業の投資効果を評価する手法を費用対効果分析という。

個々の公共事業の評価については、評価の信頼性を高める観点から、累次の閣議決定においても示されているとおり、評価手法の改善への取組が求められている。

各府省においては、評価法の施行に先立ち平成 10 年度に個々の公共事業の評価が導入された後も、引き続き、評価手法の改善に向けた各種取組が行われている。

評価手法の改善に向け、近年、以下のような取組がみられる。

図表 I - 2 - 2 - ② 評価手法の改善への主な取組状況

府 省	主な取組状況
農林水産省	<p>○ 草地開発整備事業計画設計基準(事業効果)改定検討委員会において、草地開発整備事業が新設整備だけでなく更新整備も行われていることに伴い、経済効果算定手法の見直しを行った。具体的には、平成 19 年 8 月から 21 年 12 月に、同基準の第 VI 編「事業の効果」について改定のための検討を行い、22 年 1 月に、同基準を改定した。主な改定内容は、以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済効果算定手法を「投資効率法」から「総費用総便益法」に変更 ・ 食料・農業・農村基本法に基づく政策体系に即した効果項目の整理 <p>○ 農林水産省政策評価会水産庁専門部会において、水産基盤整備事業の事業体系の変化、調査結果や知見の蓄積を踏まえた見直しを図るため、平成 20 年 8 月から 21 年 3 月に、効果の評価項目の見直し、漁場関係事業の便益算定項目の追加、漁村関係事業の防災効果の追加などを検討し、21 年 4 月に、「水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン」を策定した。主な改善内容は、以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港漁場関係事業、漁村関係事業で評価項目を体系的に見直し ・ 人工魚礁による増殖効果の追加 ・ 藻場の二酸化炭素固定効果の追加 ・ 災害時の避難経路及び避難場所の確保効果の追加
国土交通省	<p>○ 「公共事業の需要予測等に関する調査結果に基づく勧告」（平成20年 8 月 8 日 総務省）を受け、公共事業評価における需要予測等に関して情報開示する具体的内容について、「公共事業評価手法研究委員会」において検討を行い、平成21年 6 月に「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）」を改定した。開示される情報は以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要予測の手法、入力するデータの時点・作成主体等の費用便益分析の算定に係る条件設定やデータ等に関する情報 <p>また、国土交通省においては、当該勧告を受け、需要予測等に使用した資料の保存に関する規定を21年 6 月に「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」に追加した。</p> <p>○ 仮想的市場評価法（CVM）の適用事例が増加する一方で、適用対象としている効果の内容や適用方法については、必ずしも事業分野間で整合性が保たれているとは言えない状況であることから、「公共事業評価手法研究委員会」及び「公共事業評価手法研究委員会分科会」において検討を行い、公共事業評価にCVMを適用する際の考え方と留意点を事業分野横断的に整理し、平成 21 年 7 月に「仮想的市場評価法（CVM）適用の指針」を策定した。</p> <p>○ 完了後の事後評価において、適切な評価手法の確立に資するよう、標準的な事後評価実施方法について「公共事業評価手法研究委員会」及び「公共事業評価手法研究委員会分科会」において検討を行い、平成21年 7 月に「完了後の事後評価の解説」をとりまとめた。</p> <p>○ 公共事業の進め方の透明性をより一層向上させるため、平成21年12月に「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」を改定し、地方の意見の反映、第三者による事前審査の充実等を導入した。主な改定内容は以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・政令市への意見聴取の導入 ・ 第三者による事前審査の充実 ・ 国会審議に資するための取り組み <p>○ 「治水経済調査マニュアル（案）」について、平成 11 年 6 月に策定されてから一定期間が経過しており、昨今の河川事業を取り巻く環境の変化の中で、これまでの事業評価の運用実績、各地の事業評価監視委員会等における評価手法に関する意見、新たな知見や最新データなどを踏まえ、費用便益分析を含む事業評価手法について見直しを行うため、21 年 1 月に「河川事業の評価手法に関する研究会」が設置され、検討が行われている。21 年 5 月に第 2 回の研究会が開催され、引き続き検討が行われている。</p>

一方、計上すべき費用を計上していないものや、各年度の費用及び便益を現在価値化していないものや、評価の基準年が異なっているものなど評価手法の改善が必要と考えられるものがみられた（第3章Ⅱ参照）。

（人口動態等を踏まえた厳正な需要予測の実施）

現在、我が国では、本格的な人口減少・超高齢社会の到来が予想されているところである。例えば、平成17年国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成18年12月）においては、日本の総人口は、17年の1億2,777万人から、以後長期の人口減少過程に入り、42年の1億1,522万人を経て、58年には1億人を割って9,938万人となり、67年には8,993万人になるものと推計されている。

このような状況にあって、累次の閣議決定において、事業評価の実施に当たっては、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うことが求められている。

今後新たに採択される事業の事前評価や、過去に政策決定された事業の再評価に当たっては、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うことが重要となっている。

（外部からの検証可能性の確保）

基本方針において、政策評価に関する情報の公表に関して、「法第10条第1項に規定する評価書の作成に当たっては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、同項各号に掲げられている事項について可能な限り具体的かつ明確に記載し、その際、評価結果の政策への反映の方向性を明らかにするものとする」こととされている（基本方針Ⅰ－8－ア）。

また、同じく政策評価に関する情報の公表に関して、基本方針において、「評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかにするものとする」こととされている（基本方針Ⅰ－8－ア）。

これらに関し、特に、個々の公共事業の評価においては、累次の閣議決定において示されているとおり、関連情報を含めて評価に係る情報の公開を徹底することとされている。

こうしたことから、費用対効果分析に用いられたデータや関係情報についても、評価書に含めること又はより積極的な公開と情報へのアクセスの利便性の確保を一層推進していくことが重要となっている。

個々の公共事業の評価を行っている6府省とも、評価の基となったデータや関係情報等については、そのすべてを評価書に含めることは物理的制約等により困難であるとしている。

評価に用いられた各種情報を入手するアクセス利便性の観点から、評価書及び評価書に含まれていない情報のホームページへの掲載状況をみると、6府省とも評価書が掲載されている。このうち3府省（農林水産省、国土交通省及び環境省）では、評価書に加えて、事業の必要性や効果等をより詳しく説明したり、費用対効果分析等の具体的内容やそのバックデータ等を明らかにしたりする説明資料が掲載されて

いるものもある。

しかしながら、6府省の評価書やその説明資料の内容をみると、その内容から費用便益比の算定に用いられたバックデータが明らかになっていないものがみられるなど、外部検証可能性の確保及び評価内容の信頼性の確保の観点から、必ずしも十分とはいえない状況にある。

このような中で、国土交通省では、道路事業等や河川事業などの直轄事業について、便益の算定に用いられた一定のデータや算定条件を同省のホームページに掲載している。また、環境省では、廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業の事前評価及び自然公園等事業の新規採択時評価について、便益の算定に用いられたデータや算定根拠を同省のホームページに掲載している。

図表 I - 2 - 2 - ③ 評価書及び評価書に含まれていない情報のホームページへの掲載状況

府省名	事業名	評価書	評価書以外の説明資料	評価実施要領	費用便益分析マニュアル等
総務省	地域イントラネット基盤施設整備事業	○	—	—	—
厚生労働省	水道水源開発施設整備事業	○	—	○	○
農林水産省	農業農村整備事業等	○	○	○	○
	林野公共事業	○	○	○	○
	水産関係公共事業	○	○	○	○
経済産業省	工業用水道事業	○	—	○	○
国土交通省	土地区画整理事業等	○	○	○	○
	市街地再開発事業等	○	○	○	○
	道路事業等	○	○	○	○
	河川事業	○	○	○	○
	都市・幹線鉄道整備事業等	○	○	○	○
	港湾整備事業等	○	○	○	○
	空港整備事業等	○	○	○	○
	航路標識整備事業等	○	○	○	○
環境省	官庁営繕事業	○	○	○	○
	廃棄物処理施設	○	○	—	—
	自然公園等事業	○	○	—	—

(注) 1 平成20年12月末現在における各府省の情報のインターネットへの掲載状況を整理したものであり、評価書に含まれていない情報が掲載されていることによって外部検証可能性が確保されているかどうかについて精査を行ったものではない。

2 上記に示した事業に含まれる個々の事業について行われた評価のうち、少なくとも一つの事業で公表しているものがあれば「○」を付している。

3 「評価書以外の説明資料」は、事業の必要性や効果等をより詳しく説明したり、費用対効果分析等の具体的内容やそのバックデータ等を明らかにしたりするものである。

(3) 今後の課題

(評価の手法)

個々の公共事業の評価における評価の信頼性を高める観点から、各府省においては、今後とも、評価手法の一層の充実を図ることが重要である。

費用対効果分析のマニュアルについては、策定からの社会経済情勢の変化や評価事例の蓄積などを踏まえ、引き続き見直しを行う必要がある。

(人口動態等を踏まえた厳正な需要予測の実施)

今後新たに採択される事業の事前評価や、過去に政策決定された事業の再評価に当たっては、本格的な人口減少・超高齢社会の到来などの状況に適切に対応するため、政策決定後に明らかになった人口動態等の実績を踏まえた需要予測に基づき、事業の必要性等の検証を行うことが必要である。

(外部からの検証可能性の確保)

外部からの検証可能性の確保については、評価結果の信頼性、透明性を向上させるとともに、説明責任を全うするためにも、費用対効果分析に用いられたデータや関係情報について情報公開や情報へのアクセスの利便性の確保を図っていくことが必要である。

費用便益比の算定に用いられたデータや算定根拠等について、既にこれらを明らかにする取組を行っている府省がみられる。このような取組を参考にして、費用便益比の算定に用いられたデータや算定根拠等を特段明らかにしていない府省においても、これらを明らかにする取組が期待される。

上記については、基本方針及び「政策評価の実施に関するガイドライン」を踏まえ、的確な対応を行っていく必要がある。

2-3 個々の政府開発援助についての評価

(要旨)

(1) 評価の枠組み

- ① 政府開発援助については、外務省及び政府開発援助の実施機関を中心(注1)に、政策、施策(プログラム)、事業(プロジェクト)の各レベルの対象について、評価が行われてきている。こうした枠組みの中で、外務省では、i)個々の政府開発援助についての事前評価及びii)個々の政府開発援助についての未着手・未了案件の事後評価が行われている。
- ② 個々の政府開発援助の事前評価については、供与限度額が10億円以上のプロジェクト関連の無償資金協力及び供与限度額が150億円以上のプロジェクト関連の有償資金協力を対象に行われている。
- ③ 個々の政府開発援助の事後評価については、政策決定後5年を経過した時点で資金協力が実施されていないもの(未着手のもの)及び政策決定後10年を経過した時点でそれが終了していないもの(未了のもの)を対象に行われている。

(注1) 政府開発援助に係る評価は、外務省以外の府省においても行われているが、評価法で義務付けられている個々の政府開発援助の評価に該当する評価については、外務省のみが行っている。このことから、本項目においては、外務省が実施した個々の政府開発援助の評価について整理している。

(2) 評価の実施状況

ア プロジェクト・レベルの事前評価 49件(無償資金協力34件、有償資金協力15件)

- ① 外務省の基本計画では、政策評価の基本的な観点として必要性、有効性、効率性の三つが掲げられている。しかし、行われた評価をみると、有償資金協力に係る評価において、有効性、効率性の観点の分析が不十分である例がみられる。
- ② 無償資金協力に係る評価においては、成果目標について達成水準が定量的に特定されているものが多い。有償資金協力に係る評価においては、成果目標についての達成水準を定量的に特定するような試みもなされてきている。

イ プロジェクト・レベルの事後評価 17件(すべて有償資金協力)

未着手・未了案件の事後評価については、主として当該事業の継続の必要性を判断するために行われるものである。

今回審査の対象とした17件すべての評価について、対象国内におけるニーズが高く、早期の効果の発現を図る必要があること等からいずれも資金協力を「継続」との対応方針が示されている。

(3) 今後の課題

(事前評価における効率性の観点からの評価の充実)

政府開発援助の実施機関である独立行政法人国際協力機構（注2）が行った評価の定量的な分析などを活用して、効率性の観点からの評価の充実を図っていくことは、的確な政策の採択や実施の可否を検討する上で有益である。

（事前評価における成果目標の達成水準の明確化）

事前評価における成果目標については、実施機関が定量的な成果目標を活用した評価を行っている。したがって、外交的な目標は定量化しにくいという事情はあるものの、外務省においては、当該プロジェクトの直接的な効果を特定しておくことが望まれる。

（未着手・未了案件の事後評価における評価内容の充実）

未着手・未了案件の評価は主として当該事業の継続の必要性を判断するために行われるものであり、今後は、現在の相手国の社会経済情勢や社会的ニーズ等の分析を充実させ、必要性の観点からの評価を充実する取組が望まれる。

（注2）平成20年9月以前は、技術協力の実施や無償資金協力の事前調査等は独立行政法人国際協力機構（JICA）、有償資金協力の貸付けは国際協力銀行が担当していた。しかし、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）の改正により、平成20年10月より、政府開発援助の実施については、新JICAが技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う体制となった。

（説明）

（1）評価の枠組み

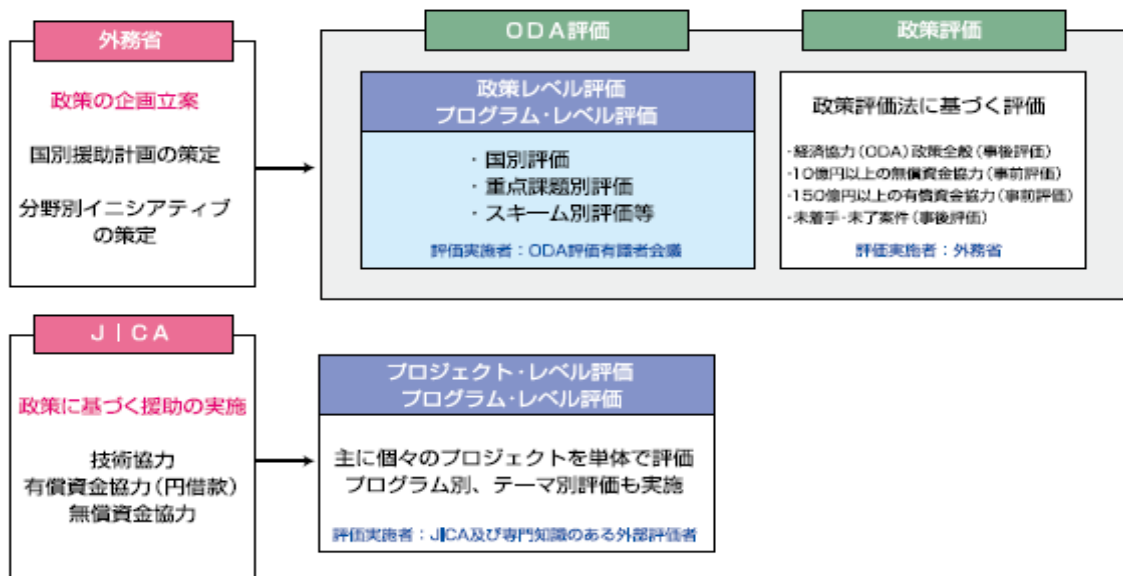
（政府開発援助をめぐる評価の体系）

これまで政府開発援助については、評価法施行以前から、外務省及び政府開発援助の実施機関によって評価の取組が行われてきた。現在では、政策、施策（プログラム）、事業（プロジェクト）の各レベルの対象について、外務省、第三者等（注3）、実施機関がそれぞれ主体となって評価が行われている。

こうした枠組みの中で外務省では、評価法に基づき、①個々の政府開発援助（事業（プロジェクト）レベル）についての事前評価及び②個々の政府開発援助（事業（プロジェクト）レベル）についての未着手・未了案件の事後評価が行われている。外務省の政府開発援助についての評価の関係を整理すると、図表I-2-3-①及び図表I-2-3-②のとおりとなる。

（注3） 第三者等とは、第三者、対象国政府・機関又は合同によるものをいう。

図表 I - 2 - 3 - ① 外務省における政府開発援助の実施体制と評価対象



(注) 外務省「経済協力評価報告書 2009」による。

図表 I - 2 - 3 - ② 外務省における政府開発援助の評価（平成 21 年度現在）

レベル	名称	対象	事前段階	事後段階
政策レベル	・国別評価 ・重点課題別評価	・国別援助政策 ・重点課題別援助政策		●第三者評価 ●合同評価
プログラム・レベル	・セクター別評価 ・スキーム別評価	・1か国1セクターにおける援助活動全般 ・援助スキーム		●第三者評価 ●被援助国政府・機関評価 ●合同評価
プロジェクト・レベル	・事業評価	・無償資金協力・技術協力	○評価法に基づく評価 (注 2)	●第三者評価
		・有償資金協力	○評価法に基づく評価 (注 3)	○評価法に基づく評価 (未着手・未了の案件(注 4))

(注) 1 外務省「経済協力評価報告書 2009」を参考に作成した。

2 評価法第9条及び評価法施行令第3条第5号に定める供与限度額が10億円以上の主としてプロジェクト関連の無償資金協力に対する事前評価

3 評価法第9条及び評価法施行令第3条第5号に定める供与限度額が150億円以上のプロジェクト関連の有償資金協力に対する事前評価

4 未着手案件は、政策決定後5年を経過した時点で貸付契約等が締結されていない、あるいは、締結されているが貸付実行等が開始されていない経済協力案件。未了案件は、政策決定（閣議決定）後10年を経過した時点で貸付実行等が未了である経済協力案件。（なお、無償資金協力は、これまで未着手・未了の案件はない。）

(個々の政府開発援助の評価の対象)

評価法の下では、個々の政府開発援助のうち、供与限度額が10億円以上のプロ

プロジェクト関連の無償資金協力及び供与限度額が 150 億円以上のプロジェクト関連の有償資金協力について、事前評価を行わなければならないとされている（評価法第 9 条及び評価法施行令第 3 条第 5 号）。また、各府省の実施計画において、政策決定後 5 年を経過した時点で未着手であるもの及び政策決定後 10 年を経過した時点で未了であるもの等について、事後評価の方法を定め、行うこととされている（評価法第 7 条第 2 項、第 8 条及び評価法施行令第 2 条）。

個々の政府開発援助については、評価法の施行に先立って評価の取組が行われてきた経緯があり（注 4）、事前の評価についても、実施機関によって行われるなど、事前の評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていると考えられたことから、事前評価の実施が評価法の下で義務付けされることとなったものである（資料 I - 2 - 3 - ①参照）。

（注 4） 個々の政府開発援助については、昭和 50 年代から外務省及び実施機関において事後評価が行われてきており、また、平成 13 年から実施機関において事前評価が行われてきている。

また、政府開発援助については、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）上級会合（1991 年 12 月）において「DAC 評価原則」（評価項目としては、妥当性、有効性、効率性、インパクト及び自立発展性の 5 項目）が採択されており、外務省及び実施機関では、同原則を参考にして政府開発援助について、評価を行っている。

（評価の時点）

個々の無償資金協力及び有償資金協力については、当該資金協力に係る取極（交換公文）の締結^{とりきめ}についての閣議決定を行うことにより「政策の決定」がなされたものとして扱われている。

外務省では、対象国から資金協力の要請を受けた後、交換公文の締結について閣議請議を行う前に個々の無償資金協力及び有償資金協力に係る事前評価が行われている。また、交換公文の締結について閣議決定が行われ、更に対象国と日本国との間で交換公文に署名を行った後に、評価書が総務大臣に送付されるとともに公表されている（注 5）（資料 I - 2 - 3 - ②及び I - 2 - 3 - ③参照）。

また、事後評価は、交換公文について閣議決定を行った後 5 年を経過しても資金協力が実施されていないもの（未着手のもの）又は資金協力は実施されているが 10 年を経過してもそれが終了していないもの（未了のもの）を対象として行われる。

（注 5） 閣議決定により政府としての方針を決定した後、更に対象国との間で資金協力に係る交換公文に署名を行った後に事前評価の評価書の公表を行っていることについて、外務省では、公表等に当たり、対象国との二国間関係等慎重な外交配慮が必要なことをその理由として挙げている。

（2）評価の実施状況

ア 審査の対象

個々の政府開発援助については、外務省が評価を行い、評価書を総務大臣に送付している。平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに送付された計 66 件を審査

の対象とした。その内訳は、プロジェクト・レベルの事前評価が 49 件（無償資金協力 34 件及び有償資金協力 15 件）、プロジェクト・レベルの事後評価が 17 件（すべて有償資金協力）である。

イ プロジェクト・レベルの事前評価

（ア）評価の枠組み

外務省では、基本計画の下で「外務省における事前評価の実施について－実施方針－」（平成 15 年 4 月外務省経済協力局調査計画課評価室。平成 19 年一部変更。以下「実施方針」という。）を定め、これらに基づき個々の政府開発援助についての事前評価を行うこととしている（資料 I－2－3－④参照）。実際には、実施機関による事前評価（プロジェクトについての調査・審査を指す。以下同じ。）を基に、これらの評価に加えて、より政策的な側面からの評価を行うこととしている。

実施方針においては、資金協力の必要性、有効性、効率性のほか、「環境社会配慮・外部要因リスクなど留意すべき点」の分析を行うこととされている。

（イ）評価の内容

① 有償資金協力

必要性については、開発のニーズ及び我が国の基本政策との整合性の観点から具体的に分析している。

有効性については、課題である状況の改善、二国間関係の増進といった観点から定性的な評価がなされている事業が多いが、図表 I－2－3－③のように事業実施による直接的な効果を定量的に評価するような試みがなされてきている。

効率性については、多くの案件において「進捗状況を適切に監理することにより、案件の効率性が確保される。」と記載され、具体的な分析がなされていなかったが、事業範囲選定の工夫によるコスト縮減努力について分析を記述する等の試みがなされてきている。実施機関の行う評価では、図表 I－2－3－④のように、基本的に事業の実施により得られると見込まれる効果と費用の関係について定量的な分析が行われている。

なお、事後の評価の枠組みについては、実施機関が事後評価を行う旨が明記されている。

図表 I—2—3—③ 評価の対象とされた資金協力のうち、実施機関の事前評価で成果指標に達成水準が設定されている例

援助対象事業 【対象国】	外務省の評価書における資金協力案件の有効性に係る評価	実施機関の評価における成果の目標			
タイビン火力発電所及び送電線建設計画（第一期）【ベトナム社会主義共和国】	<p>本計画の実施により、同国における最大電力需要(2005年時点で約 10.5 ギガワット) の約 6%相当(ベトナムにおける約 600 万人の電力需要に対応) の電力を供給することが可能となる。それにより、首都ハノイを含む発展著しい北部地域への電力の安定供給を図ることで、同国の経済及び社会開発の促進が期待される。また、ベトナムの経済・社会発展を通じた我が国との二国間関係の強化が期待される。</p> <div data-bbox="379 869 654 1075" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>実施機関の事業事前評価表で用いられている定量的指標の一部が取り込まれている。</p> </div>	運用・効果指標			
		指標名	基準値	目標値(2017年)【事業完成2年後】	
		最大電力(MW)	—	600	
		送電端発電量(GWh)	—	3,276以上	
		設備利用率(%)	—	68.5以上	
		発電端熱効率(%)	—	39.9以上	
		稼働率(%)	—	92.0以上	
		所内率(%)	—	9.0以下	
		計画外停止(人的ミス)(時間)	—	0	
		計画外停止(機械故障)(時間)	—	218以下	
		定期点検による停止(時間)	—	480	
国道・省道橋梁改修計画(第二期)【ベトナム社会主義共和国】	<p>本件を実施することにより、安全、円滑な道路ネットワークの整備が期待される。また、ベトナムの経済・社会発展を通じた我が国との二国間関係の強化が期待される。</p>	評価指標(運用・効果指標)			
		指標名	橋梁名	基準値(2007年実績値)	目標値(2014年)【事業完成2年後】
		(a) 運用指標 年間平均日交通量(台/日、各橋梁)	Song Liem	2,160	3,337
			Dap Ong Choi	3,564	5,498
			Phu An 1	2,160	3,337
			Than Loc (4)	4,420	6,859
		(b) 効果指標 橋梁損壊時の迂回ルートと比べた所要時間の短縮(時間・各橋梁)	Song Liem	—	14.4
			Dap Ong Choi	—	2.1
			Phu An 1	—	2.1
			Than Loc (4)	—	9.6

(注) 外務省の評価書及び実施機関の事業事前評価表を基に作成した。

図表 I - 2 - 3 - ④ 評価対象とされた資金協力のうち、実施機関の事前評価において費用便益分析が実施されている例

援助対象事業 【対象国】	実施機関における分析の内容			
	分析項目	分析の前提		
		費用	便益	プロジェクト ライフ
地方都市上下水道整備事業 【アゼルバイジャン共和国】	経済的内部収益率 (EIRR) : 9.5%	事業費 (税金を除く)、運営・維持管理費	水購入費用の減額、ポンプ電力量の減額、上下水道料金、汚泥引き抜き費用の減額	30年
第2期ハノイ水環境改善事業 (II) 【ベトナム社会主義共和国】	経済的内部収益率 (EIRR) : 8.2%	事業費 (税金を除く)、運営・維持管理費	浸水被害額の減少	40年
デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2 (IV) 【インド】	経済的内部収益率 (EIRR) : 16.34%	事業費 (税金を除く)、運営・維持管理費	従来の交通機関の道路に係る運営維持管理費用節減効果、本線利用者及び他交通機関利用者の移動時間の短縮効果、道路混雑緩和によるバス等輸送システムの運営・維持管理費用節減効果、交通事故減少及び公害緩和効果	30年

- (注) 1 外務省の評価書及び実施機関の事業事前評価表を基に作成した。
 2 「経済的内部収益率」は、費用便益分析における指標の一種である。その定義は、プロジェクトから得られる経済的便益の現在価値が、プロジェクトに要する経済的費用の現在価値と等しくなるような割引率とされる。
 3 便益は、各事業の「運用・効果指標」をも基に算出されている。

② 無償資金協力

必要性については、被援助国の現状説明や被援助国が必要とする援助内容等が述べられている。

有効性については、事業の達成水準が定性的、定量的に分析されているほか、被援助国の開発基本計画や我が国の当該被援助国への援助方針との整合性の観点からも評価が行われている。また、二国間関係強化への効果も言及されている。一方、実施機関の基本設計時の事業事前計画表(注6)においては、図表 I - 2 - 3 - ⑤のように、事業の達成水準が定量的に特定されているものが多くみられる。有効性の項目で設定されている事業の定量的な達成水準は、基本的に、実施機関の基本設計時の事業事前計画表で設定されている達成水準の一部を取り込む形で設定されている。

効率性については、定量的には示されていないものの、設計方法や事業範囲選定の工夫等の観点から評価がなされている。なお、実施機関の基本設計時の事業事前計画表では、効率性については言及されていない。

- (注6) 無償資金協力によるプロジェクトの実施に先立ち、実施機関は事前の調査を行い、当該プロジェクトの必要性、妥当性を技術的な観点から検討した上で、事業計画の立案、概算事業費の積算を行っている。事業事前評価表は、これをまとめたものである。

図表 I—2—3—⑤ 有効性の記述についての外務省の評価書と実施機関の基本設計時の事業事前計画表との比較

援助対象事業 【対象国】	外務省の評価書における資金協力案件の有効性に係る評価	実施機関の基本設計時の事業事前計画表における成果の目標											
<p>ダッカ市廃棄物管理低炭素化転換計画 【バングラデシュ人民共和国】</p> <p>実施機関の事業事前計画表で用いられている定量的指標の一部が取り込まれていない指標が設定されている事例もある。</p>	<p>(1) 本件の実施により、以下のような成果が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CNG車輻や燃費のよい収集車輻の導入により、<u>温室効果ガスが45.20kg/台日(2008年、既存のディーゼル車)から16.9kg/台日(2012年、新規CNG車)へ削減されることにより</u>、気候変動緩和に資することが期待される。 ・<u>廃棄物の収集能力が1,619トン/日(2008年)から2,121トン/日(2012年)へ強化されるとともに、収集率も58%(2008年)から67%(2012年)へ向上することが期待される。</u> ・また、ダッカ市役所における収集能力の強化を通じて、市内の不法投棄廃棄物から生ずるメタンガス等の温室効果ガスが減少し、気候変動の緩和に資するとともに、住環境の向上が期待される。 <p>(2) また、同国の開発計画である貧困削減戦略文書においても、天然ガス車への転換がダッカ市の大気汚染の減少につながるとしているように、本計画の実施は、<u>温室効果ガスの削減に資するとともに、同国の開発計画に合致する。</u>さらに、我が国の対バングラデシュ国別援助計画においても、「環境」は「社会開発と人間の安全保障」の重点セクターに位置づけられており、①都市インフラ整備、②人材育成強化と制度改善、一般市民への意識向上等に取り組むとしていることから、<u>我が国の援助方針にも合致する。</u></p> <p>(3) さらに、<u>バングラデシュは我が国とクールアース・パートナーシップを構築しており、本計画は同パートナーシップに基づく支援策である。</u>本計画の実施により、地球温暖化防止に向けたバングラデシュの取組を促進するとともに、<u>我が国とバングラデシュの二国間関係強化が期待される。</u></p>	<p>プロジェクト全体計画の目標達成を示す成果指標</p> <table border="1" data-bbox="901 448 1420 828"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>2008年 (本計画実施前)</th> <th>2012年 (本計画実施後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">二酸化炭素 排出量</td> <td rowspan="3">既存ディーゼル車: 45.20 kg/台日</td> <td>既存ディーゼル車: 45.20 kg/台日</td> </tr> <tr> <td>新規ディーゼル車: 18.75 kg/台日</td> </tr> <tr> <td>新規CNG車: 16.91 kg/台日</td> </tr> <tr> <td>廃棄物収集・ 運搬量の増加</td> <td>1,619 トン/日</td> <td>2,121 トン/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>外務省の評価では、被援助国の開発基本計画や我が国の当該被援助国への援助方針との整合性や、二国間関係への寄与といった政策的な観点が定性的に説明されている。</p>	成果指標	2008年 (本計画実施前)	2012年 (本計画実施後)	二酸化炭素 排出量	既存ディーゼル車: 45.20 kg/台日	既存ディーゼル車: 45.20 kg/台日	新規ディーゼル車: 18.75 kg/台日	新規CNG車: 16.91 kg/台日	廃棄物収集・ 運搬量の増加	1,619 トン/日	2,121 トン/日
成果指標	2008年 (本計画実施前)	2012年 (本計画実施後)											
二酸化炭素 排出量	既存ディーゼル車: 45.20 kg/台日	既存ディーゼル車: 45.20 kg/台日											
		新規ディーゼル車: 18.75 kg/台日											
		新規CNG車: 16.91 kg/台日											
廃棄物収集・ 運搬量の増加	1,619 トン/日	2,121 トン/日											

(注) 外務省の評価書及び実施機関の基本設計時の事業事前計画表を基に作成した。

ウ プロジェクト・レベルの事後評価

(ア) 評価の枠組み

事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 I-5-A）。未着手・未了案件の事後評価については、主として当該事業の継続の適否を判断するために評価が行われるものであり、外務省ではニーズが依然として存在するか、遅延要因があるか等を検討している。

（イ）評価の内容

今回審査の対象とした未着手・未了案件に係る評価について、評価書の様式をみると、「経緯・現状」及び「今後の対応方針」の記載項目がみられる（資料 I-2-3-⑤参照）。このことから、外務省における個々の政府開発援助についての事後評価においては、未着手又は未了となっている経緯やプロジェクトの現状を明らかにした上で、プロジェクトに係る評価を行い、資金協力についての今後の対応方針を決定する仕組みとなっていることがうかがえる。

政策決定後 5 年を経過した時点で未着手である 2 件及び政策決定後 10 年を経過した時点で未了となっている 15 件の合計 17 件の有償資金協力についての評価結果をみると、事業の進捗を妨げていた要因が解決したことや、引き続き対象国内におけるニーズがあること等からすべての案件において資金協力を「継続」としている。しかし、I-2-3-⑥のように、必要性の観点である対象国内におけるニーズの具体的な内容については明らかにされていない。また、資金協力を「継続」としている案件が未了となっている理由はすべて明らかにされており、対象国または協調融資先の事情により遅延したものが多く、当初より閣議決定から 10 年を超えて計画されていたものもある。

図表 I—2—3—⑥ 未着手・未了案件についての外務省の評価書の記載の例

1. 案件概要	
(1) 供与国名	タイ
(2) 案件名	農地改革地区総合農業開発計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	<p>農家の生活の安定、通貨危機の影響を受けて帰村した住民の就業対策のため、タイ東北地方の農地改革地域において、農業基礎インフラ整備等を行うもの。</p> <p>(イ) 閣議決定日：平成 10 年 9 月 25 日 (ロ) 供与限度額：36.17 億円 (ハ) 金利：2.2/0.75% (ニ) 償還(据置)期間：25(7)/40(10)年 (ホ) 調達条件：一般アンタイト/二国間タイト</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	調達手続きに時間がかかったため、事業が遅延したが、現在は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は解決しており、引き続き本案件に対するニーズがあることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.html) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事前事業評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

(3) 今後の課題

(事前評価における効率性の観点からの評価の充実)

事前評価における評価の観点について、実施機関が行った評価における見込まれる効果と費用の関係についての定量的な分析などを活用して、効率性の観点など評価の観点の充実を図っていくことは、的確な政策の採択や実施の可否を検討する上で有益であり、今後はこのような取組を促進することが望まれる。

(事前評価における成果目標の達成水準等の明確化)

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認めら

れるための前提である。どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが必要である。また、どのような効果が発現すれば得ようとする効果が得られたといえるのかがあらかじめ具体的に特定されていなければ、政策効果が発現した段階において、把握した効果を基に有効性について検証することが困難である。このため、事前評価を行うにあたっては、得ようとする効果の状態について具体的に示す取組が重要である。

外務省における個々の政府開発援助に係る事前評価の成果目標については、実施機関が定量的な成果目標を活用した評価を行っている。したがって、外交的な目標は定量化しにくいという事情はあるものの、外務省においては、実施機関が設定した定量的な成果目標を適宜活用した評価を行うことが望ましい。特に有償資金協力の事前評価について、上記の取組により、当該プロジェクトの直接的な効果や直接達成しようとする水準を特定して評価を行うことが望まれる。

また、事後的な検証を行う時期や効果把握の方法についても特定することが望まれる。

(未着手・未了案件の事後評価における評価内容の充実)

外務省の個々の政府開発援助の事後評価に関しては、政策決定後5年を経過した時点で資金協力が実施されていない未着手の案件及び政策決定後10年を経過した時点で終了していない未了の案件の評価が行われている。しかし、未着手・未了案件については、当初想定していた相手国の社会経済情勢や社会的ニーズ等が現在に至るまでに変化している可能性がある。したがって、未着手・未了案件の評価は主として当該事業の継続の適否を判断するために行われるものであるところ、今後は相手国の社会的ニーズ等の具体的な内容を明らかにし、必要性の観点からの評価を充実する取組が望まれる。

3 成果重視事業に係る政策評価の審査結果に基づく改善措置状況

(要旨)

(1) 成果重視事業に係る政策評価の審査

成果重視事業は、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つであり、平成 18 年度予算から創設されたものである。

総務省では、平成 21 年度に行われた 13 府省 43 件の成果重視事業に係る政策評価について審査を実施し、その結果を 21 年 12 月 3 日に関係機関に通知するとともに、公表した。

審査結果では、一部の目標の内容が明らかにされていないなど、政策評価として備えるべき事項が評価書で明らかにされていない評価（11 府省 18 件 25 事項）がみられたことから、「今後の課題」として、政策評価として備えるべき事項を評価書において明らかにする必要がある旨を提起した。そして、審査結果の通知に当たり、当該 11 府省に対し、審査結果で提起した今後の課題を踏まえ、今後の成果重視事業に係る政策評価に取り組むとともに、当該課題の指摘に係る評価書を修正するなど所要の改善措置を講ずるよう要請を行った。

(2) 審査結果に基づく改善措置状況の把握・整理

政策評価として備えるべき事項を評価書において明らかにする必要がある旨を指摘した 11 府省の 18 件（25 事項）の政策評価について、審査結果通知後の当該府省における改善措置状況を把握するため、平成 22 年 1 月に 11 府省に対する照会を行い、その結果を整理した。

審査結果で提起した今後の課題を踏まえ、政策評価として備えるべき事項を明らかにするため、本報告の取りまとめ時点において、既に評価書が修正された、又は今後評価書が修正される予定である政策評価は、6 府省（内閣府、公正取引委員会、総務省、外務省、厚生労働省及び経済産業省）の 7 件（9 事項）である。

また、特に目標の達成度合いの判定方法・基準が評価書で明らかにされていない 12 件の政策評価については、評価の段階で判定方法・基準が定められておらず、現時点における評価書の修正は困難な状況にあるとして、平成 22 年度の評価に向けた実施計画の変更など、今後の成果重視事業に係る政策評価の取組において対応することとされている。

(説明)

(1) 成果重視事業に係る政策評価の審査

成果重視事業は、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるための

取組の一つであり、「モデル事業」(注1)を試行から一般的取組に移行させる第1ステップとして平成18年度予算から創設されたものである。成果重視事業については、「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化したものととして、事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム(国民生活にとっての成果)に着目した目標を設定するなどとされている。

総務省では、平成21年度に行われた13府省43件(内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)の成果重視事業に係る政策評価について審査を実施し、今後の課題を提起した。審査結果は、平成21年12月3日に関係機関に通知するとともに、公表した(注2)。

(注1) モデル事業については、

- ① i) 定量的な達成目標であり、達成期限・達成手段が明示されていること
- ii) 何をもって「達成」とするか、評価方法が提示されていること
- iii) 目標期間は1～3年程度とし、各年度ごとの達成目標が明らかにされていること

の三つの要件に合致した政策目標を設定する

- ② 政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を行い、各府省は、弾力化に伴う効率化に応じ、これを予算に反映する
- ③ 複数年度にわたるモデル事業については、国庫債務負担行為等の活用により、複数年度にわたる予算執行に支障のないようにする

こととされている。また、モデル事業の事後評価については、「計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たす。」とされている。

(注2) 成果重視事業に係る政策評価についての審査結果の詳細については、総務省のホームページ(下記アドレス)を参照

http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/kyakukan.html

(点検項目に沿った審査の結果)

成果重視事業に係る政策評価の一層の質の向上と、それを通じた成果重視事業としての実効性を確保する観点から、平成21年度に13府省が実施した成果重視事業に係る政策評価43件について、以下①から⑥までの具体的な点検項目に沿って、政策評価として備えるべき水準の達成状況を個別に審査した。その結果、以下のとおり、すべての点検項目において、政策評価として備えるべき事項が評価書で明らかにされていない評価がみられた。

① 点検項目：目標の内容が明らかにされているかどうか。

2府省(法務省及び外務省)の2件において、一部の目標の内容が明らかにされていない。

② 点検項目：目標設定の考え方が明らかにされているかどうか。

3府省(外務省、経済産業省及び防衛省)の4件において、目標の全部又は一部について、目標設定の考え方が明らかにされていない。

③ 点検項目：手段と目標の因果関係が明らかにされているかどうか。

1 府省（防衛省）の 1 件において、手段と目標の因果関係が明らかにされていない。

④ 点検項目：目標の達成度合いの判定方法・基準が明らかにされているかどうか。

6 府省（内閣府、公正取引委員会、金融庁、総務省、環境省及び防衛省）の 12 件において、どのような場合に目標を達成したとするかの判定方法・基準が明らかにされていない。

⑤ 点検項目：予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が明らかにされているかどうか。

4 府省（内閣府、公正取引委員会、総務省及び厚生労働省）の 4 件において、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果について明らかにされていない。

⑥ 点検項目：目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策が明らかにされているかどうか。

2 府省（内閣府及び警察庁）の 2 件において、目標達成が芳しくない原因及びその改善方策が明らかにされていない。

（今後の課題）

点検結果を踏まえ、「今後の課題」として、政策評価として備えるべき事項を評価書において明らかにする必要がある旨を提起した。当該課題の対象は、11 府省（内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、環境省及び防衛省）の 18 件（25 事項）の政策評価である。

そして、平成 21 年 12 月 3 日に審査結果を関係機関に通知するに当たり、上記 11 府省に対し、審査結果で提起した今後の課題を踏まえ、今後の成果重視事業に係る政策評価に取り組むとともに、当該課題の指摘に係る評価書を修正するなど所要の改善措置を講ずるよう要請を行った。

（2）審査結果に基づく改善措置状況の把握・整理

政策評価として備えるべき事項を評価書において明らかにする必要がある旨を指摘した 11 府省の 18 件（25 事項）の政策評価について、審査結果通知後の当該府省における改善措置状況を把握するため、平成 22 年 1 月に 11 府省に対する照会を行い、その結果を整理した。本報告の取りまとめ時点における改善措置状況は、図表 I-3 のとおりである。

審査結果で提起した今後の課題を踏まえ、政策評価として備えるべき事項を明らかにするため、本報告の取りまとめ時点において、既に評価書が修正された、又は今後評価書が修正される予定である政策評価は、図表 I - 3 のとおり、6 府省（内閣府、公正取引委員会、総務省、外務省、厚生労働省及び経済産業省）の 7 件（9 事項）である。

また、特に「目標の達成度合いの判定方法・基準」については、判定方法・基準が評価書で明らかにされていない 12 件すべてが、評価の段階で判定方法・基準が定められていなかった。このため、これら 12 件の関係府省では、現時点における評価書の修正は困難な状況にあるとして、平成 22 年度の評価に向けた実施計画の変更など、今後の成果重視事業に係る政策評価の取組において対応することとしている。

図表 I - 3 成果重視事業に係る政策評価の審査結果に基づく改善措置状況（11 府省 18 件 25 事項）

府省名	政策名	政策評価として備えるべき事項についての 点検項目に係る指摘事項					
		目標の内容の 明確化	目標設定 の考え方 の明確化	手段と 目標の 因果関係 の明確化	目標の達 成度合い の判定方 法・基準 の明確化	予算執行 の効率 化・弾力 化によっ て得られ た効果の 明確化	目標達成 が芳しく ない場合 の原因分 析及びそ の結果策 定した方 策の明確 化
内閣府	経済財政政策関係業務システムの最適化				◆	○	○
公正取引委員会	法令遵守意識の向上				◆	○	
警察庁	オンライン利用促進のための環境整備						※
金融庁	金融庁業務支援統合システムの開発				◆		
	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築				◆		
総務省	職員等利用者認証業務の業務・システム最適化事業				◆		
	文書管理業務の業務・システム最適化事業				◆		
	共同利用システム基盤の業務・システム最適化事業				◆		
	電子契約システムの構築のためのシステム開発等				◆		

	恩給業務の業務・システム最適化				◆		
	政府認証基盤最適化事業				◆	○	
法務省	地図管理業務・システムの最適化事業	※					
外務省	領事業務の業務・システムの最適化	○	○				
厚生労働省	監督・安全衛生等業務の業務・システムの最適化					○	
経済産業省	地域医療情報連携システムの標準化及び実証事業		○				
	健康情報活用基盤構築のための標準化及び実証事業		○				
環境省	個体識別措置推進事業				◆		
防衛省	統合気象システム統合開発		※	※	◆		

- (注) 1 上記 11 府省への照会結果に基づき当省が作成した。
2 網掛け部分は、指摘事項に該当しないことを表す。
3 「○」は、当該事項を明らかにするため、本報告の取りまとめ時点において、既に評価書が修正された、又は今後評価書が修正される予定であることを表す。
「※」は、今後は指摘事項を踏まえ評価書を作成する旨が示されたことを表す。
「◆」は、特に「目標の達成度合いの判定方法・基準の明確化」について、平成 22 年度の評価に向けた実施計画の変更など、今後の成果重視事業に係る政策評価の取組において対応することとされていることを表す。

Ⅱ 各府省の政策評価の状況と今後の課題

1 内閣府

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間を計画期間とする「内閣府本府政策評価基本計画」(平成 20 年 2 月 18 日)及び 1 年ごとに定められる「内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② 事後評価は、内閣府本府の主要な行政目的に係る政策及び成果重視事業を対象として実績評価方式により、また、実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策等を対象に総合評価方式によりそれぞれ行うこととされている。
- ③ 事業評価方式による事前評価及び事後評価を行うこととされているが、内閣府では、基本計画で定める事業評価方式による評価の対象となる政策がないとしており、実績はほとんどない。

(注1) 評価書は、内閣府ホームページで公表されている。<http://www8.cao.go.jp/hyouka/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

政策名「公文書等の保存及び利用の取組」等 20 件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは 19 件 (95.0%) である。なお、達成目標については、214 件中 194 件 (90.7%)、測定指標については 227 件中 204 件 (89.9%) が目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行うことが基本であり、目標に関し達成しようとする水準について、数値化等により特定することが必要である。

目標に関し達成しようとする水準がほぼすべての評価について数値化等により特定されており、今後もこうした取組が進められることが期待される。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間を計画期間とする「内閣府本府政策評価基本計画」(平成 20 年 2 月 18 日)及び 1 年ごとに定められる「内閣府本府政策評価実

施計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている。

基本計画において、事前評価は、予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、評価法第9条第1号(当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること)に該当すると考えられる政策を対象として事業評価方式により行うこととされている。また、規制影響分析(RIA)を行うこととされている。

一方、事後評価は、内閣府本府の主要な行政目的に係る政策及び成果重視事業を対象として実績評価方式により、また、実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策等を対象に総合評価方式によりそれぞれ行うこととされている。また、事前評価を実施した政策のうち、事後の検証が必要と認められるものを対象として事業評価方式による事後評価を行うこととされている。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ-1-①のとおり、これまで実績評価方式及び総合評価方式により事前評価及び事後評価が行われている。事後評価は、実績評価方式及び総合評価方式によりそれぞれ行われている。基本計画には、期間内に評価の対象とする政策が掲げられているが、所掌事務の追加等の理由により新たに評価が必要になった政策や、時々の社会情勢に応じ評価が必要と考えられる政策については、これにかかわらず評価を行うこととされている。

なお、事前評価は、平成14年度に事業評価方式による評価が3件行われているが、内閣府では基本計画で定める事業評価方式による評価の対象となる政策がないとしており、その後は行われていない。

(取組状況—義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、規制については、図表Ⅱ-1-①のとおり、事業評価方式により事前評価が行われている。

図表Ⅱ-1-① 内閣府における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><実績評価方式> 対象： 内閣府本府の主要な行政目的に係る政策及び成果重視事業</p> <p>実施状況： 平成 15年 7月 18件 16年 7月 17件 17年 7月 18件 18年 6月 15件 19年 9月 11件 20年 9月 23件 21年 8月 20件</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p><総合評価方式> 対象： 実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策等</p> <p>実施状況： 平成 15年 7月 1件 17年 3～12月 3件 平成 20年 6～12月 3件</p> </div>
	事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象：評価法第9条第1号に該当すると考えられる政策 実施状況：実施状況：平成 14年 11月 3件</p> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの 実施状況：—</p> </div>
義務付け4分野の政策	規制 事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(事前) 対象：規制の新設等 実施状況：平成 20年 9月 1件 平成 21年 3月 1件</p> </div>	
<p><特徴> 内閣府の所掌事務のうち、評価法上政策評価の対象から除かれている内閣補助事務（*1）以外の分担管理事務（*2）を評価対象とし、主として実績評価方式による評価を実施。また、政策の単位に応じて、事業評価方式による事前評価及び事後評価並びに総合評価方式による事後評価も実施することとされている。 （*1） 内閣府設置法第4条第1項及び第2項に定める事務 （*2） 内閣府設置法第4条第3項に定める事務</p>			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(審査の対象)

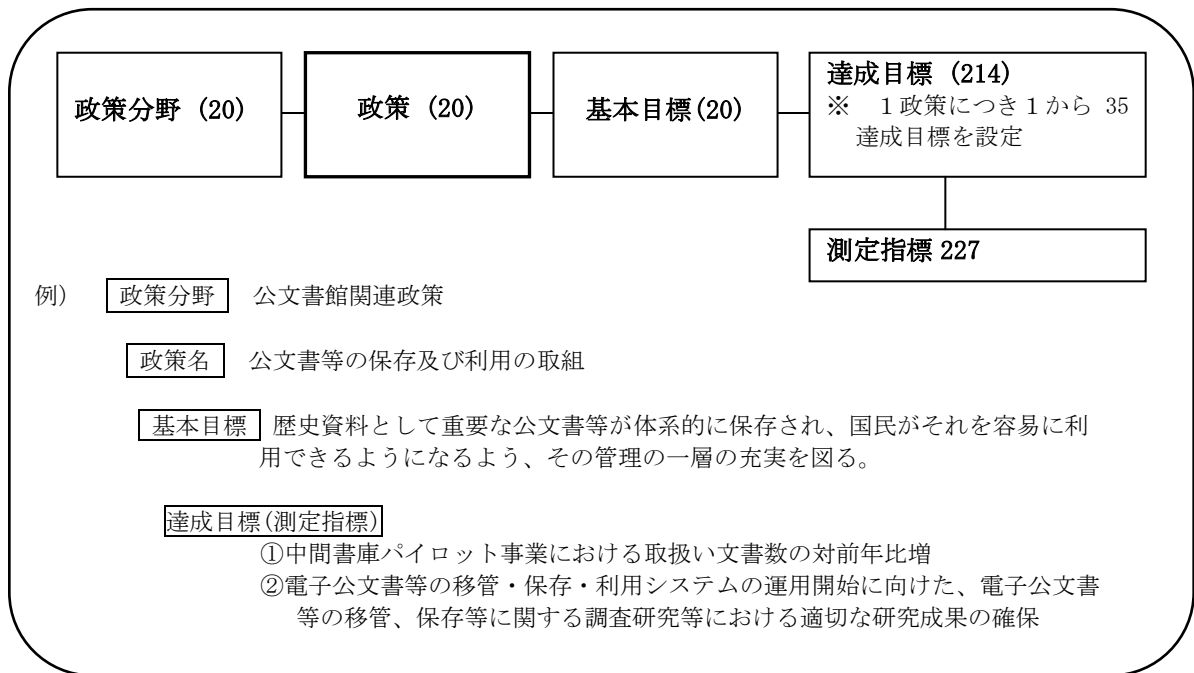
実績評価方式による評価が行われ、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 20 件を審査の対象とした。

(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる政策について、図表Ⅱ-1-②のとおり、

基本目標が設置され、その下に達成目標が設定されている。その達成目標の達成度合いを測定するため測定指標が設定されている。審査の対象とした 20 件には、それぞれ基本目標が 1 つ設定され、1 政策につき 1 から 35 の達成目標が設定されている。その下に合計で 227 の測定指標が設定されている。また、目標の達成度合いの判定は、設定された測定指標により達成目標単位で行われ、その結果に基づき政策の評価が行われている。

図表Ⅱ-1-② 内閣府における実績評価方式による評価の基本構造



(注) 内閣府の評価書を基に当省が作成した。

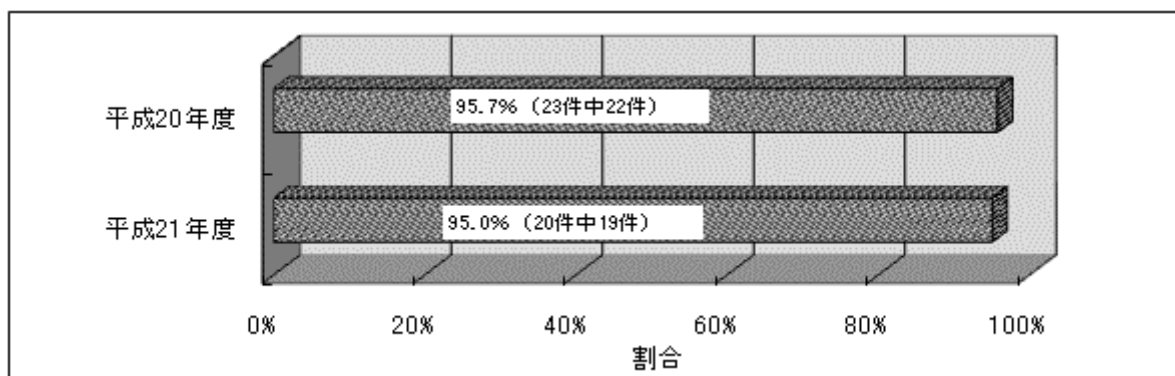
(共通の点検項目による審査—取組の工夫がみられる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ-1-③のとおり、平成 20 年度は 95.7% (23 件中 22 件)であったが、21 度は 95.0% (20 件中 19 件)となっている。なお、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されていない 1 件 (国際平和協力業務等の推進)については、内閣府では「政策の性質上、数値化した定量評価になじまない」としている。

なお、達成目標については 214 件中 194 件 (90.7%)、測定指標については 227 件中 204 件 (89.9%) が目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

図表Ⅱ－１－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている
評価の割合（実績評価方式による評価）



- (注) 1 内閣府の評価書を基に当省が作成した。
2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(特記事項－取組の工夫がみられる点)

内閣府では、実施計画において、評価対象となる政策について、あらかじめ測定指標及び目標値を設定する取組を行っている。また、実施計画の策定に併せ、測定指標等が政策の流れのどの段階に係るものであるのかを整理した参考資料（「政策の流れと測定指標及び目標値との関係」）を公表している（図表Ⅱ－１－④参照）。

図表Ⅱ-1-④ 政策の流れと測定指標及び目標値との関係

政策名：政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進		
(基本目標) 政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報・広聴を実施し国民の理解と協力を促進する。		
	アウトプット (内閣府本府の行政活動や行政活動により提供されたモノやサービスの量)	成果 (アウトカム) (他の行政機関の活動、国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響)
重要施策に関する広報	<p>政策の流れ</p>	<p>国民が各種広報媒体を通じて政府広報に接触する</p> <p>政府の重要施策に関して、その背景、内容等が広く国民に認知される</p> <p>力を得る する国民の理解と協 政府の重要政策に對</p>
	<p>指標の状況</p> <p>公共調達や経費支出に関する方針 [基準・方針の遵守]</p>	<p>実施した広報に対するアンケート調査における理解度・満足度 [理解度:70%以上、満足度:60%以上]</p>
世論の調査	<p>政策の流れ</p> <p>世論調査の実施及び公表</p> <p>関係府省庁が、政策の企画・立案等の基礎資料として利活用する</p> <p>国民が、様々な場面で利用する</p> <p>各府省庁で施策の参考とする</p>	<p>関係府省庁が、政策の企画・立案等の基礎資料として利活用する</p> <p>国民が、様々な場面で利用する</p> <p>各府省庁で施策の参考とする</p>
	<p>指標の状況</p>	<p>世論調査結果の各府省の審議会、白書などでの利活用度 [当該年度調査件数以上]</p>

(注) 内閣府の資料から抜粋した。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行うことが基本であり、目標に関し達成しようとする水準について、数値化等により特定することが必要である。

目標に関し達成しようとする水準がほぼすべての評価について数値化等により特定されており、今後もこうした取組が進められることが期待される。

2 宮内庁

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成19年度から23年度までの5年間を計画期間とする「宮内庁政策評価基本計画」(平成19年3月12日)及び1年ごとに定められる「宮内庁政策評価実施計画」に基づき、一般政策を対象に事業評価方式による事後評価が行われている(注)。
- ② 基本計画では、個々の研究開発、個々の公共事業、個々の政府開発援助及び規制の新設等を対象に事業評価方式による事前評価を行うこととされている。しかし、これまでに該当する政策がないことから、それらを対象とした政策評価の実績はない。
- ③ 宮内庁では、平成19年度に基本計画を見直し、これまで運用上評価対象としてきた「直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの」を新たに評価対象として位置付けている。

(注) 評価書は、宮内庁ホームページで公表されている。

<http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shiryo/seisaku/seisaku.html>

(2) 政策評価の実施状況

平成20年度宮内庁政策評価実施計画では、政策「宮内庁の広報活動の推進」について、平成20年度～22年度を評価実施期間とし、22年度において評価を総括することとされているため、平成21年1月1日から12月31日までに総務大臣に送付された評価書はない。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

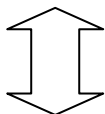
平成19年度から23年度までの5年間を計画期間とする「宮内庁政策評価基本計画」(平成19年3月12日)及び1年ごとに定められる「宮内庁政策評価実施計画」に基づき、政策評価が行われている。

基本計画において、事前評価及び事後評価は、事業評価方式を基本として行うこととされている。事前評価は、評価法施行令第3条で定める政策(個々の研究開発、個々の公共事業、個々の政府開発援助及び規制の新設等)を対象として、また、事後評価は、国民生活や社会経済に相当程度の影響を及ぼすものや多額の費用を要することが見込まれるもの及び直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるものを対象として行うこととされている。

(取組状況)

平成18年度までは、基本計画において事後評価の対象政策としている「国民生活や社会経済に相当程度の影響を及ぼすものや多額の費用を要することが見込まれるもの」がないことから、「直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される政策」を運用上対象として事後評価が行われていたが、19年度から、これを事後評価の対象とすることが基本計画で位置付けられた。

図表Ⅱ－２ 宮内庁における政策評価の取組

評価対象範囲		事前評価	事後評価
一般政策	政策(狭義) ・ 施策レベル  事務事業 レベル		<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <事業評価方式> 対象:国民生活や社会経済に相当程度の影響を及ぼすものや多額の費用を要することが見込まれるもの 直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの 実施状況:平成16年5月 2件 17年6月 1件 18年7月 1件 20年4月 1件 </div>
義務付け4分野の政策	事務事業レベル	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <事業評価方式> 対象:評価法施行令第3条で定める政策 実施状況:— </div>	
<特徴> 平成19年度から、これまで運用上対象としていた「直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される政策」を対象とすることを基本計画に位置付けている。			

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
 2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

平成20年度宮内庁政策評価実施計画では、政策「宮内庁の広報活動の推進」について、平成20年度～22年度を評価実施期間とし、22年度において評価を総括することとされているため、平成21年1月1日から12月31日までに総務大臣に送付された評価書はない。

3 公正取引委員会

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成20年度から22年度までの3年間を計画期間とする「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画」(平成20年3月28日)及び1年ごとに定められる「公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている(注)。
- ② あらかじめ明らかにした政策体系に基づき事務事業レベルの政策について、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により評価を行うこととされている。
- ③ 実績評価方式による評価を行う政策については、必要に応じて、総合評価方式による事後評価を行うこととされている。

(注) 評価書は、公正取引委員会ホームページで公表されている。

<http://www.jftc.go.jp/info/seisaku.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

政策名「企業結合の審査(平成20年度)」等4件のすべてにおいて、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

イ 今後の課題

平成21年度の評価でも、すべての政策で、少なくとも一つ以上の測定指標において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されたところであり、今後もこうした取組が進められることが期待される。

一方で、実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いを評価することが基本である。その他の測定指標についても、必要に応じて、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが可能か否か引き続き検討をすることが必要である。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成20年度から22年度までの3年間を計画期間とする「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画」(平成20年3月28日)及び1年ごとに定められる「公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている。

基本計画においては、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、

あらかじめ明らかにした政策評価体系について網羅的に評価を行うこととされている。また、政策評価を行うに当たっては、施策等の特性等に応じて合目的的に、「実績評価」、「総合評価」及び「事業評価」やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとされている。

実績評価方式による評価を行う政策については、必要に応じて、これに加えて総合評価方式による事後評価を行い、政策の効果や問題点等を把握するとともに、その原因について分析・検証を行うこととされている。

（取組状況－一般政策についての政策評価）

一般政策については、図表Ⅱ－３－①のとおり、実績評価方式を中心に事後評価が行われている。

（取組状況－義務付け４分野の政策についての政策評価）

義務付け４分野の政策のうち、規制については、図表Ⅱ－３－①のとおり、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ－３－① 公正取引委員会における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価		事後評価				
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル	<p>↑</p> <p>↓</p>	<p>↑</p> <p>↓</p>	<p>＜事業評価方式＞</p> <p>対象： 測定可能な特定の政策効果を得ることを期待して実施する事務事業に係る政策</p> <p>実施状況： －</p>	<p>＜総合評価方式＞</p> <p>対象： 多様な効果が期待されるため、多角的な分析が必要な施策、その重要性から掘り下げた分析が必要な施策等</p> <p>実施状況： －</p>	<p>＜事業評価方式＞</p> <p>対象： 測定可能な特定の政策効果を得ることを期待して実施した事務事業</p> <p>実施状況： 平成 15年 8月 3件 16年 7月 1件</p>	<p>＜実績評価方式＞</p> <p>対象： 法違反行為に対する措置等継続的に実施することが予定されており、目標に対してどのような実績が挙がっているかを定期的に測定する必要がある施策等</p> <p>実施状況： 平成 14年 10月 1件 15年 6～8月 4件 16年 7月 5件 17年 3～7月 6件 18年 7月 5件 19年 7月 4件 20年 8月 5件 21年 7月 4件</p>	<p>＜総合評価方式＞</p> <p>対象： 多様な効果が期待されるため、多角的な分析が必要な施策、その重要性から掘り下げた分析が必要な施策等</p> <p>実施状況： 平成 15年 6～8月 2件 17年 7～11月 4件 18年 7月 2件 19年 7月 7件 20年 3～8月 4件 21年 3～7月 4件</p>
	事務事業 レベル			<p>＜事業評価方式＞</p> <p>対象： 測定可能な特定の政策効果を得ることを期待して実施する規制に係る政策</p> <p>実施状況： 平成 20年 3月 3件 21年 2月 1件</p>				
義務付け 4分野の 政策	規制	事務事業 レベル						
<p>＜特徴＞</p> <p>政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、あらかじめ明らかにした政策評価体系について網羅的に評価を行うこととされている。また、政策評価を行うに当たっては、施策等の特性等に応じて合目的に、「実績評価」、「総合評価」及び「事業評価」やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとされている。</p> <p>なお、事前評価については、基本計画において、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとされている。</p>								

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
 2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはI-1-3参照）。

ア 現状

（審査の対象）

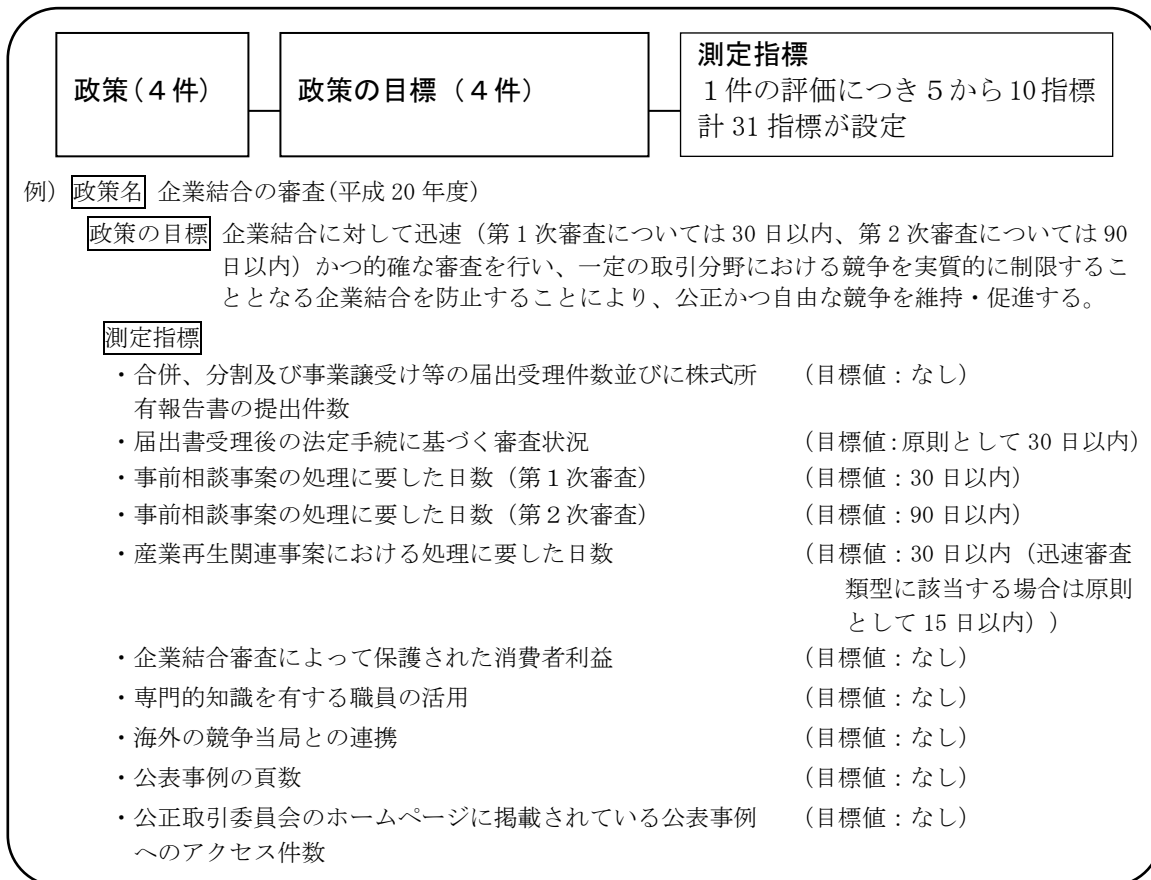
実績評価方式による評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された4件を審査の対象とした。

（評価の設計）

実績評価方式による評価の対象となる政策ごとに、図表Ⅱ-3-②のとおり、政策の目標が設定されている。具体的な達成状況については、測定指標を設定し、その結果により政策効果を把握しようとしている。審査の対象とした4件の政策評価は、1件当たり測定指標が5指標から10指標設定され、合計では31指標が設定されている。

また、目標の達成度合いの判定は、設定された測定指標により達成度合いや進捗状況を測定し、その結果に基づき、事務事業レベルの政策単位で行われている。

図表Ⅱ-3-② 公正取引委員会における実績評価方式による評価の基本構造



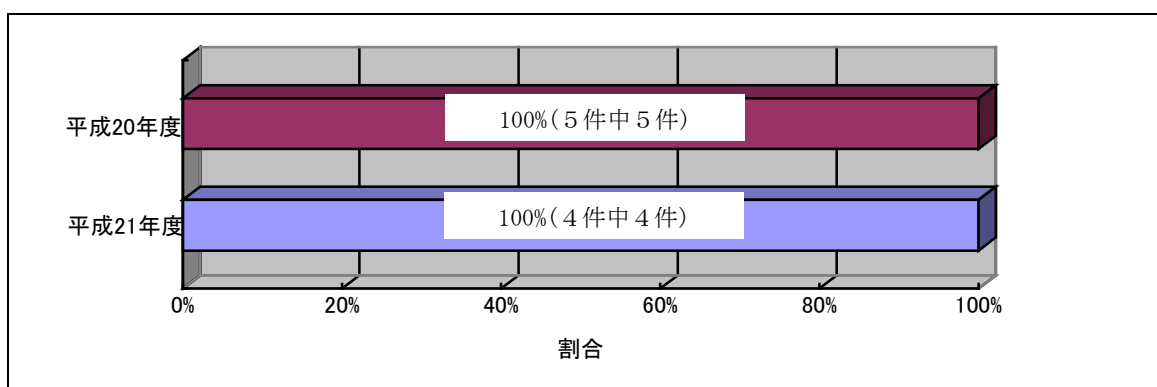
(注) 公正取引委員会の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査—取組の工夫が求められる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

平成 21 年度の評価では、図表Ⅱ－3－③のとおり、20 年度に引き続き、評価が行われた 4 件すべての政策で、少なくとも一つ以上の測定指標において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているが、その他の測定指標については特定されていないものがある。

図表Ⅱ－3－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



- (注) 1 公正取引委員会の評価書を基に当省が作成した。
2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

イ 今後の課題

平成 21 年度の評価でも、すべての政策で、少なくとも一つ以上の測定指標において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されたところであり、今後もこうした取組が進められることが期待される。

一方で、実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いを評価することが基本である。その他の測定指標についても、必要に応じて、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが可能か否か引き続き検討をすることが必要である。

4 国家公安委員会・警察庁

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成18年1月1日から20年12月31日までの3年間を計画期間とする「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」(平成17年12月)及び1年ごとに定められる「政策評価の実施に関する計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② 事前評価は、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業等について重点的に行うこととされている。
事後評価は、警察行政の各分野における主要な政策については実績評価方式により、既に実施されている国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業等については事業評価方式により行うこととされている。さらに、社会経済情勢の変化により見直し・改善が必要とされるものなどの特定の行政課題については総合評価方式により行うこととされている。
- ③ 平成17年までは、事業評価方式による事前評価及び事後評価を中心に政策評価が行われ、実績評価方式による評価は、主に17年までを評価期間とする28業績目標について、評価の経過を記載した経過報告書が作成されていた。
- ④ 平成18年以降は、実績評価方式による評価を中心とし、21年は主に20年を評価期間としてあらかじめ設定した28業績目標について実績評価方式による評価が行われている。

(注1) 評価書は、警察庁ホームページで公表されている。

http://www.npa.go.jp/seisaku_hyoka/index.htm

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

業績目標「犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり」等28件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、21件(75.0%)である。なお、業績指標については、68件中49件(72.1%)が目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行うことが基本であり、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが必要である。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成18年1月1日から20年12月31日までの3年間を計画期間(注2)とする「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」(平成17年12月)及び1年ごとに定められる「政策評価の実施に関する計画」に基づき、一般政策及び規制を対象として政策評価が行われている。

基本計画において、事前評価は、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業等について重点的に行うこととされている。

事後評価は、各年の実施計画で政策評価の対象とする政策、評価期間及び評価方式等を定め、評価期間が経過したものについて政策評価を行うこととされている(注3)。具体的には、警察行政の各分野における主要な政策については実績評価方式により、既に実施されている国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業等については事業評価方式により行うこととされている。さらに、社会経済情勢の変化により見直し・改善が必要とされるものなどの特定の行政課題については総合評価方式により行うこととされている。

(注2) 平成20年12月25日に、21年1月1日から24年3月31日までを計画期間とする新たな「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」が策定されている。

今回審査の対象とした政策評価は、平成18年1月1日から20年12月31日までを計画期間とする「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」(平成17年12月27日)に基づくものである。

また、国家公安委員会及び警察庁では、今回審査の対象とした政策評価までは暦年を評価期間の単位として実施されていたが、今後は年度を評価期間の単位として政策評価が行われることとなる。

(注3) 評価に2年以上の期間を要する政策のうち、評価期間が経過していないものについて、必要に応じて経過報告書を作成することとされている。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策について、図表Ⅱ-4-①のとおり、平成17年までは事業評価方式による事前評価及び事後評価を中心に政策評価が行われていた。平成18年以降は、実績評価方式による評価を中心としている。

なお、平成21年は、主に20年を評価期間としてあらかじめ設定した28業績目標すべてについて実績評価方式による評価が行われている。

また、平成17年まで中心として行われてきた事業評価方式による事前評価及び事後評価は、20年以降行われていない。これは、各年の実施計画により事前評価の対象としてきた予算概算要求の重点事項とする政策は、実績評価方式による評価を行うことにより評価が可能としたためである。新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他市民生活や社会経済に与える影響が大きい政策については、必要に応じて事業評価方式による事前評価を実施することとされている。

(取組状況—義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、規制については、図表Ⅱ-4-①のとおり、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ-4-① 国家公安委員会・警察庁における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象： 新規に開始しようとする政策のうち、</p> <p>①国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制 ②多額の支出を伴う事業 ③その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策</p> <p>実施状況： 平成14年9月 17件 15年8月 16件 16年8月 16件 17年8月 13件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><実績評価方式> 対象：警察行政における主要な政策</p> <p>実施状況： 平成16年8月 1件 17年1月 1件 18年8月 28件 19年7月 28件 20年7月 27件 21年7月 28件</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><総合評価方式> 対象： ①経済社会情勢の変化により見直し・改善が必要とされるもの ②国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ③社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ④従来の政策を見直し、新たな政策展開を図ろうとするもの ⑤評価を実施してから長期間が経過したもの</p> <p>実施状況： 平成17年1月 1件 17年12月 1件 18年12月 1件 19年7月 1件 20年12月 1件</p> </div>
	事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象： 既に実施されている国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策</p> <p>実施状況： 平成17年1月 2件 17年12月 3件 19年7月 1件 19年12月 1件</p> </div>	
義務付け4分野の政策	規制 事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象：法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>実施状況：平成20年2月 6件 20年10月 12件 21年2月 2件</p> </div>	
<p><特徴> 平成17年までは、事業評価方式による事前評価及び事後評価を中心に政策評価が行われてきた。平成18年以降は、実績評価方式による評価が国家公安委員会及び警察庁の政策評価の中心になっている。</p>			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(審査の対象)

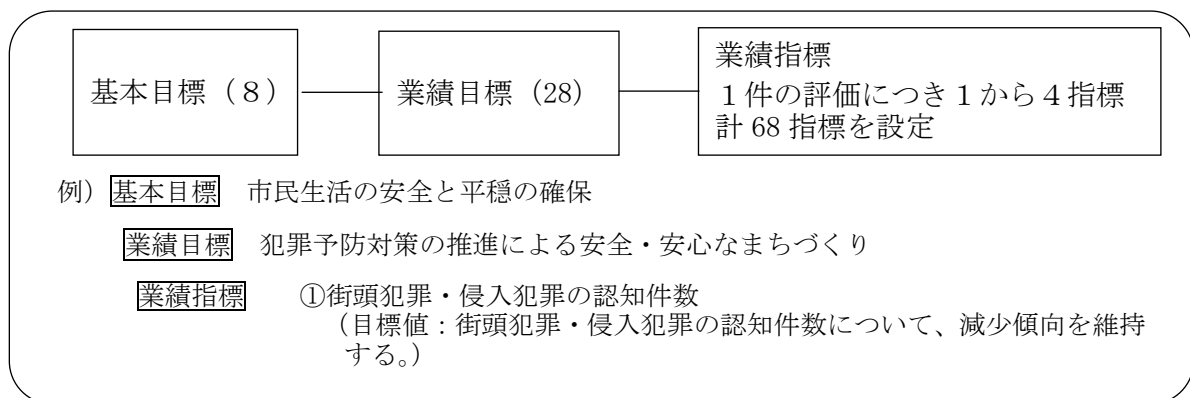
実績評価方式による評価が行われ、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 28 件を審査の対象とした。

(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象とする政策について、国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系が構築されている。警察行政における主要な目標(基本目標)、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標(業績目標)が、図表Ⅱ-4-②のとおり設定されている。審査の対象とした 28 件の業績目標には、業績指標が 1 件当たり 1 指標から 4 指標設定され、合計で 68 指標(注 4)が設定されている。

(注 4) これら 68 指標のほかに、業績目標をめぐる社会経済情勢を的確に把握・分析するための指標として参考指標が 38 指標設定されている。

図表Ⅱ-4-② 国家公安委員会・警察庁における実績評価方式による評価の基本構造



(注) 国家公安委員会及び警察庁の評価書を基に当省が作成した。

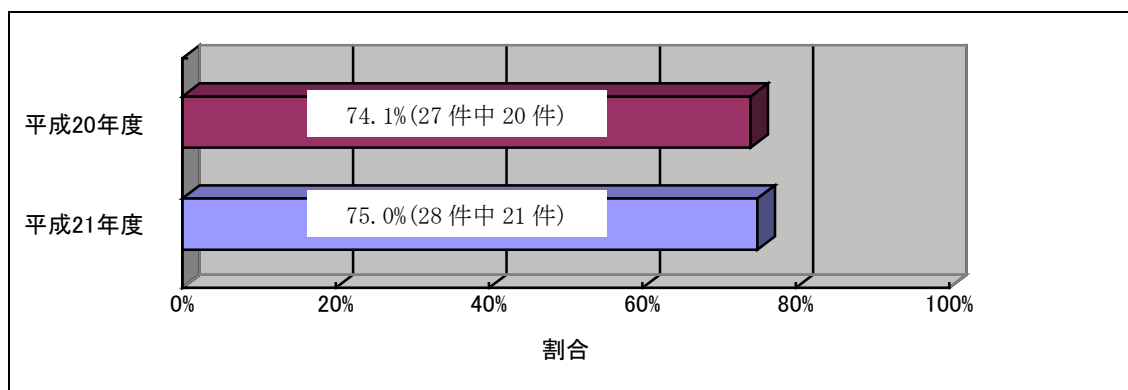
(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。国家公安委員会及び警察庁では、平成 18 年から実績評価方式による評価を中心として政策評価が行われているところであるが、21 年度について目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ-4-③のとおり、75.0% (28 件中 21 件)

であり、20年度の74.1%（27件中20件）と比べて横ばいである。

なお、業績指標については、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものの割合は72.1%（68件中49件）であり、平成20年度の60.9%（69件中42件）と比べて増加している。

図表Ⅱ－４－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



（注）1 国家公安委員会及び警察庁の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。今後も、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定する取組をより一層推進する必要がある。

5 金融庁

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成 20 年 7 月 1 日から 24 年 3 月 31 日までの 3 年 9 か月間を計画期間とする「金融庁における政策評価に関する基本計画」(平成 20 年 7 月 3 日)及び 1 年ごとに定められる「金融庁政策評価実施計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② 事前評価は事業評価方式により、事後評価は実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により行われている。評価の中心は、実績評価方式による評価である。

(注1) 評価書は、金融庁ホームページで公表されている。<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 24 件

政策名「金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施」等 24 件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、11 件(45.8%)である。

(イ) 事業評価方式による事前評価 1 件

事業名「電子データ保全解析および証拠化機材の整備」に係る政策評価は、得ようとする効果及び効果の把握の方法は、具体的に特定されていなかったが、事後的検証を行う時期は、具体的に特定されている。

(ウ) 事業評価方式による事後評価 4 件

- ① 事業名「オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化」等 4 件について、得ようとした効果が具体的に特定されているものは、2 件(50.0%)である。
- ② 把握された効果が具体的に特定されているものは、1 件(25.0%)である。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。新たに平成 20 年 7 月に基本計画及び実施計画が策定され、施策の目標に関し達成しようとする水準について数値化等により特定されるなど昨年度と比較して一定の改善が見られる。今後も参考指標から測定指標への変更が可能なものがあるかどうかを検討するなどして、目標に関し達成しようとする水準について数値化等により特定していくことが必

要である。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事業評価方式による評価の取組を有意義なものとするためにも、事前評価を行うに当たって、得ようとする効果やその把握の方法を具体的に特定しておくことが望まれる。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

昨年度と比較して一定の改善が見られるが、事後評価を行うに当たっては、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況を踏まえた評価が行われることが今後も望まれる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成 20 年 7 月 1 日から 24 年 3 月 31 日までの 3 年 9 か月間を計画期間とする「金融庁における政策評価に関する基本計画」(平成 20 年 7 月 3 日)及び 1 年ごと(注 2)に定められる「金融庁政策評価実施計画」に基づき、政策評価が行われている。

基本計画において、事前評価は、評価法第 9 条により義務付けられている政策及び新規に開始又は拡充される事業を対象として、事業評価方式により行うこととされている。

事後評価は、金融庁の任務を達成するために重要な政策を対象として、実績評価方式により行うこととされている。さらに、新規に開始した制度等で一定期間を経過した政策又は社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされる政策を対象として、総合評価方式により行うこととされている。また、評価法第 7 条第 2 項第 2 号に該当する政策及び事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたものを対象として、事業評価方式により行うこととされている。

(注 2) 毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの事務年度を単位として、評価が行われている。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ-5-①のとおり、これまで事前評価及び事後評価が行われている。事前評価については、事業評価方式により行われている。一方、事後評価は、実績評価方式による評価が中心となっており、総合評価方式による評価も行われている。また、平成 18 年度から事業評価方式による事後評価が行われている。

(取組状況—義務付け 4 分野の政策についての政策評価)

義務付け 4 分野の政策のうち、規制については、図表Ⅱ-5-①のとおり、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ－５－① 金融庁における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><実績評価方式> 対象： 金融庁の任務を達成するために重要な政策</p> <p>実施状況： 平成 14 年 12 月 26 件 15 年 8 月 27 件 16 年 8 月 38 件 17 年 8 月 43 件 18 年 8 月 28 件 19 年 8 月 26 件 20 年 8 月 25 件 21 年 8 月 24 件</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p><総合評価方式> 対象： 新規に開始した制度等で一定期間を経過した政策又は社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされる政策</p> <p>実施状況： 平成 17 年 8 月 1 件 20 年 8 月 1 件</p> </div>
	事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象： 規制の新設など新規に開始又は拡充される事業</p> <p>実施状況：平成 15 年 8 月 6 件 16 年 8 月 5 件 17 年 8 月 7 件 18 年 8 月 4 件 19 年 8 月 3 件 20 年 8 月 1 件 21 年 8 月 1 件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象： 事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの</p> <p>実施状況：平成 18 年 8 月 5 件 19 年 8 月 3 件 20 年 8 月 6 件 21 年 8 月 4 件</p> </div>
義務付け 4 分野の政策	規制 事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(事前) 対象：評価法施行令第 3 条に規定する政策</p> <p>実施状況： 20 年 2 月 2 件 21 年 4 月 1 件 20 年 3 月 9 件 21 年 5 月 3 件 20 年 5 月 2 件 21 年 6 月 2 件 20 年 7 月 1 件 21 年 7 月 1 件 20 年 10 月 6 件 21 年 10 月 6 件 20 年 11 月 2 件 21 年 11 月 4 件 21 年 3 月 11 件 21 年 12 月 2 件</p> </div>	
<p><特徴> 評価の中心は、実績評価方式による評価である。 また、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。総合評価方式による評価も行われている。</p>			

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 (審査の対象)

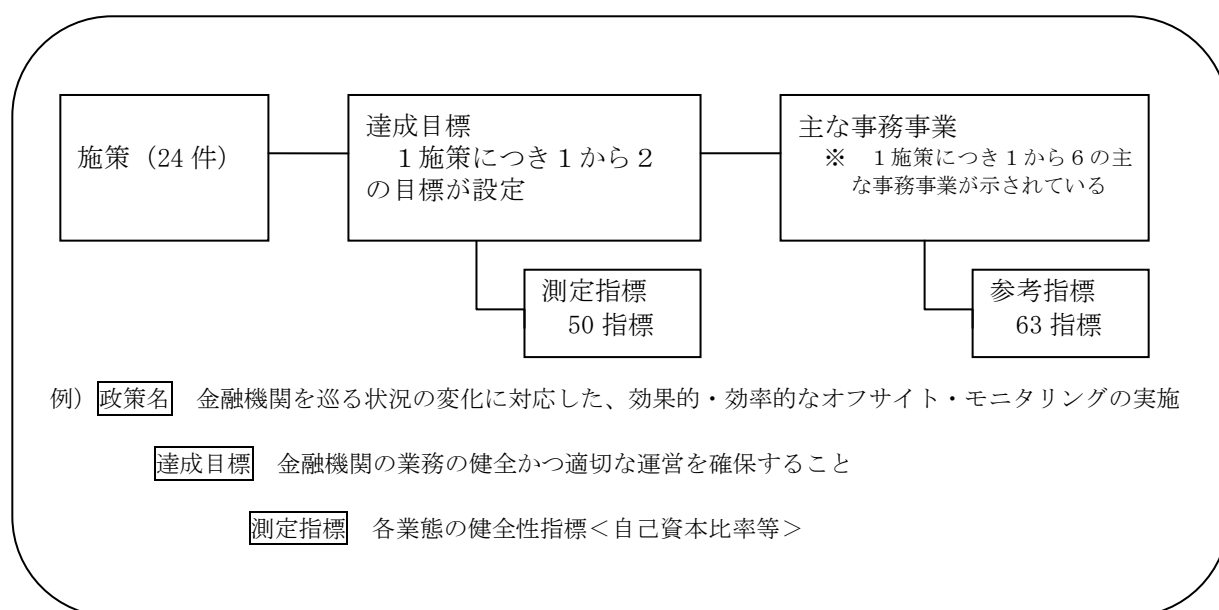
実績評価方式による評価が行われ、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 24 件を審査の対象とした。

(評価の設計)

審査対象とした 24 件には、図表Ⅱ－5－②のとおり、個々に達成すべき目標が設定されている。これについての測定指標が 1 指標から 5 指標設定され、合計で 50 指標が設定されている。また同じく、参考指標が 1 指標から 10 指標設定され、合計で 63 指標が設定されている。各政策には、当該年度に重点的に取り組むべき「主な事務事業」が提示され、政策の達成すべき目標と「主な事務事業」を関連付けて評価する試みが行われている。

また、目標の達成度合いの判定は、指標の測定結果に基づき政策（達成目標）単位で行われている。

図表Ⅱ－5－② 金融庁における実績評価方式による評価の基本構造



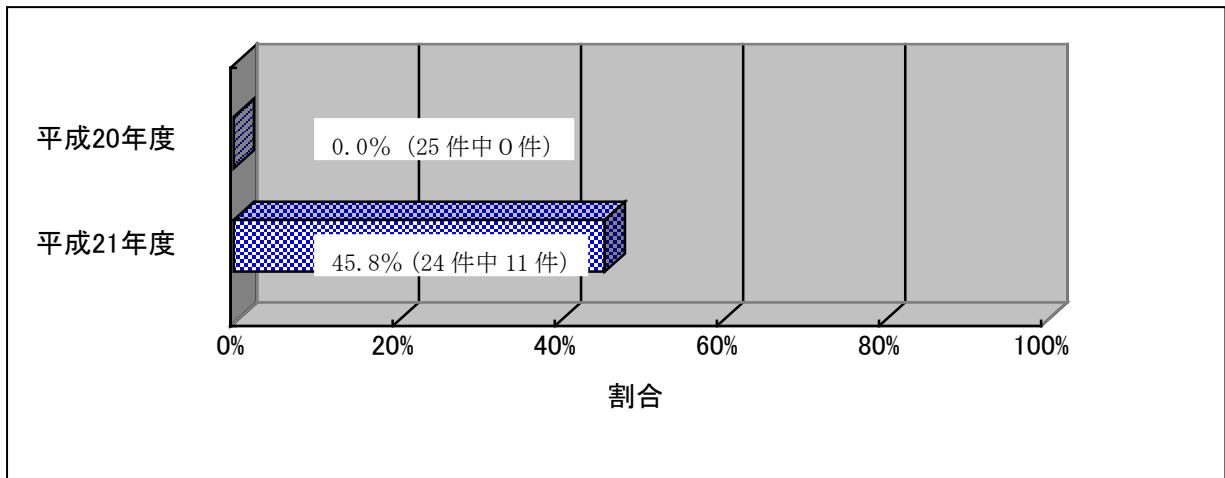
(注) 金融庁の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

図表Ⅱ－5－③のとおり、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、平成 20 年度と比較して大幅に改善されているものの、45.8% (24 件中 11 件) にとどまっている。

図表Ⅱ－５－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



(注) 1 金融庁の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(イ) 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された1件を審査の対象とした。

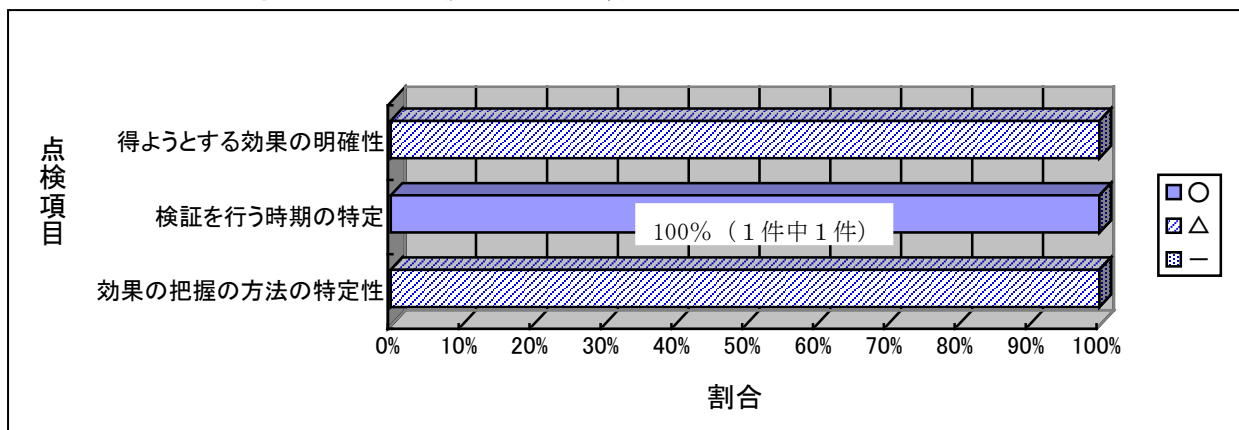
(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが必要である。

また、政策効果が発現した際にどのような方法で把握・測定するのか、その手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことは、事後的検証を適切に行うためには不可欠である。

審査対象とした「電子データ保全解析および証拠化機材の整備」では、図表Ⅱ－５－④のとおり、事後的検証を行う時期は特定されているが、得ようとする効果及び効果の把握の方法は具体的に特定されていない。

図表Ⅱ－５－④ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



(注) 1 金融庁の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

事業評価方式による事後評価が行われている府省は限られている中で、平成18年度から、事後評価が行われている。

(審査の対象)

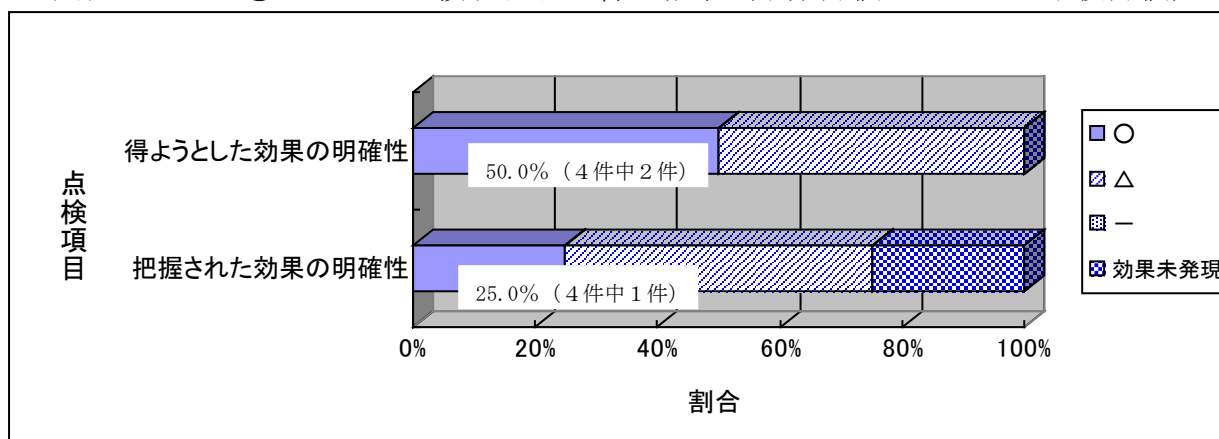
事業評価方式による事後評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された4件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

事後評価においては、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしていくことが必要である。

このうち、得ようとした効果が明らかにされているものは、図表Ⅱ－５－⑤のとおり、4件中2件（50.0%）であり、残りの2件については、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。また、把握された効果が特定されているものは4件中1件（25.0%）にとどまっている。

図表Ⅱ－５－⑤ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事後評価）



(注) 1 金融庁の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明瞭性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明瞭性」

「○」、「△」及び「－」の分類については、上記2と同様である。なお、「効果未発現」の分類は、現時点で効果が発現しておらず、「○」、「△」及び「－」を付すことができないものを表す。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。

このような中で、新たに平成20年7月に基本計画及び実施計画が策定され、施策の目標に関し達成しようとする水準について数値化等により特定されるなど昨年度と比較して一定の改善が見られる。

今後も参考指標から測定指標への変更が可能なものがあるかどうかを検討するなどして、目標に関し達成しようとする水準について数値化等により特定していくことが必要である。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事業評価方式による評価の取組を有意義なものとするためにも、事前評価を行うに当たって、得ようとする効果やその把握の方法を具体的に特定しておくことが望まれる。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

昨年度と比較して一定の改善が見られるが、事後評価を事業評価方式により実施する場合においては、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが今後も望まれる。

6 総務省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

① 平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする「総務省政策評価基本計画」(平成19年11月26日)及び1年ごとに定められる「総務省政策評価実施計画」に基づき、一般政策、研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に政策評価が行われている(注1)。

② 一般政策については、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により評価が行われている。

総務省の主要な政策を対象として、実績評価方式又は総合評価方式により事後評価が行われている。また、相当程度の社会的影響等があると認められるもの(予定総事業費10億円以上の予算要求を伴う新規事業等一定額以上の事業規模の事業)について、事業評価方式により事前評価及び事後評価が行われている。

③ 研究開発については、総事業費が5億円を超える個々の研究開発(事業規模は予算要求額)について、事業評価方式により事前評価が行われている。また、一定期間継続している研究開発制度及び事前評価を実施した個々の研究開発を対象として、事業評価方式により事後評価が行われている。

個々の公共事業については、総事業費が5億円を超えるもの(事業規模は予算要求額)について、事業評価方式により事前評価が行われている。

規制については、規制の新設又は改廃を目的とする政策を対象として、事業評価方式により事前評価が行われている。

(注1) 評価書は、総務省ホームページで公表されている。

http://www.soumu.go.jp/menu_02/hyouka/index.html

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価、総合評価方式による事後評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 総務省の主要な政策を対象とする政策評価

a 実績評価方式による評価 4件

政策名「情報通信技術の研究開発・標準化の推進」等4件すべてが、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

b 総合評価方式による事後評価 8件

政策名「適正な行政管理の実施」等8件の中には、「参考となる指標その他の参考となる情報」に設定されている「分析の視点」を踏まえた分析が行われていないなど、基本目標の達成状況を様々な角度から掘り下げて分析したとは言

い難いものがみられる。

(イ) 事務事業レベルの政策を対象とする政策評価

a 事業評価方式による事前評価 4件

- ① 政策名「700 MHz 帯等を用いた移動通信技術に関する検討」等4件のうち、得ようとする効果が具体的に特定されているものは、2件(50.0%)である。
- ② 事後的検証を行う時期が具体的に特定されているものは、2件(50.0%)である。効果の把握の方法については、4件すべてが具体的に特定されている。

b 事業評価方式による事後評価 3件

政策名「政府認証基盤最適化事業」等3件のうち、得ようとした効果が具体的に特定されているものは、2件(66.7%)である。把握された効果については、3件すべてが具体的に特定されている。

イ 今後の課題

(ア) 総務省の主要な政策を対象とする政策評価

a 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行うことが基本であり、今後も、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定していく取組の推進が期待される。

b 総合評価方式による事後評価

基本目標の達成状況を「参考となる指標その他の参考となる情報」や「目標(値)を設定した指標」を用いて分析するに当たり、様々な角度から掘り下げて分析し、その結果を踏まえ、達成状況についての合理的な説明が行われることが必要である。

(イ) 事務事業レベルの政策を対象とする政策評価

a 事業評価方式による事前評価

事前評価を行うに当たっては、①得ようとする効果を具体的に特定することや、②事後における効果の検証の時期や方法を明らかにすることが望まれる。

b 事業評価方式による事後評価

事後評価を行うに当たっては、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする「総務省政策評価基本計画」(平成19年11月26日)及び1年ごとに定められる「総務省政策評価実施計画」

に基づき、政策評価が行われている。

これら基本計画等において、一般政策については、総務省の主要な政策を対象に実績評価方式又は総合評価方式により事後評価を行うほか、相当程度の社会的影響等があると認められるもの(予定総事業費 10 億円以上の予算要求を伴う新規事業等一定額以上の事業規模の事業) について、事業評価方式による事前評価及び事後評価を行うこととされている。

また、研究開発及び個々の公共事業については、総事業費が 5 億円を超えるもの等一定額以上の事業規模(予算要求額)の事業等について、事業評価方式により事前評価及び事後評価を行うこととされている。さらに、規制については、規制の新設又は改廃を目的とする政策について、事業評価方式により事前評価を行うこととされている。

(取組状況－一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ－6－①のとおり、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により評価が行われている。総務省の主要な政策について、平成 19 年度までは、毎年度、すべての主要な政策を対象として、実績評価方式により事後評価を実施していたが、20 年度からは、政策によって、「毎年度」、「2 年に 1 回」又は「3 年に 1 回」の頻度で、実績評価方式又は総合評価方式により事後評価を実施している。

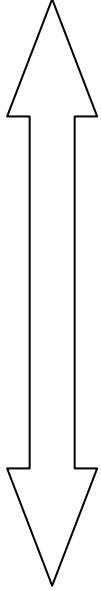
(取組状況－義務付け 4 分野の政策についての政策評価)

義務付け 4 分野の政策のうち、研究開発については、図表Ⅱ－6－①のとおり、個々の研究開発について、事業評価方式により事前評価が行われている。個々の研究開発は、平成 16 年度までは総事業費が 10 億円以上のものを評価対象としていたが、17 年度からは、自発的な取組として、総事業費が 5 億円を超えるものに評価対象を拡大している。また、一定期間継続している研究開発制度及び事前評価を実施した個々の研究開発を対象として、事業評価方式により事後評価が行われている。

個々の公共事業については、図表Ⅱ－6－①のとおり、事業評価方式により事前評価が行われている。なお、事後評価については、これまでのところ実績がない。

規制については、図表Ⅱ－6－①のとおり、事業評価方式により事前評価が行われている。

図表Ⅱ－6－① 総務省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価	
一般政策	政策(狭義) ・ 施策 レベル  事務事業 レベル	<p><実績評価方式> 対象：総務省の主要な政策 実施状況： 平成14年8月 83件 15年7月 79件 16年7月 79件 17年7月 26件 18年7月 26件 19年7月 26件 20年7月 3件 21年7月 4件</p> <p><総合評価方式> 対象：総務省の主要な政策 実施状況： 平成20年7月 9件 21年7月 8件 <総合評価方式> 対象：分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策 実施状況： 平成16年3月 1件 18年3月 1件 19年7月 1件</p>	<p><事業評価方式> 対象：新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業のうち相当程度の社会的影響等があると認められる事業（注3） 実施状況：平成17年8月 9件 18年8月 9件 19年8月 12件 19年8月 12件 20年8月 3件 21年8月 4件</p>	<p><事業評価方式> 対象：①事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの、②一定期間継続している事業であって相当程度の社会的影響等があると認められる事業（注4） 実施状況：平成17年7月 13件 18年7月 6件 19年7月 3件 20年7月 4件 21年7月 3件</p>
	義務付け4分野の政策	研究開発 事務事業 レベル	<p>(事前) 対象：既に予算措置がなされており当該事業を行うことで相当程度の社会的影響等があると認められる研究開発課題（注5） 実施状況：平成14年11月 18件 15年8月 6件 16年8月 4件 17年2月 6件 17年8月 6件 18年8月 9件 19年8月 6件 20年8月 5件 21年8月 9件</p>	<p>(事後) 対象：一定期間継続している研究開発制度 実施状況：平成18年7月 1件 19年7月 1件</p>
公共事業 事務事業 レベル		<p>(事前) 対象：既に予算措置がなされており当該事業を行うことで相当程度の社会的影響等があると認められる公共事業（注6） 実施状況：平成17年8月 2件 21年8月 1件</p>	<p>(事後) 対象：事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの 実施状況：－</p>	
規制 事務事業 レベル		<p>(事前) 対象：規制の新設又は改廃を目的とする政策 実施状況：平成19年7月1件、12月2件 20年1月～12月 11件 21年1月～11月 8件</p>		

<特徴>

- 総務省は、行政改革・行政運営、地方行財政、選挙、情報通信（ICT政策）、郵政行政、統計、消防などの幅広い行政分野を担っている。このため、国民からみて分かりやすく、また、体系的かつ合理的で的確な政策評価を実施する観点から、総務省の所管政策を七つの行政分野-20の「主要な政策」-82の「下位レベルの施策」-「事務事業（施策の実施手段）」に体系化し、この政策体系をあらかじめ明らかにした上で、「主要な政策」を対象として、実績評価方式又は総合評価方式により事後評価を実施している。
- 平成17年度からは、自発的な取組として、一般政策を対象に、事業評価方式による事前評価及び事後評価を実施している。
- 個々の研究開発及び個々の公共事業は、事前評価について、評価法により実施を義務付けられているもの以外も評価を行っている。

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

3 予定総事業費が10億円以上の新規事業等

4 5年間の予算の合計額が10億円以上の継続事業等

5 総事業費が5億円を超えるもの（平成16年度までは10億円以上のもの）

6 総事業費が5億円を超えるもの

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価、総合評価方式による事後評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（個々の研究開発の評価についてはI-2-1、個々の公共事業の評価についてはI-2-2参照）。

ア 現状

(ア) 総務省の主要な政策を対象とする政策評価

(評価の設計)

総務省は、幅広い行政分野にかかわる政策を所管していることから、国民からみて分かりやすく、また、体系的かつ合理的で的確な政策評価を実施する観点から、評価対象政策について、図表II-6-②のとおり、「行政改革・行政運営」、「地方行財政」、「選挙制度等」、「電子政府・電子自治体」、「情報通信（ICT政策）」、「郵政行政」及び「国民生活と安心・安全」の七つの行政分野を中心に、政策体系が構築されている。

行政分野の下には、政策評価と予算・決算との連携の要請を踏まえて整理した、20の「主要な政策」（予算書・決算書の表示科目と対応）が設定されており、「主要な政策」は82の「下位レベルの施策」で構成されている。「主要な政策」ごとに基本目標が設定され、「主要な政策」の単位で評価が行われている。

「主要な政策」の評価は、上記の政策体系のほか、当該政策の基本目標、その達成度合いを測るための目標（値）を設定した指標及び参考となる指標その他の参考となる情報をあらかじめ明らかにした上で、政策の特性等に応じて、実績評価方式又は総合評価方式により評価を行うこととされている。評価方式の選択については、「主要な政策」が、その基本目標の達成度合いを目標（値）を設定した指標群を用いることによりおおむね測定できるものである場合には、実績評価方式により評価し、必要に応じて参考となる指標その他の参考となる情報を補完的に用いることとされている。一方、「主要な政策」が、それに該当

しない場合には、参考となる指標その他の参考となる情報を中心的に用いて総合評価方式により評価し、必要に応じて目標（値）を設定した指標を補完的に用いることとされている。

また、平成19年度までは、すべての「主要な政策」について毎年度評価を実施していたが、20年度からは、評価の重点化・効率化の観点から、政策の特性等に応じて「毎年度」、「2年に1回」又は「3年に1回」の頻度で評価を実施することとされている（当該年度に評価を実施しない「主要な政策」については、直近の指標等の状況を把握するための「モニタリング」を実施）。

図表Ⅱ－6－② 総務省の主要な政策ごとの評価方式等

行政分野	主要な政策名	下位レベルの施策数	評価方式	評価頻度	平成21年度評価対象	指標数等
行政改革・行政運営	政策1 国家公務員の人事管理の推進	10	総合	2年ごと		3 (16)
	政策2 適正な行政管理の実施	3	総合	2年ごと	○	2 (5)
	政策3 行政評価等による行政制度・運営の改善	4	総合	2年ごと		1 (11)
地方行財政	政策4 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	5	総合	2年ごと	○	0 (18)
	政策5 地域力創造	5	総合	2年ごと		2 (10)
	政策6 地方財源の確保と地方財政の健全化	4	総合	1年ごと	○	0 (9)
	政策7 分権型社会を担う地方税制度の構築	1	総合	1年ごと	○	0 (7)
選挙制度等	政策8 選挙制度等の適切な運用	3	総合	3年ごと		0 (7)
電子政府・電子自治体	政策9 電子政府・電子自治体の推進	2	総合	2年ごと		3 (6)
情報通信 (ICT政策)	政策10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	2	実績	1年ごと	○	3 (0)
	政策11 情報通信技術高度利活用の推進	8	実績	3年ごと		9 (2)
	政策12 ユビキタスネットワークの整備	5	実績	3年ごと	○	6 (8)
	政策13 情報通信技術利用環境の整備	5	実績	3年ごと		10 (10)
	政策14 電波利用料財源電波監視等の実施	6	総合	3年ごと		0 (9)
	政策15 ICT分野における国際戦略の推進	2	実績	1年ごと	○	5 (2)
郵政行政	政策16 郵政行政の推進	3	総合	1年ごと	○	0 (10)
国民生活と安心・安全	政策17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進	3	総合	2年ごと	○	5 (3)
	政策18 恩給行政の推進	3	総合	2年ごと	○	2 (9)
	政策19 公的統計の体系的な整備・提供	4	総合	2年ごと	○	7 (8)
	政策20 消防防災体制の充実強化	4	実績	1年ごと	○	18 (19)

(注) 1 「総務省政策評価基本計画」(平成19年11月26日)、「平成20年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について(平成20年度目標設定表)」(平成20年4月23日公表)等を基に当省が作成した。

2 「指標数等」欄には、「あらかじめ目標(値)を設定した指標」の数を記載した。また、同欄の()内には、「参考となる指標その他の参考となる情報」の数を記載した。

(評価の実施状況)

20の「主要な政策」のうち、平成21年度においては、図表Ⅱ-6-②のとおり、12政策について評価を実施している。この12政策のうち、実績評価方式により評価を行ったものは、政策名「情報通信技術の研究開発・標準化の推進」等4政策、総合評価方式により評価を行ったものは、政策名「適正な行政管理の実施」等8政策となっている。

a 実績評価方式による評価

(審査の対象)

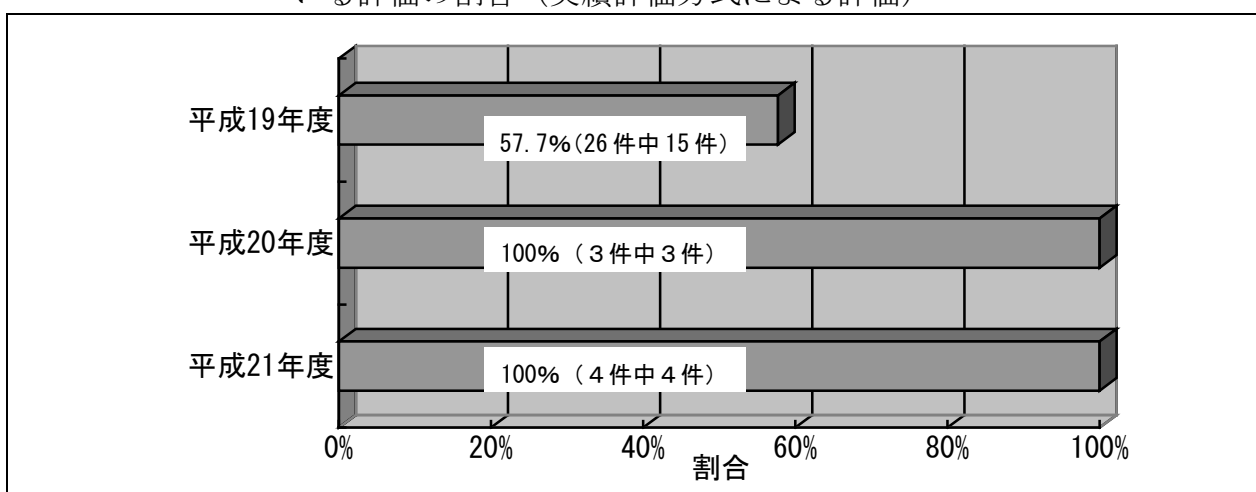
実績評価方式による評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された4件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ-6-③のとおり、100%（4件中4件）である。これは、前述のとおり、総務省の主要な政策について、平成19年度までは、すべて実績評価方式により評価していたが、20年度からは、当該政策の基本目標の達成度合いを目標（値）を設定した指標群を用いることによりおおむね測定できるものを実績評価方式による評価の対象としていることによるものである。

図表Ⅱ-6-③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



(注) 1 総務省の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

b 総合評価方式による事後評価

(審査の対象)

総合評価方式による事後評価が行われ、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 8 件（注 2）を審査の対象とした。

（注 2） 総務省の政策評価における総合評価方式による事後評価には、①同省の主要な政策をその対象とし、当該政策の方向性等について検証し、その見直し等に活用するものと、②分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は同省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策をその対象とし、同省の政策評価を充実する評価方式として活用するものがあり、審査の対象とした 8 件は、すべて①に該当するものである。

総合評価方式による事後評価については、別途 I-1-3 において、府省横断的に整理しているところであるが、審査の対象とした 8 件は、特定のテーマを設定して評価を行うものには該当しないため、個別に本項目において整理することとした。

(審査の結果－取組の工夫が求められる点)

総務省の主要な政策を対象とした総合評価方式による事後評価は、当該政策の基本目標の達成状況を、「参考となる指標その他の参考となる情報」を中心的に用いつつ、必要に応じて「目標（値）を設定した指標」を補完的に用いて分析する評価であることから、審査に当たっては、基本目標の達成状況を「参考となる指標その他の参考となる情報」や「目標（値）を設定した指標」を用いて分析するに当たり達成状況についての合理的な説明が行われているかなどの視点から点検した。

8 件の中には、「参考となる指標その他の参考となる情報」に設定されている「分析の視点」を踏まえた分析が行われていないなど、基本目標の達成状況を様々な角度から掘り下げて分析したとは言い難いものがみられる。

(イ) 事務事業レベルの政策を対象とする政策評価

a 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 4 件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

得ようとする効果が具体的に特定されているものは、図表 II-6-④のとおり

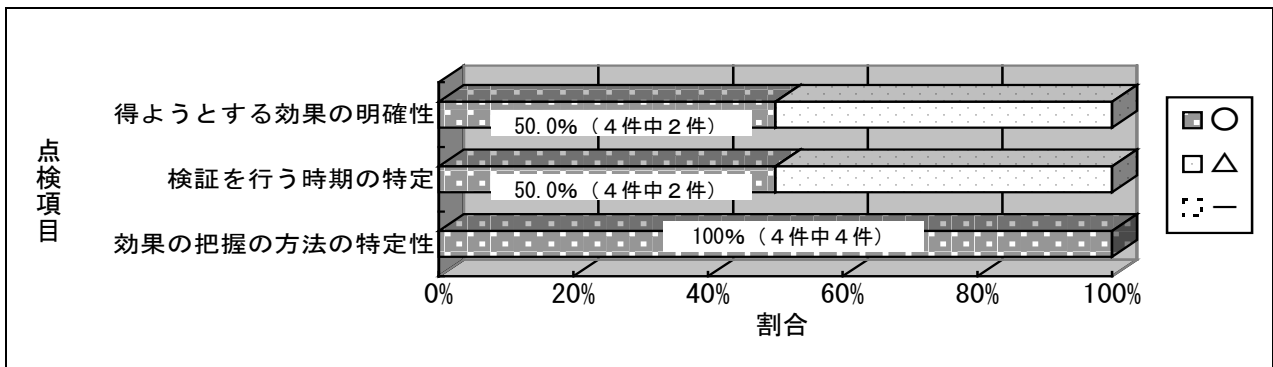
り、4件中2件(50.0%)である。残りの2件については、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。

また、事後的検証を適切に行うためには、事前評価を行った政策について、政策の効果が発現した際にどのような方法で把握・測定するのか、その時期や手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことが求められている。

事後的検証を行う時期が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ-6-④のとおり、4件中2件(50.0%)である。残りの2件については、事後的検証を行うこととはしているものの、具体的な時期が明らかにされていない。

一方、政策の効果の把握の方法については、図表Ⅱ-6-④のとおり、4件すべてが具体的に特定されている。

図表Ⅱ-6-④ 共通の点検項目別の審査結果(事業評価方式による事前評価)



(注) 1 総務省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「ー」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策(施策や事業)について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策(施策や事業)の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「ー」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

b 事業評価方式による事後評価

現在のところ、事業評価方式による事後評価を行っている府省は限られている中で、事後評価が取り組まれている。

(審査の対象)

事業評価方式による事後評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された3件を審査の対象とした。

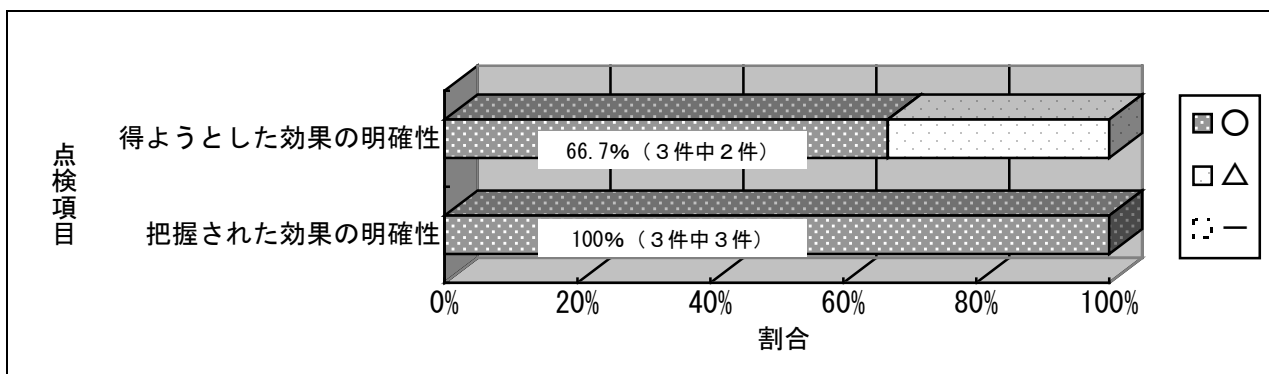
(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

事後評価においては、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしていくことが求められている。

得ようとした効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ－6－⑤のとおり、3件中2件(66.7%)である。残りの1件については、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。

一方、把握された効果については、図表Ⅱ－6－⑤のとおり、3件すべてが具体的に特定されている。

図表Ⅱ－6－⑤ 共通の点検項目別の審査結果(事業評価方式による事後評価)



(注) 1 総務省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明確性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明確性」

「○」、「△」及び「－」の分類については、上記2と同様である。

イ 今後の課題

(ア) 総務省の主要な政策を対象とする政策評価

a 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。今後も、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定していく取組の推進が期待される。

b 総合評価方式による事後評価

基本目標の達成状況を「参考となる指標その他の参考となる情報」や「目標(値)を設定した指標」を用いて分析するに当たり、様々な角度から掘り下げ

て分析し、その結果を踏まえ、達成状況についての合理的な説明が行われることが必要である。

(イ) 事務事業レベルの政策を対象とする政策評価

a 事業評価方式による事前評価

事前評価を事業評価方式により実施する場合には、①どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定しておくことや、②着実に事後の評価・検証を実施していくために、事後における効果の検証の時期や方法を明らかにすることが望まれる。

b 事業評価方式による事後評価

事後評価を事業評価方式により実施する場合には、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。

7 公害等調整委員会

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成20年度から22年度までの3年間を計画期間とする「公害等調整委員会政策評価基本計画」(平成20年1月7日)及び1年ごとに定められる「公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、一般政策を対象として政策評価が行われている(注)。
- ② 一般政策については、実績評価方式及び事業評価方式により評価が行われている。

(注) 評価書は、公害等調整委員会ホームページで公表されている。

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/news/information/hyouka-top.htm>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

2件のうち1件は、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行うことが基本であり、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されていないものについては、数値化等により特定することが可能であるかどうか検討が必要である。その際には、政策の特性に応じた、他の評価方式への変更も視野に入れた検討を併せて行うことが必要である。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成20年度から22年度までの3年間を計画期間とする「公害等調整委員会政策評価基本計画」(平成20年1月7日)及び1年ごとに定められる「公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、一般政策を対象に政策評価が行われている。

基本計画において、公害等調整委員会において実施する政策評価の評価方式は、政策の特性等に応じ、同委員会の主要な政策について、実績評価方式を基本としつつ、適切な方式を用いるものとされている。

また、事前評価は、政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとされている。一方、事後評価は、所掌事務の処理状況について取りまとめた上でその政策効果を把握し、必要に応じて政策の見直し及び改善並びに

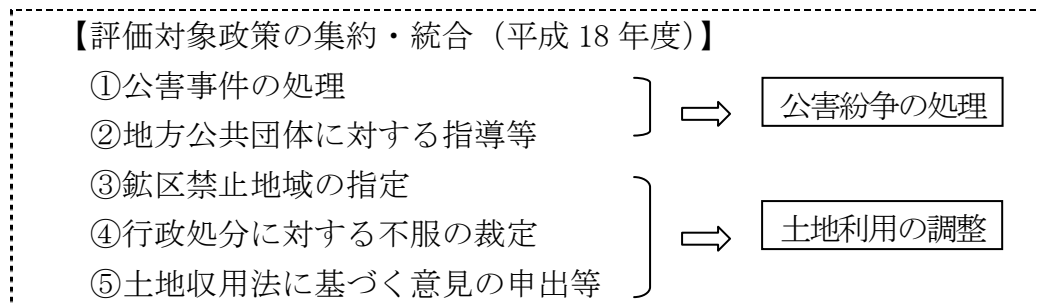
新たな政策の企画立案等に反映させるための情報を見いだすよう努めるものとされている。

（取組状況—一般政策についての政策評価）

公害等調整委員会は、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るとともに、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るほか、土地その他の物又は地上権その他の権利の収用又は使用に関する手続に寄与することを任務としている。すなわち、「公害紛争の処理」及び「土地利用の調整」が同委員会の二大任務となっている。

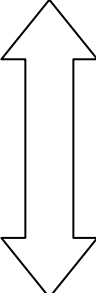
この公害等調整委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策を対象として、図表Ⅱ－７－①のとおり、実績評価方式による評価が行われている。

評価対象とする政策は、平成 17 年度までは 5 政策であったが、18 年度からは、次のとおり、公害等調整委員会の二大任務に対応した 2 政策に集約・統合されている。



また、事前評価については、前述のとおり、基本計画において、政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行う旨が定められているものの、図表Ⅱ－７－①のとおり、平成 19 年度までは実績がなく、20 年度に初めて 1 件実施された。

図表Ⅱ－7－① 公害等調整委員会における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <事業評価方式> 対象：身近で効率的な公害紛争処理 実施状況：平成 20 年 8 月 1 件 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <実績評価方式> 対象：①公害紛争の処理 ②土地利用の調整 実施状況： 平成 15 年 7 月 5 件 16 年 8 月 5 件 17 年 7 月 5 件 18 年 8 月 2 件 19 年 8 月 2 件 20 年 8 月 2 件 21 年 8 月 2 件 </div>
	 事務事業 レベル		
<特徴> ○ 政策評価の取組は、実績評価方式による評価が中心 ○ 事前評価は、政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとされている。 ○ 事後評価は、所掌事務の処理状況について取りまとめた上でその政策効果を把握し、必要に応じて政策の見直し及び改善並びに新たな政策の企画立案等に反映させるための情報を見いだすよう努めるものとされている。			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
 2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(審査の対象)

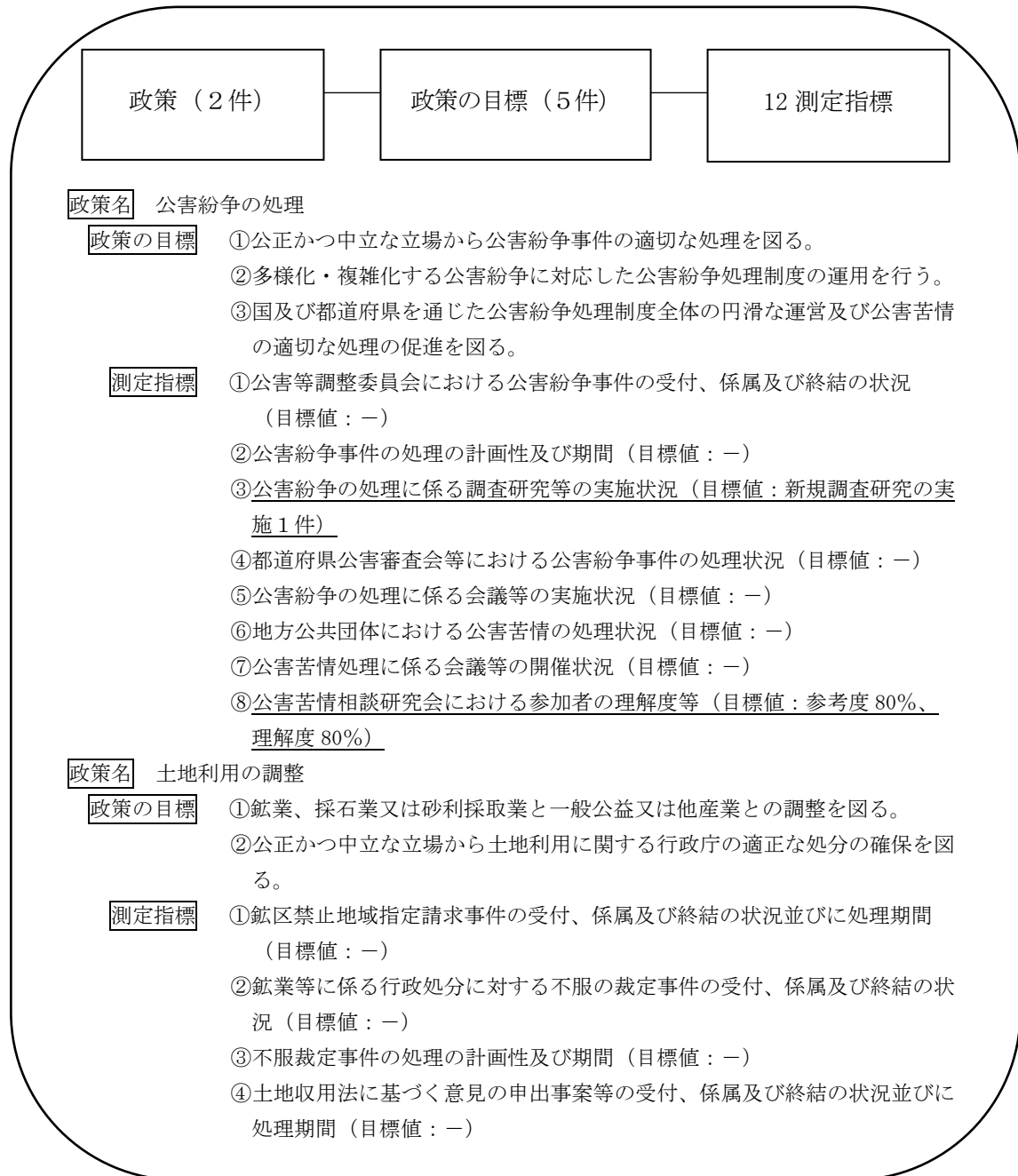
実績評価方式による評価が行われ、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 2 件を審査の対象とした。

(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる 2 政策について、図表Ⅱ－7－②のとおり、政策の目標が設定され、その下に測定指標が設定されている。「公害紛争の処理」には 8 測定指標、「土地利用の調整」には 4 測定指標、2 政策で計 12 測定指標が設定されている。

また、目標の達成度合いの判定は、設定された測定指標により目標の達成度合いや進ちよく状況が測定され、その結果に基づき政策単位で行われている。

図表Ⅱ－７－② 公害等調整委員会における実績評価方式による
評価の基本構造



（注）公害等調整委員会の評価書を基に当省が作成した。

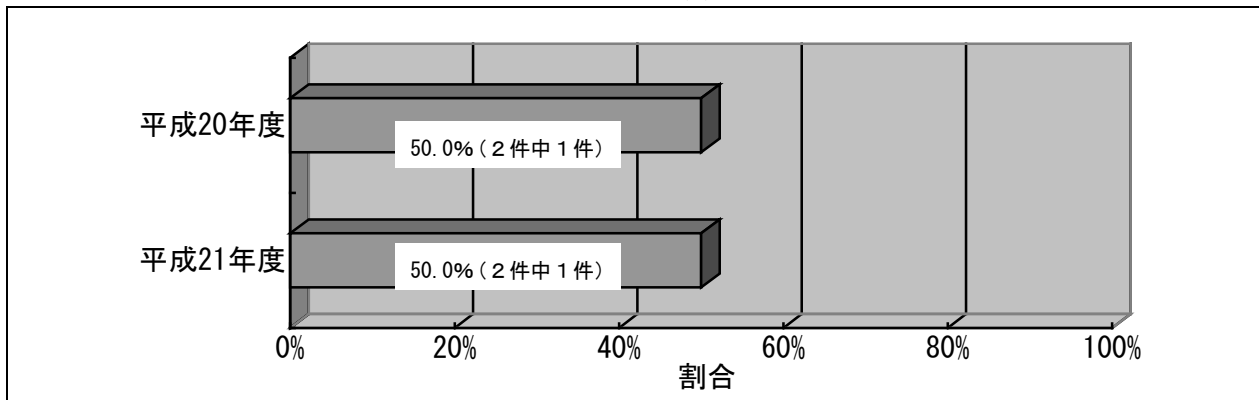
（共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点）

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－７－③のとおり、平成20年度と同じ50.0%（2件中1件）である。具体的には、図表Ⅱ－７－②のとおり、「公害紛争の処理」については、測

定指標「公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況」（目標値：新規調査研究の実施1件）及び「公害苦情相談研究会における参加者の理解度等」（目標値：参考度80%、理解度80%）が設定されており、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものの、「土地利用の調整」については、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されていない。

図表Ⅱ－7－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



- (注) 1 公害等調整委員会の評価書を基に当省が作成した。
 2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。

- ① 「公害紛争の処理」については、更に測定指標について目標値を設定する余地がないか検討が必要である。
- ② 「土地利用の調整」については、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが可能であるかどうか検討が必要である。その際には、政策の特性に応じた、他の評価方式への変更も視野に入れた検討を併せて行うことが必要である。

8 法務省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成20年度から22年度までの3年間を計画期間とする「法務省政策評価に関する基本計画」(平成20年3月28日)及び1年ごとに定められる「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている(注)。
- ② 一般政策については、庁舎及び収容施設の施設整備事業等を対象として事業評価方式により事前評価が行われている。また、所掌事務全般にわたって共通の目的を有する行政活動のまとまりを対象として実績評価方式による評価が行われ、特定の行政課題に関連する行政活動のまとまりを対象として総合評価方式による事後評価が行われている。
- ③ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制(国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用)を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策について、事業評価方式により事前評価が行われている。

(注) 評価書は、法務省ホームページで公表されている。

上記②<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HYOUKA/hyouka01-03.html> 上記③<http://www.moj.go.jp/RIA/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 6件

政策名「司法制度改革の推進(法教育の推進)」等6件すべてが目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

(イ) 事業評価方式による事前評価 4件

庁舎の施設整備事業「松戸法務総合庁舎新営工事」等4件について、得ようとする効果及び効果の把握の方法は4件すべてが具体的に特定されている。一方、事後的検証を行う時期が特定されているものは、4件中2件(50.0%)である。

(ウ) 事業評価方式による事後評価 2件

法務に関する調査研究「再犯防止に関する総合的研究」及び「犯罪被害に関する総合的研究」いずれも、得ようとした効果及び把握された効果は具体的に特定されている。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

すべての評価で目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されており、今後もこのような取組の推進が期待される。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価の対象とした政策について事後的な検証を行う取組をより有意義なものにするためにも、事後的検証を行う時期を特定しておくことが望まれる。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

今後も、得ようとした効果及び把握された効果を特定することが期待される。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間を計画期間とする「法務省政策評価に関する基本計画」(平成 20 年 3 月 28 日)及び 1 年ごとに定められる「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている。

基本計画において、事後評価は、法務省の主要な政策について、その状況を明らかにするとともに、政策の決定後において、政策の効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとしている。また、事後評価(事業評価方式により事前評価を行った政策につきその事後検証として行う評価・検証を除く。)における評価の方式は、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とし、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行うこととしている。

一方、事前評価は、①法務省所管に係る新規採択事業で事業費 10 億円以上の施設の整備(ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。)、②法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制(国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用)を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策及び③新規事業(①又は②に該当するものを除く。)のうち事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているものを対象として事業評価方式により行うこととされている。

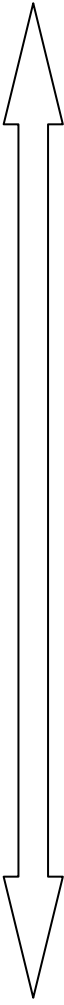
(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ-8-①のとおり、事前評価及び事後評価が行われている。事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式によりそれぞれ行われている。事前評価は、事業評価方式により行われている。

(取組状況—義務付け 4 分野の政策についての政策評価)

義務付け 4 分野の政策のうち、規制については、図表Ⅱ-8-①のとおり、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ－８－① 法務省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策レベル  事務事業 レベル	<事業評価方式> 対象： ①新規採択事業で事業費 10 億円以上の施設の整備（施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。） ②新規事業のうち事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの 実施状況：平成 15 年 9 月 4 件 16 年 8 月 6 件 17 年 8 月 5 件 18 年 8 月 2 件 19 年 8 月 9 件 20 年 8 月 7 件 21 年 8 月 4 件	対象： 法務省の主要な政策 評価方式： 事業評価方式により事前評価を行った政策につきその後検証として行う評価・検証を除き、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とし、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行う。 <実績評価方式> 実施状況： 平成 15 年 7 月 19 件 16 年 7 月 22 件 17 年 7 月 28 件 18 年 8 月 27 件 19 年 8 月 26 件 20 年 8 月 9 件 21 年 8 月 6 件 <総合評価方式> 実施状況： 平成 15 年 7 月 1 件 16 年 7 月 1 件（中間報告） 17 年 7 月 1 件（中間報告） 18 年 8 月 1 件 18 年 8 月 2 件（中間報告） 19 年 8 月 2 件（中間報告） 20 年 8 月 2 件（中間報告） 21 年 8 月 4 件 21 年 8 月 1 件（中間報告）
	4分野の義務付け	規制 事務事業 レベル	<事業評価方式> 対象：法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策 実施状況：平成 20 年 9 月 1 件
<特徴> 法務省の所掌事務全般にわたって施策を単位とした実績評価方式又は総合評価方式による事後評価が行われている。また、事務事業を対象とした事業評価方式による評価（事前評価及び事後評価）及び特定の行政課題に関連する施策を対象とした総合評価方式による事後評価が行われている。			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価についての審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはI-1-3参照）。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

(審査の対象)

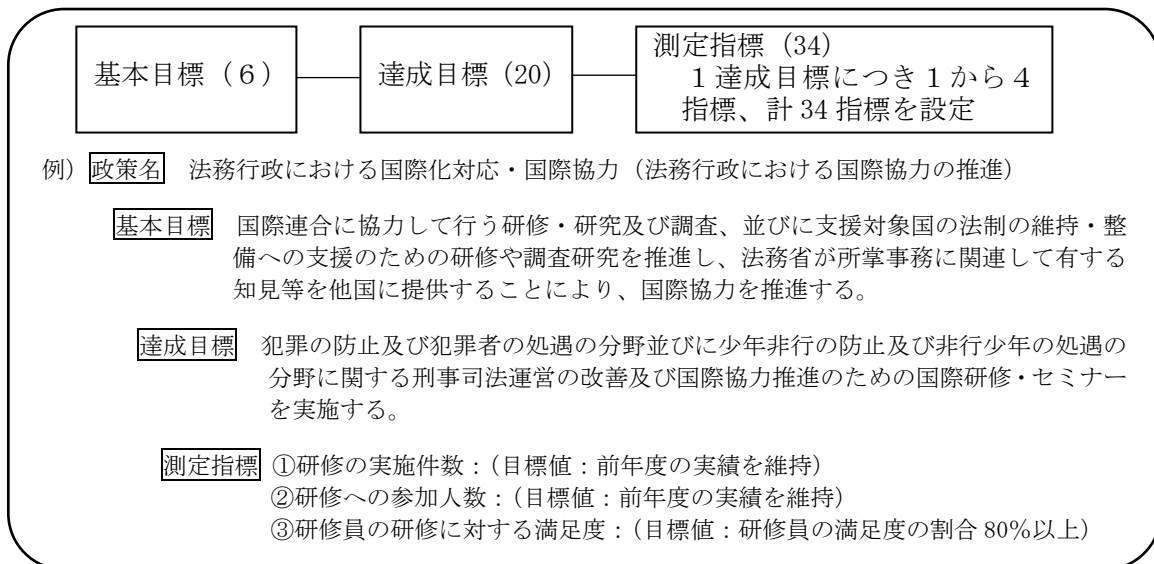
実績評価方式による評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された6件を審査の対象とした。

(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる政策について、図表II-8-②のとおり、基本目標が設定され、その下に達成目標が設定されている。そして、達成目標の下にその達成度合いを測定する指標が設定されている。審査の対象とした6件には、一つの達成目標の下に1測定指標から4測定指標が設定され、合計で34測定指標が設定されている。

また、目標の達成度合いの判定は、設定された測定指標により目標の達成度合いや進捗よく状況が測定され、その結果に基づき政策単位で行われている。

図表II-8-② 法務省における実績評価方式による評価の基本構造



(注) 法務省の評価書を基に当省が作成した。

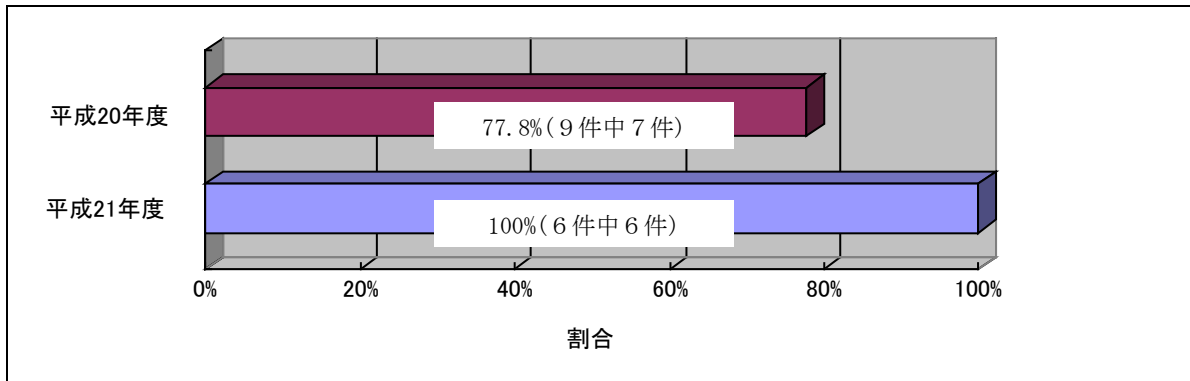
(共通の点検項目による審査—取組の工夫がみられる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合

は、図表Ⅱ－８－③のとおり、100%（6件中6件）である。

図表Ⅱ－８－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



(注) 1 法務省の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(イ) 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された4件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

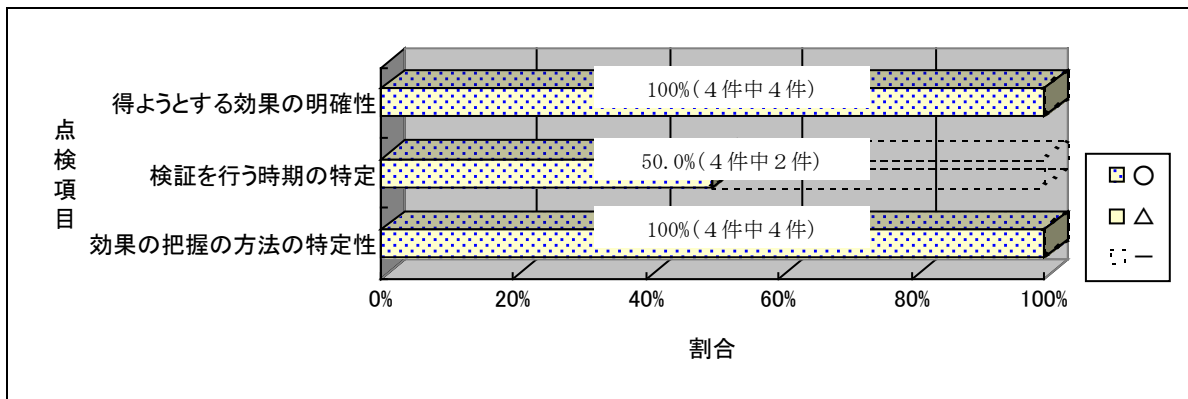
また、事後的検証を適切に行うためには、事前評価を行った政策について、政策の効果が発現した際にどのような方法で把握・測定するのか、その時期や手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことが求められている。

図表Ⅱ－８－④のとおり、4件すべてについて得ようとする効果及び政策の効果の把握の方法が具体的に特定されている。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

一方、事後的検証を行う時期が特定されているものは、図表Ⅱ－８－④のとおり、4件中2件（50.0%）である。

図表Ⅱ－８－④ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



(注) 1 法務省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

現在のところ、事業評価方式による事後評価を行っている府省は限られている中で、事後評価が取り組まれている。

(審査の対象)

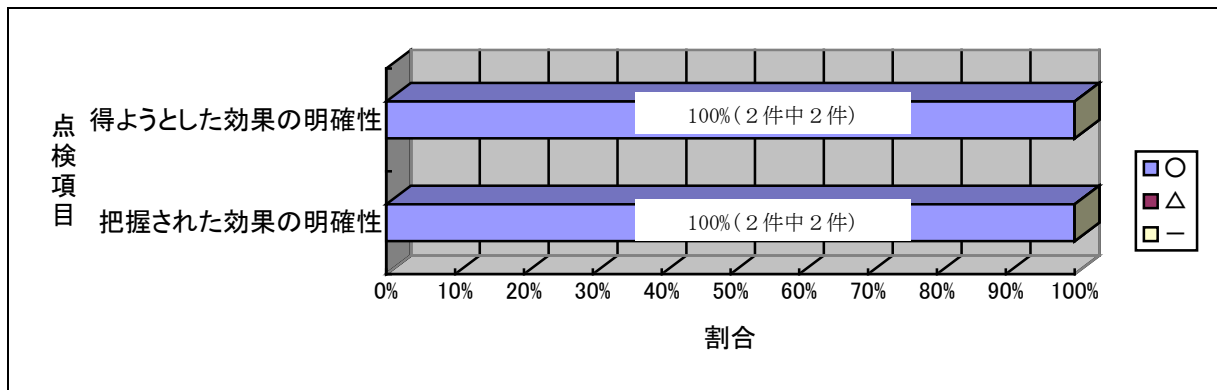
事業評価方式による事後評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された2件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

事後評価においては、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしていくことが求められている。

2件すべてについて、図表Ⅱ－８－⑤のとおり、得ようとした効果及び把握された効果は具体的に特定されている。

図表Ⅱ－８－⑤ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事後評価）



(注) 1 法務省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明瞭性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」は明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明瞭性」

「○」、「△」及び「－」の分類については、上記2と同様である。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。法務省において、すべての評価で目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されており、今後もこのような取組の推進が期待される。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価の対象とした政策について事後的な検証を行う取組をより有意義なものにするためにも、事後的検証を行う時期を特定しておくことが望まれる。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

今後も、得ようとした効果及び把握された効果を特定することが期待される。

9 外務省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする「外務省における政策評価の基本計画」（平成20年10月1日。平成21年9月改定）及び1年ごとに定められる「外務省政策評価実施計画」に基づき、一般政策及び個々の政府開発援助を対象に政策評価が行われている（注1）。
- ② 一般政策については、「総合評価方式」（注2）により事後評価が行われている。
- ③ 個々の政府開発援助については、事前評価及び事後評価が行われている。

（注1） 評価書は、外務省ホームページで公表されている。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html>

（注2） 基本計画においては、「実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価」としている。しかし、評価法第19条に基づく政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況についての報告において、総合評価方式に分類されているため、「総合評価方式」として整理している。また、「総合評価方式」を用いて主要な行政目的に係る政策を毎年度網羅的に評価しようとしており、特定のテーマを設定して評価が行われている他の府省とは異なる枠組みの下で「総合評価方式」により評価が行われている。外務省の独自性を表すため、「 」で記載している。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした「総合評価方式」による事後評価（58件）について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

- ① 外務省では、平成18年度の評価書から「評価結果」欄において、「目標を達成した」、「目標の達成に向けて相当な進展があった」等、5種類に類型化された表現の中から選択・記載し、政策評価の結論が容易に特定できるようにしている。

しかし、平成18年度から引き続き、目標に関して達成すべき水準が特定されておらず、目標に対する実績の水準をどのように評価するのかの判定基準も示されていない。

- ② 評価書における「効率性」の観点からの分析について、投入資源と結果の比較基準が不明瞭である評価や、効率的であったと判断した根拠が示されていない評価がみられる。

イ 今後の課題

類型化された表現により政策評価の結論を記載する取組を更に有意義なものとするためには、外交政策の特性を考慮しつつ、可能な施策についてあらかじめ政策効果に着目した目標を定量的又は定性的に特定して評価を行うことが望まれる。

「効率性」の観点からの分析に当たっては、投入資源と結果の比較基準や効率的であったと判断した根拠を明らかにすることが望まれる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする「外務省における政策評価の基本計画」(平成20年10月1日。平成21年9月改定)及び1年ごとに定められる「外務省政策評価実施計画」に基づき、政策評価が行われている。

事前評価は、個々の政府開発援助及び規制を対象としている。事後評価は、「基本目標の下、重要性のある中期的な施策とし、施政方針演説等に掲げられた外交上の重要政策、外務省において重点的に取り組むこととした政策及び国民の関心の高い外交政策」を対象としている。事後評価については「総合評価方式」による評価を行うとしている。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

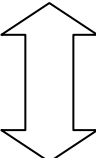
一般政策については、図表Ⅱ-9-①のとおり、「地域別外交」、「分野別外交」、「広報、文化交流及び報道対策」等の分野及び政府開発援助を対象として、「総合評価方式」による事後評価が行われている。

(取組状況—義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、政府開発援助について、図表Ⅱ-9-①のとおり、当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれる無償資金協力や当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれる有償資金協力について事前評価が行われている。

また、個々の有償資金協力における未着手・未了案件について、事後評価が行われている。

図表Ⅱ－９－① 外務省における政策評価の取組

評価対象範囲		事前評価	事後評価
一般政策	政策（狭義） ・ 施策レベル  事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (事前) 対象：法律又は政令による規制の新設・改正 実施状況：平成17年8月 1件（試行） </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <「総合評価方式」> 対象：基本目標の下、重要性のある中期的な施策とし、施政方針演説等に掲げられた外交上の重要政策、外務省において重点的に取り組むこととした政策及び国民の関心の高い外交政策 実施状況：平成 15年 5月 118件 16年 6月 108件 17年 8月 62件 18年 8月 70件 19年 8月 73件 20年 8月 66件 21年 8月 58件 </div>
	個々の政府開発援助 事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (事前) 対象：評価法施行令第3条第5号に掲げる個々の政府開発援助に係る案件 実施状況：平成 15年 8～11月 15件 16年 1～10月 29件 17年 2～12月 38件 18年 1～8月 28件 19年 1～12月 45件 20年 1～12月 43件 21年 1～12月 49件 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (中間) 対象：評価法第7条第2項第2号イ及びロに基づく個々の政府開発援助に係る未着手・未了案件 実施状況：平成 15年 5月 32件 16年 3 ～10月 13件 17年 8月 8件 18年 8月 14件 19年 8月 26件 20年 8月 25件 21年 8 ～12月 17件 </div>
義務付け4分野の政策	規制 事務事業 レベル	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> (事前) 対象：法律又は政令の制定又は改廃による規制の新設又は改廃を目的とする政策 実施状況：－ </div>	
<特徴> 「総合評価方式」を用いることによって主要な行政目的に係る政策を毎年度網羅的に評価しようとしている。			

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
 2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした「総合評価方式」による事後評価(注3)について審査を行った結果は、以下のとおりである(個々の政府開発援助の評価についてはI-2-3参照)。

- (注3) 総合評価方式による事後評価については、別途I-1-3において、府省横断的に整理しているところである。しかし、(注2)のとおり、外務省の「総合評価方式」による事後評価は、特定のテーマを設定して評価が行われておらず、他府省とは異なる枠組みの下で行われている。そのため、他府省と同様の整理にはなじまないため、個別に本項目において整理することとした。

ア 現状

(審査の対象)

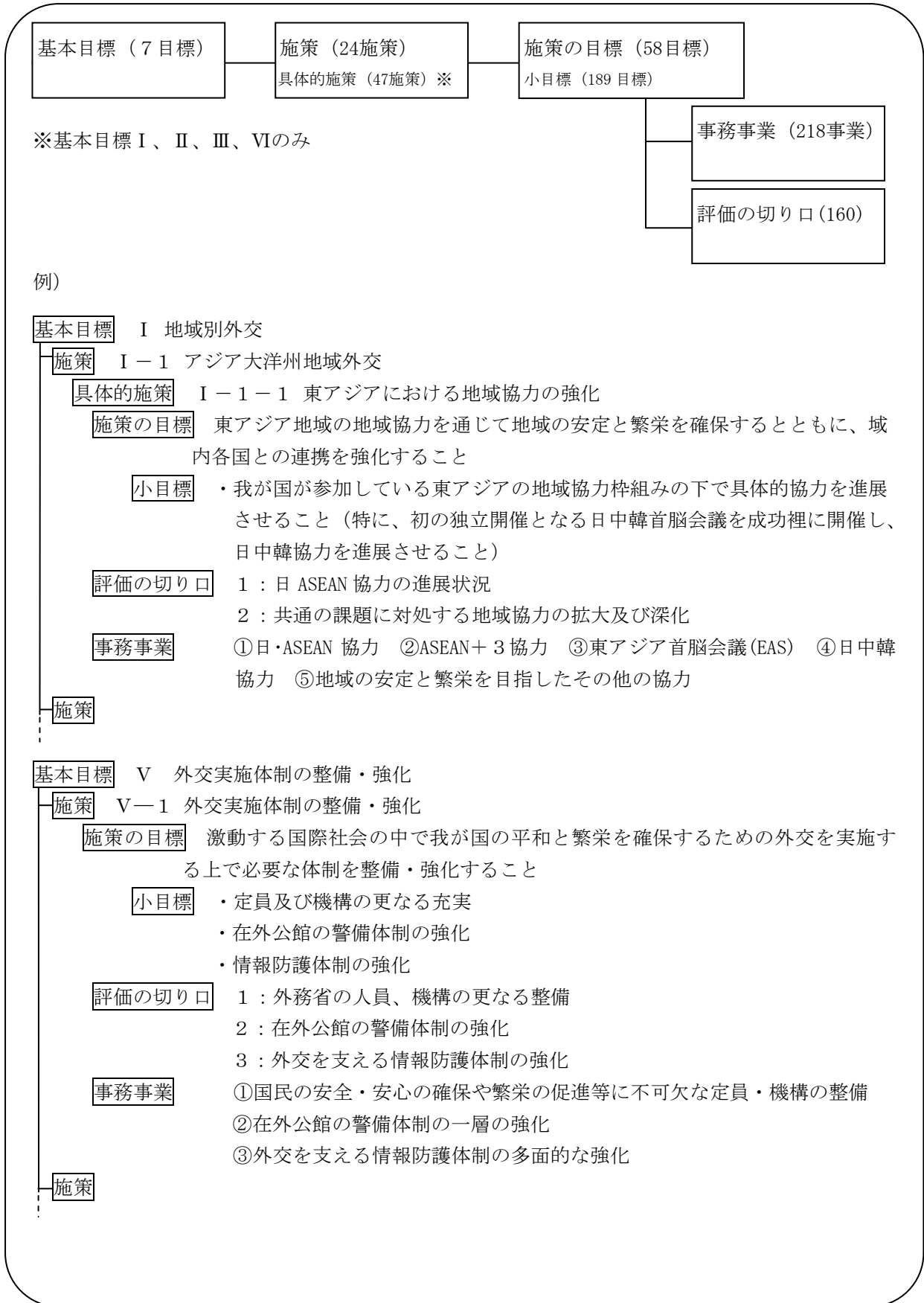
「総合評価方式」による事後評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された58件を審査の対象とした。

(評価の設計)

「総合評価方式」による事後評価の対象となる施策ごとに、図表Ⅱ－9－②のとおり、施策の目標が設定されており、その施策の効果を測定する指標である「評価の切り口」を設定し、その指標が具体的な事務事業の実施により、どのように変動したのかによって進展状況を測る（政策効果を把握する）こととしている。

また、平成 21 年度の評価においては、施策の目標とともに、20 年度の具体的な目標として「小目標」が、1 施策につき 1 個から 11 個挙げられている。

図表Ⅱ－9－② 外務省における「総合評価方式」による事後評価の基本構造



(注) 外務省の評価書を基に当省が作成した。

(審査の結果－取組の工夫が求められる点)

外務省の政策評価では、実績評価方式の手法を踏まえ、「評価結果」欄において、以下のとおり、5種類に類型化された表現によって政策評価の結論を整理している（基本目標Ⅰ、Ⅱ（うち、Ⅱ－1、Ⅱ－3～Ⅱ－5）、Ⅲ、Ⅵ（うち、Ⅵ－2）の施策の評価結果は、個別の具体的施策の評価結果の平均値）。

- ・「目標を達成した。」
- ・「目標の達成に向けて相当な進展があった。」
- ・「目標の達成に向けて進展があった。」
- ・「目標の達成に向けて一定の進展があった。」
- ・「目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。」

しかし、外交的な目標は数量化しにくいという事情により、引き続き、外務省の政策評価では、図表Ⅱ－9－③のとおり、目標に関して達成すべき水準が特定されておらず、また目標に対する実績の水準をどのように評価するのかの判定基準が示されないまま、上記の類型化された表現により政策評価の結果が出されている。

図表Ⅱ－9－③ 外務省の評価の記載振り（達成すべき水準や判定基準が明確とはいえない）の例

施策名（具体的施策）	1-4 欧州地域外交（1-4-2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進）
施策の目標	<p>西欧及び中・東欧諸国との二国間関係及び国際場裡における友好な関係を継続・促進すること、並びに共通の課題に関する協力関係を継続・促進すること</p> <p>-----</p> <p>【小目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な対話の進展 ・共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展 ・人的、知的交流、民間交流の維持・促進
評価の切り口（指標）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合的な対話の進展 2. 共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展 3. 人的、知的交流、民間交流の維持・促進
目標の達成状況	
<p>評価の切り口1：総合的な対話の進展</p> <p>総理・外相の訪欧や外国要人の訪日といった要人往来の機会に、また北海道洞爺湖サミットや第四回アフリカ開発会議（TICADIV）、ダボス会議等多国間協議の場を利用し、首脳会談や外相会談等を行ったほか、政府関係者・有識者の往来を通じ様々なレベルでの対話を活発に行った。こうした対話の場で、国際社会が直面する諸課題について時宜を得た意見交換を行い、共通の諸課題に対する我が国の立場に理解と支持を得ることができた。詳細は、事務事業①「西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・促進」を参照。</p> <p>評価の切り口2：共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展</p> <p>世界金融危機への対応、エネルギー安全保障や環境・気候変動等の国際社会が直面している諸課題について、多</p>	

国間及び二国間協議の場で我が国の立場への支持を得ると共に、諸課題への対応について政策調整を行った。

また、北欧諸国やバルト三国等、欧州の中でも独自の政策をとる傾向が強い諸国との間で個別の政策協議を進め、さらに、「V4+日本」（ヴィシエグラード4か国（チェコ、ポーランド、ハンガリー、スロバキア）と日本との協力枠組み）や「GUAM+日本」（民主化・市場経済化を進める地域機構GUAM（グルジア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバから構成）と日本との協力枠組み）等地域的枠組みとの協議を活発化させるなど、欧州諸国との間でさらに重層的な協議・政策調整を進めることができた。詳細は、事務事業②「共通の諸課題に関する協議・政策調整」を参照。

評価の切り口3：人的、知的交流、民間交流の維持・促進

様々な招聘枠組みを利用し、各国において影響力のある人物等を個別及びグループで訪日招待し、対日理解促進を目的としたプログラムの実施を通じて、将来の親日家育成を目指した。また、一部の国については、日スペインシンポジウム、日英21世紀委員会、日澳21世紀委員会、日独フォーラム等を通じて知的交流を促進し、関係国の政官財界等多方面からの参加を得て、様々な課題について意見交換を行い、関係強化につなげた。さらに、各種周年事業実施を通じ、各国との民間レベルにおける交流が促進された。詳細は、事務事業③「人的、知的交流、民間交流の維持・促進」を参照。

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

首脳・外相等の要人往来や国際会議、地域的な枠組み、首脳・閣僚間の電話会談等種々の機会を捉え、我が国と欧州諸国との間で活発な対話が行われた。特に、北海道洞爺湖サミットやその他関連会合では、英国、フランス、ドイツ、イタリアをはじめとする欧州諸国の首相・外相等と気候変動、世界経済等、国際社会が直面している喫緊の諸課題への対応について協議した。また、「自由と繁栄の弧」という考えの下、市場経済、民主主義への志向とその一層の定着・発展を目指す諸国の努力を支援し、繁栄の道を共に歩みたいという決意を実現するため、V4やGUAMといった欧州の地域的な枠組みとの協議を活発化させた。

さらに、英国、フランス及びオランダとの外交関係開設150周年記念の周年事業やオーストリア・ハンガリー・ブルガリア・ルーマニアとの間での「日本・ドナウ交流年2009」関連行事を通じて、政・官・民様々なレベルでの交流が一層促進された。

このような欧州諸国との対話・交流の活性化を通じて、各国との連携が強化され、当初想定していた以上の成果が得られた。

(注) 1 外務省の評価書を基に当省が作成した。

2 これらの評価には、第三者の所見として評価の妥当性について有識者から聴取した意見が併せて記載されている。

また、基本計画では、政策評価を実施するに当たっては、「必要性」、「有効性」及び「効率性」の3つの観点の基本とするとしており、「効率性」について、「投入された資源量に見合った結果が得られるか、政策効果の発現のためにとられる手段は適切、効率的であるか」などの観点から分析するとしている。しかし、評価書における「効率性」の観点からの分析内容をみると、図表Ⅱ-9-④のとおり、投入資源と結果の比較基準が不明瞭である評価や、効率的であったと判断した根拠が示されていない評価がみられる。

図表Ⅱ－９－④ 外務省の評価の記載振り（投入資源と結果の比較基準や効率的であったと判断した根拠が明らかにされていない）の例

投入資源と結果の比較基準が不明瞭である例	
I－２－３ 米国との安全保障分野での協力推進	限られた資源の中、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の安定的な駐留の確保を図ることができ、とられた手段は効率的であった。
I－４－１ 欧州地域との総合的な関係強化	限られた資源の中で、欧州地域との多方面にわたる協力、協議、交流を順調に進めることができ、施策の目標の達成に向けて相当な進展が認められることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。
効率的であったと判断した根拠が示されていない例	
Ⅱ－１－２ 日本の安全保障に係る基本的な外交政策	ARF は、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における唯一の政府間対話と協力の場である。こうした場を活用し、また二国間の対話と重層的に用いたことは、アジア太平洋地域の平和と安定を確保する手段として、効率性の観点からも適当であった。
Ⅵ－２－２ 環境問題を含む地球規模問題への取組	優先度が高い分野を定めて施策を進めた結果、効率性にも対応したものとなり、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(注) 外務省の評価書を基に当省が作成した。

イ 今後の課題

類型化された表現により政策評価の結論を記載する取組を更に有意義なものとするためには、外交政策の特性を考慮しつつ、可能な施策についてあらかじめ政策効果に着目した目標を定量的又は定性的に特定して評価を行うことが望まれる。その際、一つの手法として、①施策を構成する事務事業又は②施策の効果を測定する指標である「評価の切り口」ごとに、それらが達成すべき水準を特定し、その達成度を測ることにより評価を行うことが考えられる。

また、「効率性」の観点からの分析に当たっては、投入資源と結果の比較基準や効率的であったと判断した根拠を明らかにすることが望まれる。

10 財務省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする「政策評価に関する基本計画」(平成20年3月)及び1年ごとに定められる「政策評価実施計画」等に基づき、政策評価が行われている(注1)。
- ② 基本計画において、評価法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策については事業評価方式による事前評価を行うこととされている。また、これ以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めることとされている。
- ③ 基本計画において、財務省の行政分野すべてについて実績評価方式による評価を行い、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による評価を行うこととされている。

(注1) 評価書は、財務省ホームページで公表されている。<http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/top.htm>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

政策名「重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進」等30件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、14件(46.7%)である。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。財務省において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、平成20年度と比べて減少していることから、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定していくとともに、このような取組について、より一層の推進が期待される。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする「政策評価に関する基本計画」(平成20年3月)及び1年ごとに定められる「政策評価実施計画」等に基づき、政策評価が行われている。

基本計画において、政策評価の方式は、評価の対象となる政策の特性等に応じて、

実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式を用いることとされている。そして、評価法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策については事業評価方式による事前評価を行い、また、これ以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めることとされている。また、財務省の主要な政策分野全てについて実績評価方式による事後評価を行い、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による事後評価を行うこととされている。

(取組状況－一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ－10－①のとおり、これまで事前評価及び事後評価が行われている。事後評価は、実績評価方式による評価が中心に行われている。

(取組状況－義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、個々の研究開発については、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ－10－① 財務省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><実績評価方式> 対象：所掌する行政分野全般 実施状況： 平成 14 年 6 月 40 件 15 年 6 月 39 件 16 年 6 月 34 件 17 年 6 月 34 件 18 年 6 月 34 件 19 年 6 月 34 件 20 年 6 月 31 件 21 年 6 月 30 件</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><総合評価方式> 対象：特に重要な政策・施策 実施状況： 平成 15 年 6 月 1 件 17 年 6 月 1 件 19 年 6 月 2 件 21 年 10 月 1 件</p> </div>
	事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象：規制、補助事業等 義務付け 4 分野以外の政策 実施状況：平成 17 年 6 月 1 件</p> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象：事前評価を実施した政策のうち、途中や事後の検証が必要とされたもの 実施状況：－</p> </div>
義務付け 4 分野の政策	研究開発 事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>対象：個々の研究開発 義務付け 4 分野の政策 実施状況：平成 18 年 3 月 1 件</p> </div>	
<p><特徴> 財務省では、政策評価の実施を通じて、評価の結果を企画立案やそれに基づく実施に反映させるとともに、政策評価の継続的な実施を通じて得られる知見・経験を蓄積・活用していくことにより、政策の質の向上及び行政の政策形成能力の向上を図るものとしている。</p>			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはⅠ－1－3参照）。

ア 現状

(審査の対象)

実績評価方式による評価が実施され、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付されてきた 30 件を審査の対象とした。

(政策評価の設計)

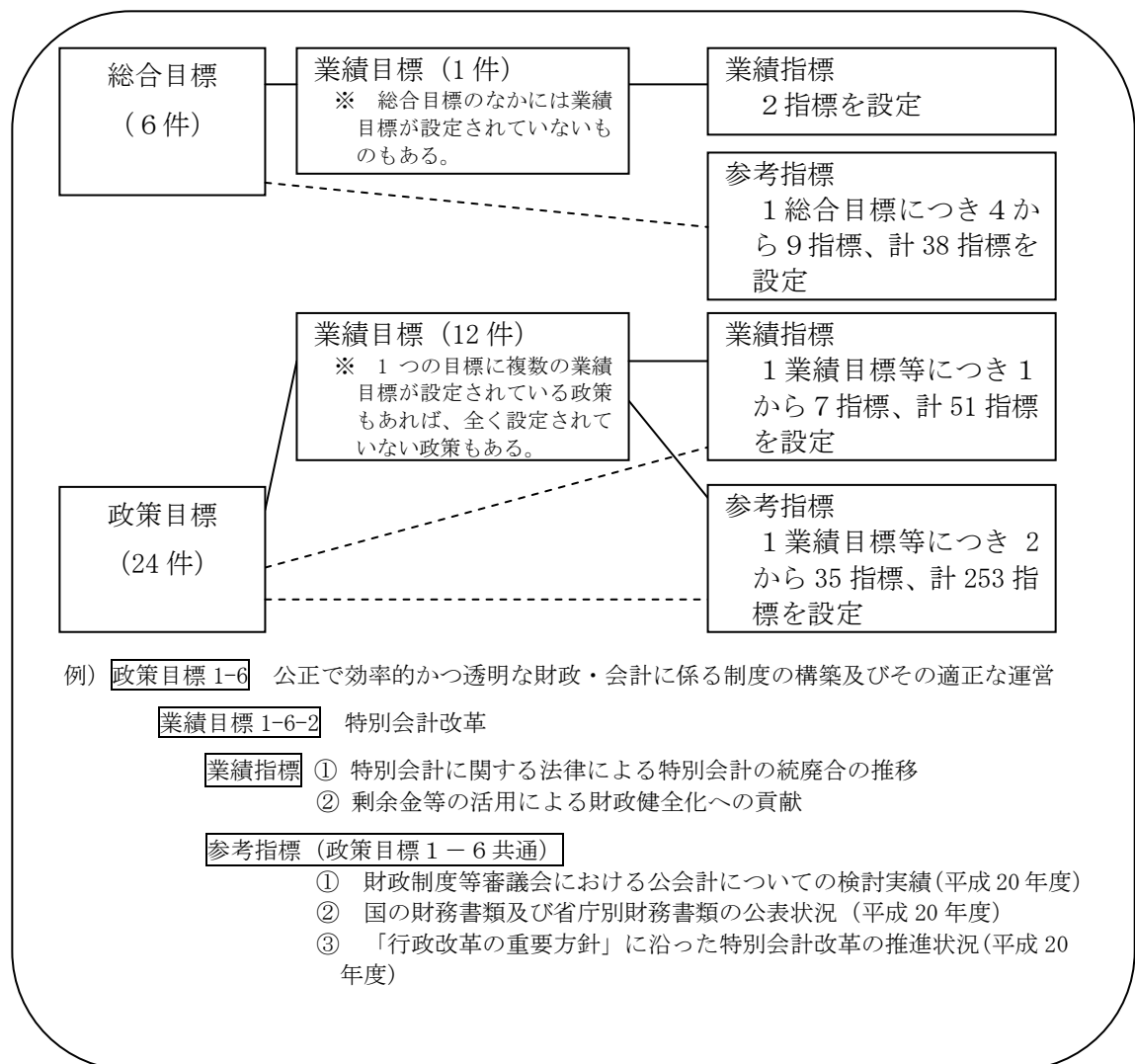
実績評価方式による評価の対象となる政策について、図表Ⅱ－10－②のとおり、財務省の政策の目標の基本となる総合目標及び各分野の政策の目標である政策

目標が設定されている。総合目標及び政策目標の下に細目としての目標を設定することが適切な場合は、業績目標が設定されている。そして、業績目標等の下にその達成度合いを測定する業績指標（客観的に測定可能な定量的・定性的な指標であり、あらかじめ目標値が設定されている指標）が設定されている。審査の対象とした 30 件には、原則、一つの業績目標等の下に 1 業績指標から 7 業績指標が設定され、合計で 53 業績指標（注 3）が設定されているが、業績指標が設定されていないものが 16 件ある。また、目標値の設定はないが、事務運営の参考としてモニタリングするため 291 参考指標が設定されている。

なお、目標の達成度合いの判定は、指標等に照らした目標の達成度合いに基づき総合目標及び政策目標の単位で行われている。

（注 3） 審査の対象とした 30 件には、52 業績指標が設定されているが、異なる目標に重複して設定された業績指標が 1 指標あるため、これを加えた 53 業績指標を審査の対象とした。

図表Ⅱ－10－② 財務省における実績評価方式による事後評価の基本構造



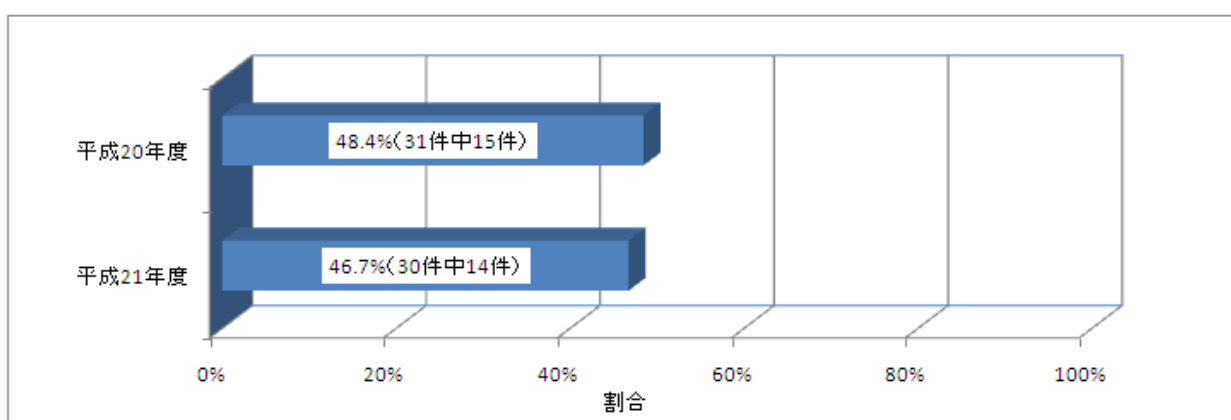
(注) 財務省の評価書を基に当省が作成した。

（共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点）

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－10－③のとおり、46.7%（30件中14件）であり、平成20年度の48.4%（31件中15件）と比べて減少している。

図表Ⅱ－10－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による事後評価）



（注）1 財務省の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。

財務省において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、平成20年度と比べて減少していることから目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定していくとともに、このような取組について、より一層の推進が期待される。

11 文部科学省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする「文部科学省政策評価基本計画」(平成20年3月31日)及び1年ごとに定められる「文部科学省政策評価実施計画」に基づき、一般政策、研究開発及び規制を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② 一般政策については、主に、実績評価方式による評価と事業評価方式による事前評価が行われている。
実績評価方式による評価は、「文部科学省の使命と政策目標(基本計画別紙)」に掲げられた政策目標(13政策目標)及び施策目標(47施策目標)が対象となっている。また、事業評価方式による事前評価は、新規又は拡充を予定している事業で、社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの等が対象となっている。
- ③ 個々の研究開発については、事業評価方式により事前評価及び事後評価が行われている。また、規制については、新設又は改廃される法律又は政令に基づく規制を対象として、事業評価方式により事前評価が行われている。

(注1) 評価書は、文部科学省ホームページで公表されている。

http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/index.htm

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 60件

- ① 政策目標名「生涯学習社会の実現」等13件すべて、施策目標名「教育改革に関する基本的な政策の推進等」等47件中42件(89.4%)、計60件中55件(91.7%)について、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。
- ② すべての政策目標、施策目標及び達成目標について、個々の政策の特性に応じた達成度合いの判定基準が設定されている。このように政策ごとに判定基準を設定する取組を行っている府省は、文部科学省のみである。

(イ) 事業評価方式による事前評価 16件

- ① 事業名「専修学校教育創造開発プラン(新規)」等16件のうち、得ようとする効果が具体的に特定されているものは、8件(50.0%)である。
- ② 効果の把握の方法は、16件すべてが具体的に特定されている。一方、事後の検証を行う時期が特定されているものはみられない。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

目標に関し達成しようとする水準の数値化等による特定や達成度合いの判定基準の明確化の取組について、より一層の推進が期待される。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価の対象とした政策について事後的な検証を行う取組をより有意義なものにするためにも、得ようとする効果を具体的に特定しておくことが望まれる。

また、効果の把握の方法を特定しておくことについて、平成20年度に比べて改善が図られており、今後もこの取組が進められることが重要である。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする「文部科学省政策評価基本計画」(平成20年3月31日)及び1年ごとに定められる「文部科学省政策評価実施計画」に基づき、一般政策、研究開発及び規制を対象に政策評価が行われている。

(取組状況－一般政策についての政策評価)

一般政策については、「文部科学省政策評価基本計画」において、実績評価方式による評価、事業評価方式による評価、総合評価方式による評価を行うこととされ、この3方式の適用に当たっては、有機的に機能させていくことが重要とされている(図表Ⅱ-11-①参照)。

- ① 実績評価方式による評価は、「文部科学省の使命と政策目標(基本計画別紙)」に掲げられた政策目標(13政策目標)及び施策目標(47施策目標)が対象とされている。
- ② 事業評価方式による事前評価は、新規又は拡充を予定している事業のうち社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの等が対象とされている。
- ③ 事業評価方式による事後評価は、過去に事前評価が行われ当該年度に達成年度が到来する事業(以下「達成年度到来事業」という。)で、上記①実績評価方式による評価において当該事業に係る記述がないもの等が対象とされている。
- ④ 総合評価方式による事後評価は、政策の実施から一定期間を経過した特定のテーマに係る政策・施策等が対象とされている。

(取組状況－義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、個々の研究開発については、図表Ⅱ-11-①のとおり、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。その政策評価を行うに当たっては、大綱的指針等を踏まえて行うこととされている。

規制については、図表Ⅱ-11-①のとおり、事業評価方式により事前評価が行われている。

図表Ⅱ-11-① 文部科学省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価	
一般政策	政策(狭義) ・ 施策レベル	<p><事業評価方式> (対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規・拡充事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きいもの等 実施状況：平成 14 年 9 月 30 件 15 年 8 月 40 件 16 年 8 月 53 件 17 年 8 月 51 件 18 年 8 月 66 件 19 年 8 月 69 件 20 年 9 月 86 件 21 年 9 月 36 件 21 年 12 月 16 件 ○ 規制に関するもの(注3) 実施状況：平成 17 年 3 月 9 件 18 年 3 月 2 件 19 年 3 月 1 件 	<p><実績評価方式> 対象：所管行政に係る主要な政策(「文部科学省の使命と政策目標」に掲げられた政策) 実施状況： 平成 14 年 7 月 42 件 15 年 7 月 42 件 16 年 8 月 42 件 17 年 8 月 42 件 18 年 8 月 45 件 19 年 8 月 53 件 20 年 9 月 60 件 21 年 9 月 60 件</p>	<p><総合評価方式> 対象：所管行政に係る特定のテーマに関連する政策について、政策の実施後に実施 実施状況： 平成 15 年 3 月 2 件 18 年 3 月 1 件 19 年 12 月 1 件 20 年 9 月 2 件 21 年 11 月 1 件</p>
	↑ ↓ 事務事業レベル		<p><事業評価方式> (対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 達成年度到来・継続事業 実施状況：平成 14 年 9 月 11 件 15 年 8 月 18 件 16 年 8 月 5 件 17 年 8 月 2 件 19 年 8 月 2 件 19 年 12 月 2 件 	
義務付け4分野の政策	研究開発 事務事業レベル	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価法第9条に基づき定められた政令に該当する研究開発課題 実施状況：平成 14 年 9 月 24 件 15 年 3 月 8 件 15 年 8 月 21 件 16 年 8 月 25 件 17 年 8 月 22 件 18 年 8 月 32 件 19 年 8 月 34 件 20 年 9 月 25 件 21 年 9 月 23 件 21 年 12 月 17 件 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価法第9条に基づき定められた政令に該当する研究開発課題 -中間(継続)評価- 実施状況：平成 14 年 9 月 4 件 15 年 8 月 8 件 17 年 8 月 4 件 18 年 8 月 3 件 19 年 8 月 1 件 -事後評価- 実施状況：平成 16 年 8 月 3 件 20 年 9 月 1 件 	
	規制 事務事業レベル	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新設又は改廃される法律又は政令に基づく規制 実施状況：平成 19 年 11 月 1 件 20 年 2 月～8 月 7 件 21 年 2 月 1 件 		
<p><特徴> 実績評価方式による評価において、各施策目標の下に、より具体的な達成目標を設定し、政策評価を行っている。 達成年度到来事業については、原則、実績評価方式によることとされ、実績評価に当該事業に係る「記述がない」もの等について、事業評価方式による評価を行うこととされている。 施策を対象とした総合評価についても行う仕組みとなっている。</p>				

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
2 事業評価方式の事前評価については、概算要求に係る評価を修正したものも含む。
3 事前評価の義務付け(平成 19 年 10 月 1 日)以前に行われたものに限る。
4 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはI-1-3、研究開発の評価についてはI-2-1参照）。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

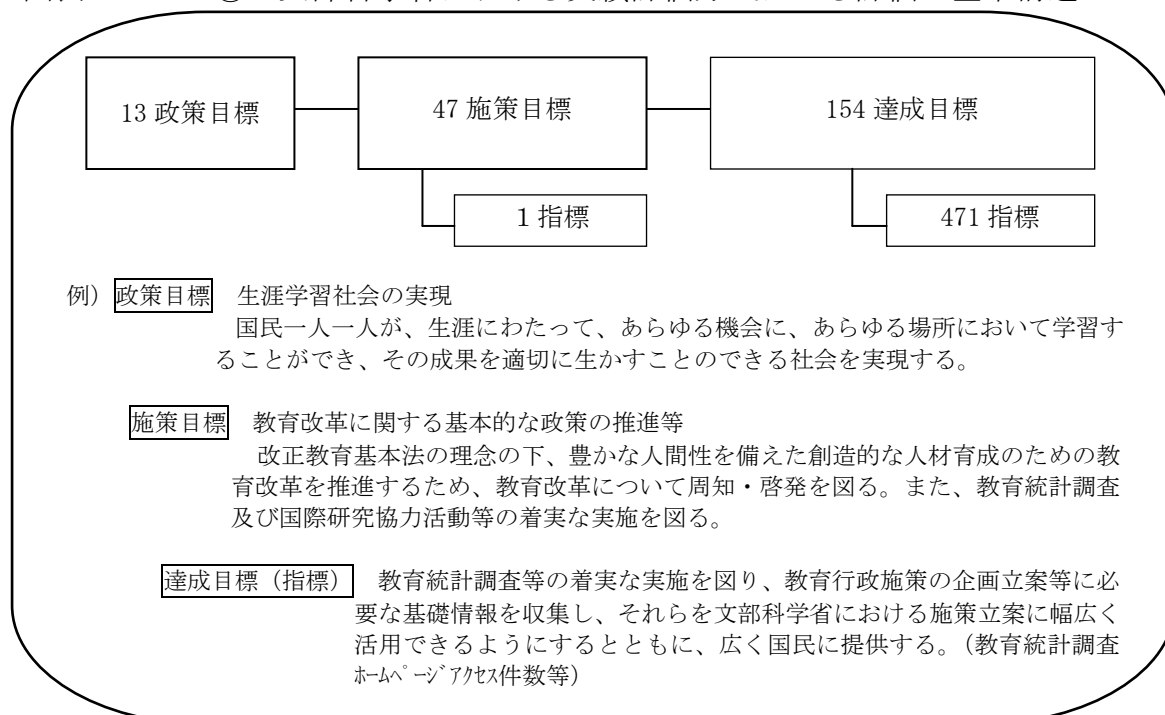
(審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された60件を審査の対象とした。

(評価の設計)

政策・施策の見直しや改善に資する情報を提供することを目的に、「文部科学省の使命と政策目標（基本計画別紙）」に掲げられた13政策目標及び47施策目標並びに施策目標を実現するために設定された154達成目標に対する実績を測定することとされている。さらに、施策目標期間、達成目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価することとされている。具体的な達成状況を把握するための測定指標は、施策目標について1指標、達成目標について471指標が設定されている（図表II-11-②参照）。

図表II-11-② 文部科学省における実績評価方式による評価の基本構造

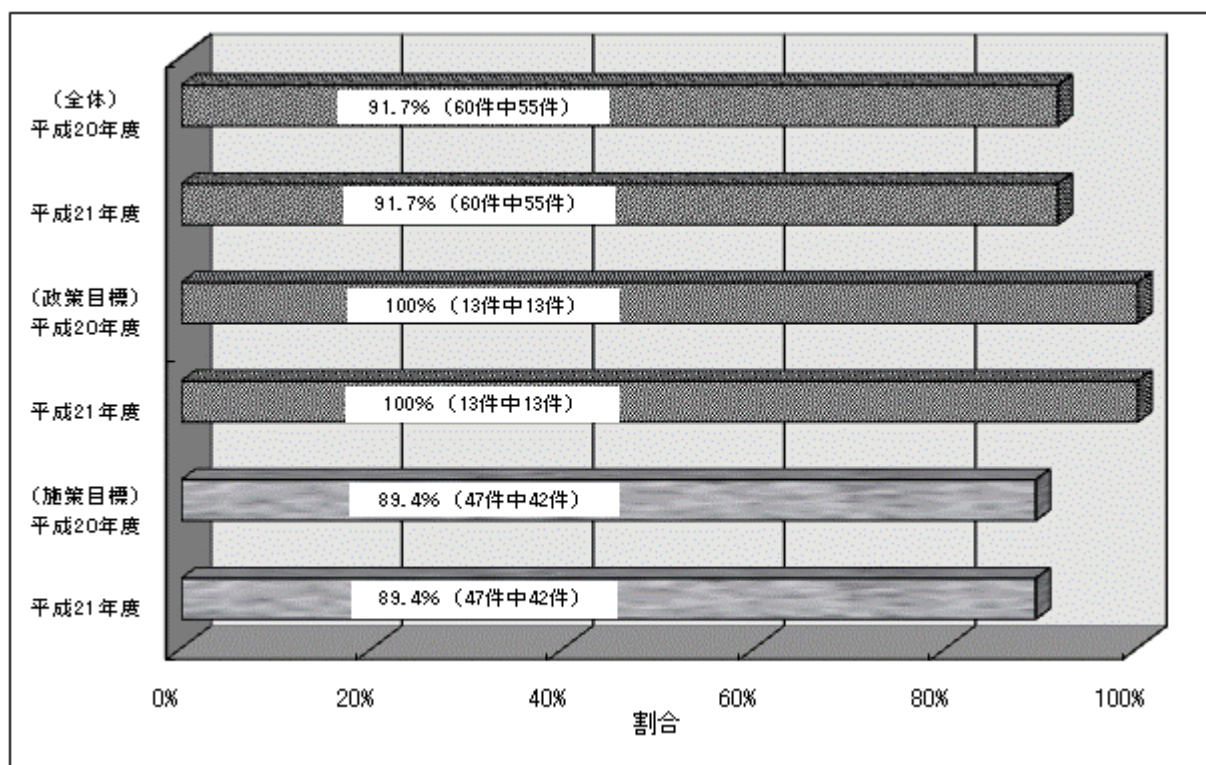


(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－11－③のとおり、平成20年度と同様に91.7%(60件中55件)である。そのうち、政策目標を対象とした評価では、100%(13件中13件)であり、施策目標を対象とした評価では89.4%(47件中42件)である。

図表Ⅱ－11－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



- (注) 1 文部科学省の評価書を基に当省が作成した。
2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(特記事項－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式による評価においては、目標の達成度合いの判定が客観的なものといえるためにも、その判定がどのような基準に基づいて行われるのかを定量的な基準で示すことなどによりあらかじめ具体的に明示しておくことが重要である。

当省からの指摘等を踏まえ、平成17年度から、施策目標及び達成目標ごとに、個々の政策の特性に応じた「達成度合いの判断基準」を設定する取組が

行われており、21年度においても、すべての政策目標、施策目標及び達成目標について、「達成度合いの判断基準」が設定されている。このように政策ごとに判定基準を設定する取組が行われている府省は、文部科学省のみである（図表Ⅱ－11－④参照）。

図表Ⅱ－11－④ 個々の達成目標ごとに「達成度合いの判断基準」が設定されている例

S＝想定した以上に達成・想定した以上に順調に進捗 A＝想定どおり達成・概ね順調に進捗 B＝一定の成果があがっているが、一部については想定どおり達成できなかった・進捗にやや遅れが見られる C＝想定どおりには達成できなかった・想定したとおりには進捗していない	
政策名等	指標
政策目標 1 生涯学習社会の実現	－
施策目標 1－2 生涯を通じた学習機会の拡大	－
達成目標 1-2-6 大学・専修学校において社会人等が学ぶ機会の充実を図る。（基準年度：19年度 達成年度：20年度） <u>【達成度合い（進捗状況）の判断基準】</u> 指標の数値の対前年度比 S＝前年度に比べ指標イからハのすべて数値が増加 A＝前年度に比べ指標イからハのうち2つの数値が増加 B＝前年度に比べ指標イからハのうち2つの数値が減少 C＝前年度に比べ指標イからハのすべての数値が減少	イ 学生以外の者を対象とした教育プログラムを提供する大学数 （19年度 213校 20年度 未調査） ロ 私立専修学校における社会人受入数 （19年度 77,250人 20年度 77,792人） ハ 私立専修学校における社会人受入学 校数 （19年度 1,296校 20年度 1,382校）
評価結果：A 前年度に比べ指標イからハのうち2つ（ロ、ハ）の数値が増加	

（注） 文部科学省の評価書を基に当省が作成した。

（イ）事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも十分に開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

（審査の対象）

事業評価方式による事前評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された16件^{（注3）}を審査の対象とした。

（注3） 事業評価方式の事前評価については、平成21年9月に評価書が総務大臣に送付された後、22年度予算概算要求の組替えに伴う修正等が行われ、同年12月に改めて評価書を送付された。これを踏まえ、平成21年12月に送付された評価書を審査の対象とした。

（共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点）

事前評価を実施した政策等について、事後に把握された政策効果の評価・検証を行い、それにより得られたデータや知見を以後の評価や政策の企画立案に活用していくことが有益であり、着実に事後の評価・検証を実施していく必要がある。

また、効果が発現した際に、いつ、どのような方法で把握・測定するのか、その手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことは、事後的な検証を適切に行うためには不可欠であり、図表Ⅱ－11－⑤のとおり、16件すべてについて政策の効果の把握の方法が特定されている。

（共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点）

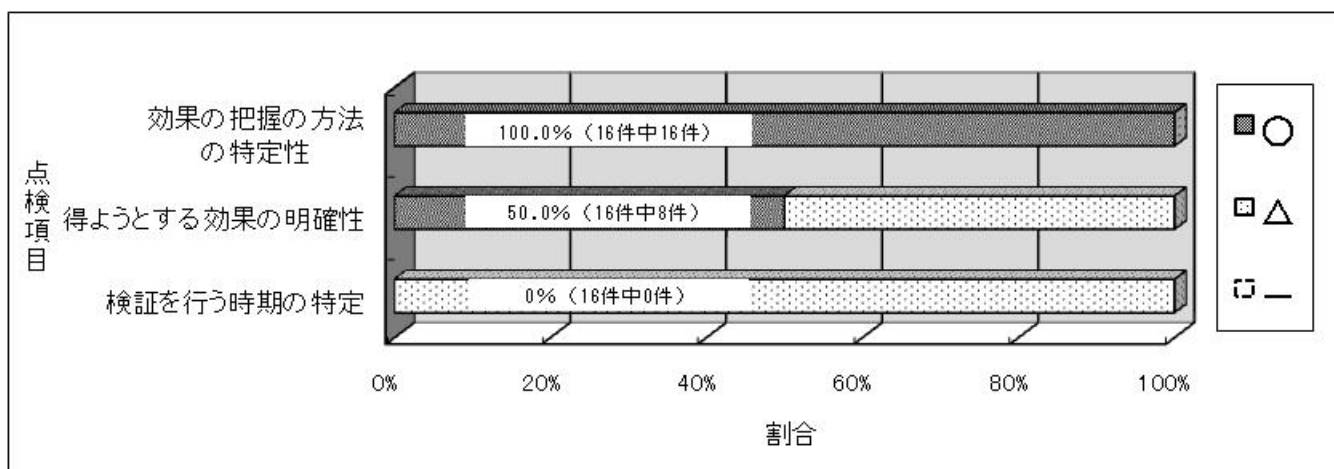
政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが必要である。

しかし、得ようとする効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ－11－⑤のとおり、16件中8件（50.0%）であり、平成20年の86件中57件（66.3%）と比べて減少している。残りの8件（50.0%）については、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。

また、図表Ⅱ－11－⑤のとおり、事後的検証を行う時期が特定されているものはみられず、平成20年の86件中15件（17.4%）と比べて減少している。（注4）。

（注4） 事後的検証を行う時期が特定されていないものについては、基本計画において事業達成年度到来時に必要に応じ事業評価を実施する旨規定されている。

図表Ⅱ－11－⑤ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



（注） 1 文部科学省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされている

など、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。

「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

イ 今後の課題

（ア）実績評価方式による評価

目標に関し達成しようとする水準の数値化等による特定や達成度合いの判定基準の明確化の取組について、より一層の推進が期待される。

（イ）事業評価方式による事前評価

事前評価の対象とした政策について事後的な検証を行う取組をより有意義なものにするためにも、得ようとする効果を具体的に特定しておくことが望まれる。

また、効果の把握の方法を特定しておくことについて、平成21年度においては、20年度から改善が図られており、今後もこの取組が進められることが重要である。

12 厚生労働省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成19年度から23年度までの5年間を計画期間とする「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」（平成19年3月30日）及び1年ごとに定められる「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、一般政策、研究開発、個々の公共事業及び規制の新設等を目的とする政策を対象に政策評価が行われている（注）。
- ② 一般政策については、事業評価方式による事前評価が、対象となる政策の特性に応じて実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式による事後評価が行われている。

このうち、実績評価方式による評価は、厚生労働行政全般について、政策体系及び評価予定表をあらかじめ定め、計画的に評価が行われている。実績評価方式による評価が行われない年度は、評価指標のモニタリングが行われている。

事業評価方式による事前評価を行った事業については、実施後、一定期間が経過したもの（事業開始から原則3年経過後）について、事後評価を行うこととされている。
- ③ 研究開発及び個々の公共事業については、事業評価方式により事前評価及び事後評価が行われている。また、規制の新設等を目的とする政策についても、事業評価方式による事前評価が行われている。

(注) 評価書は、厚生労働省ホームページで公表されている。

<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 38件

施策目標名「日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること」等38件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、38件（100%）である。

(イ) 事業評価方式による事前評価 4件

- ① 政策名「周産期医療体制の基盤整備・強化」等4件のうち、得ようとする効果が特定されているものは、4件（100%）である。
- ② 政策の効果の把握の方法が特定されているものは、4件（100%）である。

(ウ) 事業評価方式による事後評価 24 件

- ① 政策名「がん診療連携拠点病院機能強化事業」等 24 件のうち、得ようとした効果が特定されているものは、11 件（45.8%）である。
- ② 把握された効果が特定されているものは、19 件（79.2%）である。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。また、厚生労働省は、国民生活の安定と向上を図ることを目的として、国民の生活に密着した政策を行っていることから、目標を明らかにして政策を行うことがより一層求められている。今回、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は 100%であり、大幅な改善がみられた。今後とも、このような取組を継続することが望まれる。

ただし、あらかじめ定めた目標が未達成であるにもかかわらず、その原因分析が十分になされていない事例も見られるが、これを徹底することが必要である。あわせて、アウトカムに着目した評価指標の検討が必要である。

(イ) 事業評価方式による事前評価及び事後評価

事前評価の対象とした政策について事後的な検証を行う取組をより有意義なものにするためにも、得ようとする効果を特定しておくことが望まれる。今回、事前評価においては、得ようとする効果が具体的に特定されている評価の割合は 100%であり、今後とも、このような取組を継続することが望まれる。また、事後評価においては、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成19年度から23年度までの5年間を計画期間とする「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」（平成19年3月30日）及び1年ごとに定められる「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、一般政策、研究開発、個々の公共事業及び規制の新設等を目的とする政策を対象に政策評価が行われている。

基本計画において、評価の目的・観点、政策効果の把握の手法、事前評価及び事後評価の対象とする政策など評価の実施に関する基本的事項が明らかにされている。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ-12-①のとおり、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により評価が行われている。

事前評価については、評価法の義務付け以外の取組として、予算要求等を伴う新

たな政策や事業のうち、重点的な施策又は10億円以上の費用が見込まれるものについて、事業評価方式による評価を行うこととしている。

また、事後評価については、対象となる政策の特性に応じて評価の方式を選択することとし、以下の二つの取組が行われている。

- ① 厚生労働行政全般について、政策体系（厚生労働行政の基本目標、施策目標、施策目標に係る指標、個別目標、個別目標に係る指標及び事務事業を設定したもの）及び評価予定表（政策体系の施策目標ごとに、事後評価を実施するおおむねの時期及び評価方法を示したもの）が定められている。

それに基づき、同一の評価対象政策について、年度により実績評価方式による評価を行う年度、評価指標のモニタリングを行う年度に分けるとともに、並行して総合評価方式による評価が行われている。

- ② 上記①以外に、事業評価方式による事前評価（新規事業関係）を実施した政策について、評価の実施後、一定期間（「厚生労働省における政策評価実施要領」（平成19年4月厚生労働省政策評価官室、平成21年3月一部変更）において、「原則として事業開始後3年」と規定している。）が経過したものについて、事業評価方式による事後評価が行われている。

（取組状況－義務付け4分野の政策についての政策評価）

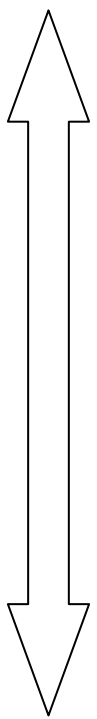
義務付け4分野の政策のうち、個々の研究開発及び公共事業について、事業評価方式により事前評価及び事後評価が行われている。具体的には、

- ① 事前評価については、評価法第9条及び同法施行令第3条に規定されている10億円以上の費用を要することが見込まれる個々の研究開発や個々の公共事業、大綱的指針に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発、
- ② 事後評価については、大綱的指針に基づき事後評価の対象とすることとされた研究開発や、「水道施設整備事業の評価実施要領」（平成21年4月21日厚生労働省健康局長通知）で定めるところにより事後評価の対象とすることとされた個々の公共事業

について評価が行われている。

また、規制の新設等を目的とする政策についても、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ-12-① 厚生労働省における政策評価の取組

評価対象範囲		事前評価	事後評価	
一般政策	政策（狭義） ・ 施策レベル 	<p><事業評価方式> 対象：評価法第9条及び同法施行令第3条に規定する政策以外の政策であって、予算要求又は財政投融资資金要求を伴う新たな政策（重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの） 実施状況：平成 14年11月 51件 15年8月 29件 16年8月 35件 17年8月 39件 18年8月 35件 19年8月 21件 20年8月 29件 21年8月 4件</p>	<p><実績評価方式> 対象： ①政策体系に基づき対象とする政策（定期的な見直しを行う場合、重点政策課題として評価を行う場合等） ②法第7条第2項第2号に規定する政策 ③国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの 実施状況： 平成 14年11月 161件 15年8月 85件 15年10月 19件 16年2月 5件 16年7月 40件 16年8月 68件 17年8月 108件 18年7月 108件 19年8月 40件 20年8月 41件 21年8月 38件</p>	<p><総合評価方式> 対象： ①政策体系に基づき対象とする政策 ②法第7条第2項第2号に規定する政策 ③国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの 実施状況： 平成 15年12月 1件 16年3月 2件 16年5月 1件 16年8月 1件 17年2～3月 3件 18年2～3月 5件 19年3月 3件 20年3月 6件 20年10月 3件 21年11月 1件</p>
	事務事業レベル	<p><事業評価方式> 対象：事前評価を実施した政策（事前評価の実施後、一定期間が経過したもの等） ③法第7条第2項第2号に規定する政策 ④骨太方針に基づき定める成果重視事業 ⑤国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの 実施状況：平成 15年8月 1件 16年6月 5件 17年8月 5件 18年3～9月 59件 19年8月 18件 20年8月 19件 21年8月 24件</p>	<p><事業評価方式> 対象： ①政策体系の施策目標について、当該施策目標の指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合 ②事前評価を実施した政策（事前評価の実施後、一定期間が経過したもの等） ③法第7条第2項第2号に規定する政策 ④骨太方針に基づき定める成果重視事業 ⑤国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの 実施状況：平成 15年8月 1件 16年6月 5件 17年8月 5件 18年3～9月 59件 19年8月 18件 20年8月 19件 21年8月 24件</p>	
義務付け4分野の政策	研究開発	事務事業レベル <p>（事前） 対象：評価法第9条又は大綱的指針に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発 実施状況：平成 14年11月 16件 15年8月 1件 17年8月 38件 18年8月 39件 19年8月 27件 20年8月 31件 21年8月 28件</p>	<p>（中間） 対象：大綱的指針に基づき事後評価の対象とすることとされた研究開発 実施状況： 平成 17年8月 1件 18年8月 32件 19年8月 29件 20年8月 28件 21年8月 26件</p>	<p>（事後） 対象：大綱的指針に基づき事後評価の対象とすることとされた研究開発 実施状況： 平成 17年8月 426件 18年8月 325件 19年8月 502件 20年8月 515件 21年8月 408件</p>

公共事業	事務事業レベル	(事前) 対象：評価法第9条に規定する政策 実施状況：平成 16年2月 39件 16年7月 49件 17年6月 34件 18年4月 29件 18年12月 4件 19年4月 18件 20年4月 28件 21年5月 84件	(再) 対象：事業採択後5年を経過して未着手の事業、10年を経過して継続中の事業等 実施状況：平成 16年2月 34件 16年7月 47件 17年6月 131件 18年4月 144件 18年12月 11件 19年4月 63件 20年4月 78件 21年5月 75件
		(事前) 対象：評価法施行令第3条に規定する政策 実施状況：平成 19年10月 6件 19年12月 2件 20年1月 1件 20年2月 1件 20年3月 9件 20年4月 3件 20年5月 1件 20年9月 6件 20年10月 2件 20年11月 4件 21年1月 2件 21年3月 5件 21年4月 1件 21年9月 1件 21年10月 3件	
規制	事務事業レベル		
<p><特徴></p> <p>施策レベルの事後評価において評価の対象としている「厚生労働行政全般」については、政策体系及び評価予定表により、当該年度において用いる評価方式を決めている。実績評価方式による評価を実施しない場合（年度）は、評価指標のモニタリングを実施することとしている。</p> <p>また、「厚生労働省における政策評価実施要領」においては、事業評価方式による事前評価を実施した個々の事業であって、「原則として事業開始後3年を経過したもの」については、事業評価方式による事後評価を実施することとしている。</p>			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはI-1-3、研究開発の評価についてはI-2-1、個々の公共事業の評価についてはI-2-2参照）。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

(審査の対象)

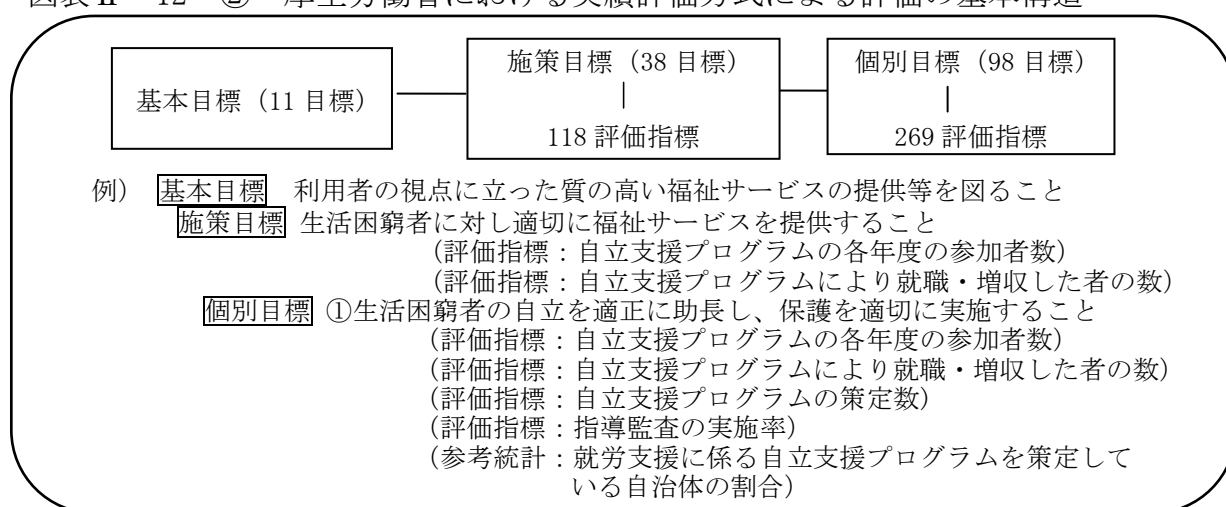
実績評価方式による評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された38件を審査の対象とした。

(評価の設計)

図表Ⅱ－12－②のとおり、11基本目標、それを達成するために実施する38施策目標、施策目標を達成するために実施する個々の施策に関する98個別目標、施策目標の達成状況を評価するための118評価指標及び個別目標の達成状況を評価するための269評価指標が設定されている。

目標の達成度合いの判定は、施策目標を単位として実施され、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に評価される。個別目標の達成状況の判定は、それに設定されている評価指標の測定結果に基づき個別目標単位で行われている。

図表Ⅱ－12－② 厚生労働省における実績評価方式による評価の基本構造



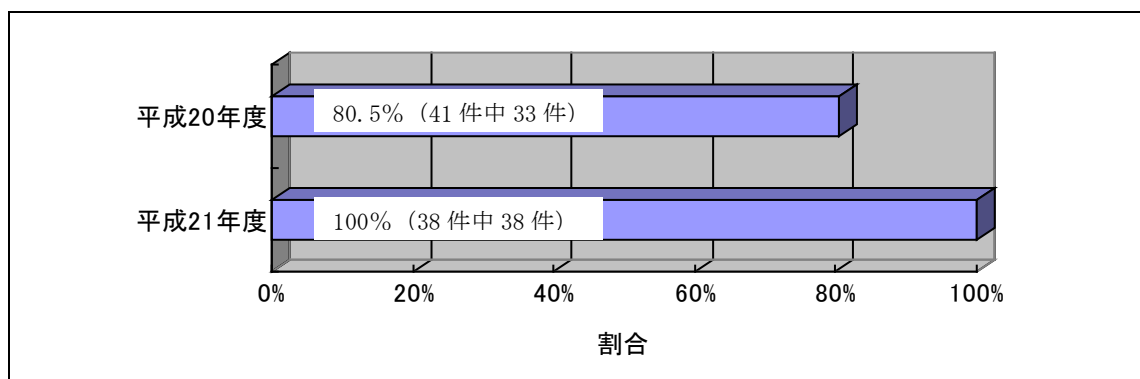
(注) 厚生労働省の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－12－③のとおり、100% (38件中38件) であり、平成20年度の80.5% (41件中33件) から大幅な改善がみられる。

図表Ⅱ－12－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



(注) 1 厚生労働省の評価書を基に当省が作成した。
 2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

（特記事項－取組の工夫が求められる点）

府省共通の点検項目による審査の結果のほか、取組の工夫が必要な点として、以下の状況がみられる。

- ① 目標の達成状況をアウトプットに着目した測定指標の測定結果のみにより評価していることから、業務活動の実態説明にとどまっているものがみられる。
- ② あらかじめ定めた目標を達成できず、かつ達成できなかった原因等についての説明がないにもかかわらず「目標達成に向けて進展があった」と評価されているものがある。

（イ）事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

（審査の対象）

事業評価方式による事前評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された4件を審査の対象とした。

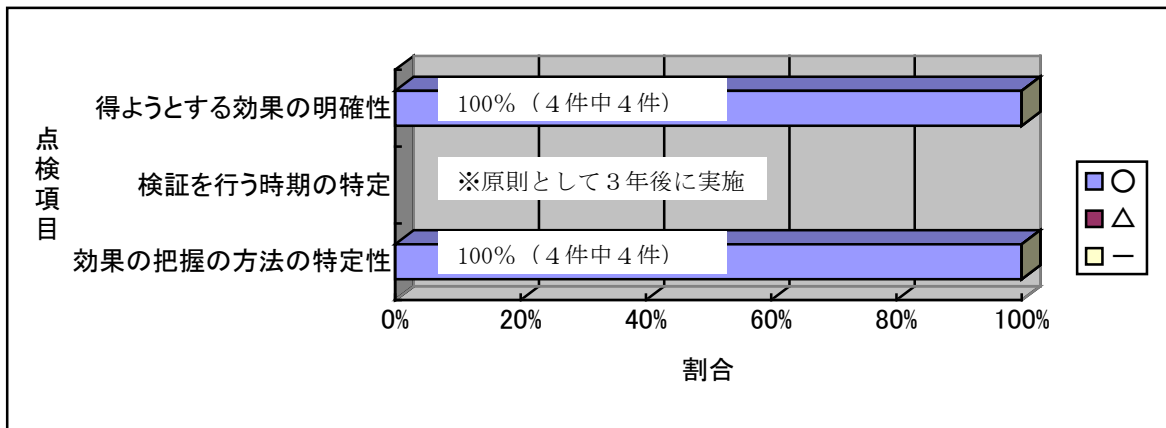
（共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点）

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を特定することが求められている。

また、事後的な検証を適切に行うためには、政策の効果が発現した際にどのような方法で把握・測定するのか、その手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことが求められる。

図表Ⅱ－12－④のとおり、得ようとする効果が具体的に特定されているものは4件中4件（100%）、効果の把握の方法が特定されているものは4件中4件（100%）となっている。なお、検証を行う時期の特定については、前記「（1）政策評価の枠組み」の「（取組状況－一般政策についての政策評価）」に記載した取組が行われている。

図表Ⅱ－12－④ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



- (注) 1 厚生労働省の評価書を基に当省が作成した。
 2 「得ようとする効果の明確性」
 「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「—」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。
 3 「検証を行う時期の特定」
 「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「—」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。
 4 「効果の把握の方法の特定性」
 「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

（ウ）事業評価方式による事後評価

現在のところ、事業評価方式による事後評価が行われている府省は限られている中で、前記「（1）政策評価の枠組み」の「（取組状況－一般政策についての政策評価）」に記載のとおり、事後評価の対象とする事業の要件を基本計画及び実施計画で明確にし、積極的に事後評価に取り組んでいる。

（審査の対象）

事業評価方式による事後評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された24件を審査の対象とした。

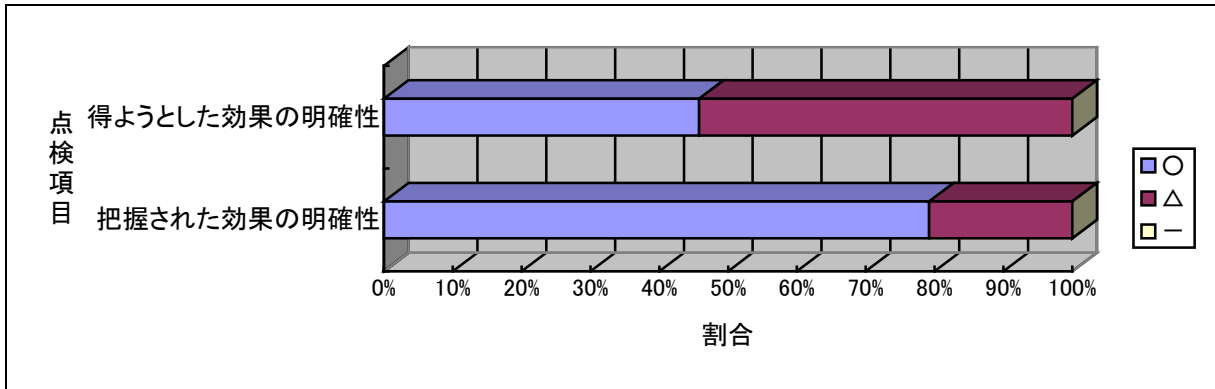
（共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点）

事後評価においては、当初見込んでいた効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるのか等を明らかにしていくことが求めら

れている。

図表Ⅱ－12－⑤のとおり、把握された効果が具体的に特定されているものは24件中19件（79.2%）であり、改善がみられるものの、得ようとした効果が具体的に特定されているものは24件中11件（45.8%）にとどまっている。

図表Ⅱ－12－⑤ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事後評価）



(注) 1 厚生労働省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明確性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明確性」

「○」、「△」及び「－」の分類については、上記2と同様である。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。また、厚生労働省は、国民生活の安定と向上を図ることを目的として、国民の生活に密着した政策を行っていることから、目標を明らかにして政策を行うことがより一層求められている。今回、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は100%であり、大幅な改善がみられた。今後とも、このような取組を継続することが望まれる。

ただし、あらかじめ定めた目標が未達成であるにもかかわらず、その原因分析が十分になされていない事例も見られるが、これを徹底することが必要である。あわせて、アウトカムに着目した評価指標の検討が必要である。

(イ) 事業評価方式による事前評価及び事後評価

厚生労働省では、事前評価の対象とした政策について事後的な検証を行う取組を行っているが、この取組をより有意義なものにするためにも、事前評価を行うに当たって、得ようとする効果を特定しておくことが望まれる。今回、事

前評価においては、得ようとする効果が具体的に特定されている評価の割合は100%であり、今後とも、このような取組を継続することが望まれる。

また、事後評価においては、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。

13 農林水産省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする「農林水産省政策評価基本計画」(平成18年3月28日)及び1年ごとに定められる「農林水産省政策評価実施計画」に基づき、一般政策、研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に政策評価が行われている(注)。
- ② 一般政策については、実績評価方式及び総合評価方式による事後評価が行われている。実績評価方式による評価は、農林水産省が行う行政分野全般について政策体系を明らかにした上で、重点政策分野ごとに行われ、総合評価方式による事後評価は、時々的重要課題に対応した政策を対象に行われている。また、実績評価方式による評価を補完するものとして、必要に応じて、政策分野を構成する個々の政策手段(予算事業等)を対象に政策手段別評価が行われている。
- ③ 研究開発及び個々の公共事業については、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われており、評価の対象の重点化を図りつつ評価手法の改善を図るなど、その取組を推進するものとされている。また、研究開発については総合評価方式による事後評価も行われている。
- ④ 規制については、事業評価方式による事前評価が行われており、規制の質の向上や国民への説明責任を果たすことに資するよう、その取組を推進するものとされている。

(注) 評価書は、農林水産省ホームページで公表されている。

<http://www.maff.go.jp/j/assess/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。なお、政策手段別評価についても併せて審査を行った。

ア 現状

- ① 政策分野名「食品産業の競争力の強化」等17件のすべてにおいて、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。
- ② 基本計画において、目標の達成度合いの定量的な判定基準が定められている。
- ③ 事業名「景観・自然環境保全形成支援事業のうち田園景観土地利用推進事業」等5件の政策手段別評価については、得ようとした効果が具体的に特定されている(100%)。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。農林水産省において、目標に関し達成しようとする水準がすべて数値化等により特定されており、今後もこうした取

組が進められることが期待される。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする「農林水産省政策評価基本計画」(平成18年3月28日)及び1年ごとに定められる「農林水産省政策評価実施計画」に基づき、政策評価が行われている。

基本計画においては、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の三つの評価方式を基本とすることとされている。

農林水産政策は、国民生活全般とのかかわりが深く、国民に対する説明責任と施策の有効性が強く要請されていることから、農林水産省が行う行政分野全般について政策体系を明らかにした上で、重点政策分野ごとに実績評価方式による評価を行うこととされている。また、時々の重要課題に対応するため、特定の課題について、総合評価方式による事後評価を行うこととされている。

研究開発及び個々の公共事業については、事業評価方式による事前評価及び事後評価を行うこととされている。特に事業の効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上が求められていることから、評価対象の重点化を図りつつ評価手法の改善を図るなど、その取組を推進するものとされている。

規制については、事業評価方式による事前評価を行うこととされている。農林水産省においては従来から法律又は政令の改正に伴う規制の新設又は改廃について事前評価を実施しており、規制の質の向上や国民への説明責任を果たすことに資するよう、その取組を推進するものとされている。

(取組状況－一般政策についての政策評価)

一般政策については、実績評価方式及び総合評価方式による事後評価が、図表Ⅱ-13-①のとおり行われている。

また、実績評価方式による評価を補完するものとして、必要に応じて、政策分野を構成する個々の政策手段(予算事業等)を対象に政策手段別評価が行われている。

(取組状況－義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、研究開発について、事業評価方式による事前評価及び事後評価、総合評価方式による事後評価が、また、個々の公共事業について、事業評価方式による事前評価及び事後評価が、図表Ⅱ-13-①のとおり行われている。研究開発及び個々の公共事業に係る事業評価方式による事後評価は、期中及び完了後に行うこととされている。期中の評価は、評価法により政策評価の実施が義務付けられた事業に加え、対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行われている。完了後の評価は、評価法により政策評価の実施が義務付けられていないが、総事業費10億円以上の事業を対象に行われている。

また、規制の新設等を目的とする政策についても、事業評価方式による事前評価

が行われている。

図表Ⅱ-13-① 農林水産省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価	
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル		<p><実績評価方式> 対象：農政、林政及び水産行政に係る主要施策のすべて（注3） 実施状況： 平成14年7月 70件 15年7月 82件 16年7月 59件 17年7月 57件 18年7月 16件 19年7月 16件 20年7月 17件 21年7月 17件</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>対象： 実績評価を補完するため、個々の政策手段（予算事業） 実施状況： 平成14年7月180件 15年7月 94件 16年7月 60件 17年7月 46件 18年7月 21件 19年7月 1件 20年7月 4件 21年7月 5件</p>	<p><総合評価方式> 対象： ①社会経済情勢の変化により改善・見直しが必要とされるもの ②国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に取り上げて実施することが要請されるもの ③社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの等 実施状況： 平成15年7月 1件 16年11月 3件 17年3月 2件 18年3月 2件 18年7月 1件</p>
	事務事業 レベル			
義務付け4分野の政策	施策 レベル		<p>(期中) <総合評価方式> 対象：農林水産分野の研究開発 実施状況： 平成21年 8月 1件</p>	
	研究 開発 (注4)	<p>(事前) 対象：総事業費10億円以上の研究開発課題 実施状況： 平成14年 12月 22件 15年3～8月 82件 16年3～8月 105件 17年5～9月 174件 18年1～8月 12件 19年 8月 7件 20年 8月 2件 21年8～11月 7件</p>	<p>(期中) <事業評価方式> 対象：①評価法により義務付けられた研究開発課題②10年を超えて継続する研究開発課題 実施状況： 平成15年3～4月 57件 16年3～8月 96件 17年3～5月 32件 18年 3月 8件 19年 3月 2件 20年3～6月 6件 21年 3月 2件</p>	<p>(終了時) <事業評価方式> 対象：総事業費10億円以上の研究開発課題 実施状況： 平成15年3～4月 111件 16年3～8月 144件 17年3～7月 77件 18年 3月 66件 19年 3月 4件 20年 3月 3件 21年 3月 2件</p>
	公共 事業 (注5)	<p>(事前) 対象：総事業費10億円以上の事業 実施状況： 平成14年 12月 28件 15年4～12月 6,155件 16年3～12月 3,856件 17年3～9月 3,712件 18年3～8月 3,163件 19年3～9月 238件 20年3～8月 240件 21年3～8月 245件</p>	<p>(期中) 対象：①評価法により義務付けられた事業②10年を超えて継続する事業 実施状況： 平成14年8～12月 101件 15年4～12月 590件 16年3～8月 822件 17年3～8月 682件 18年3～8月 946件 19年3～9月 82件 20年3～12月 242件 21年3～8月 189件</p>	<p>(完了後) 対象：総事業費10億円以上の事業 実施状況： 平成14年 8月 20件 15年4～8月 1,007件 16年3～8月 1,238件 17年3～8月 1,347件 18年3～8月 1,599件 19年3～9月 313件 20年3～8月 303件 21年3～8月 229件</p>

	規制	事務事業レベル	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>(事前) 対象：規制の新規又は改廃 実施状況： 平成19年 11月 4件 20年1～10月 2件 21年2～11月 5件</p> </div>	
<p><特徴> 農林水産省では、行政分野全般にわたる主要施策を対象に、実績評価による評価が行われている。また、これを補完するものとして、政策分野を構成する個々の政策手段（予算事業等）を対象に政策手段別評価が行われている。</p>				

- (注) 1 農林水産省の基本計画等を基に当省が作成した。
2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。
3 平成18年度からは、評価の重点化・効率化の観点から、政策体系の大ぐくり化が行われている。
4 平成17年度までは、すべての研究開発課題及び研究開発施策を対象としていたが、18年度からは、評価対象の重点化の観点から、評価法により評価を義務付けられているもの等を対象として評価が行われている。
5 平成17年度までは、施設の維持管理及び災害復旧事業等を除くすべての公共事業を対象としていたが、18年度からは、評価対象の重点化の観点から、評価法により評価の実施が義務付けられているもの等を対象として評価が行われている。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。なお、政策手段別評価についても併せて審査を行った（研究開発の評価についてはI-2-1、個々の公共事業の評価についてはI-2-2参照）。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

(審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された17件を審査の対象とした。

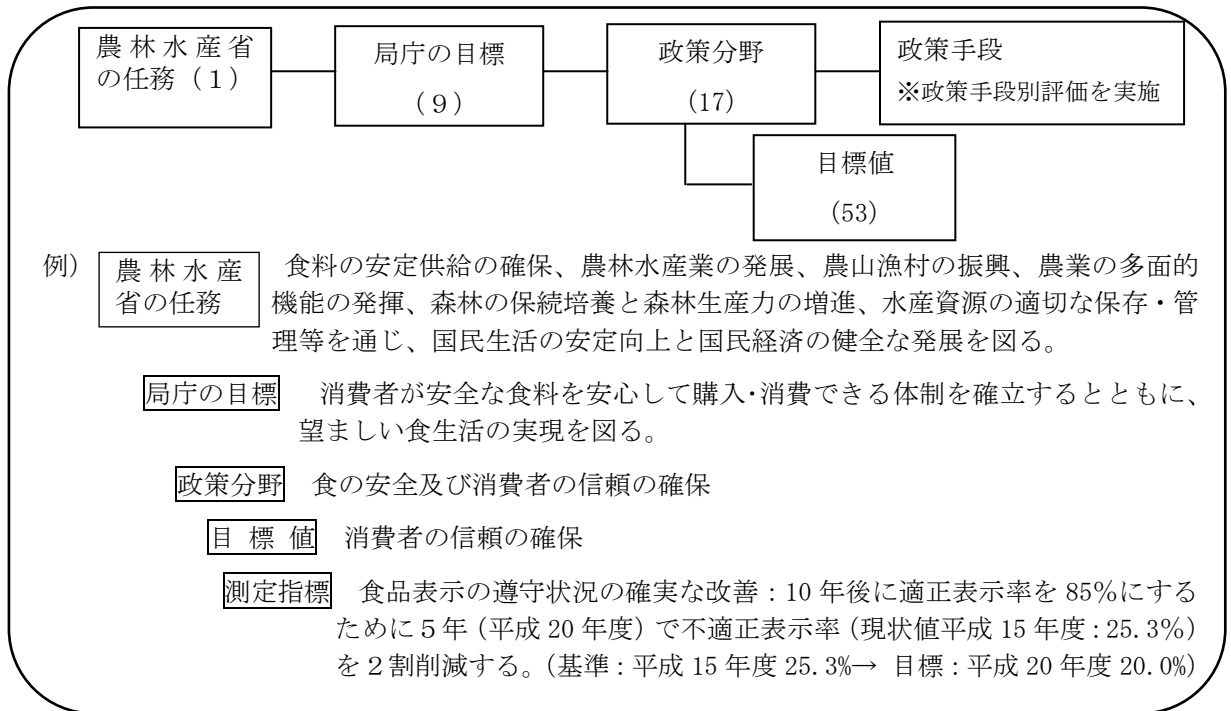
(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる政策は、図表II-13-②のとおり、農政、林政及び水産行政に係る主要政策のすべてを政策分野に分類することを基本とし、毎年度、実施計画により決定されている。

決定された17政策分野には、それぞれ1目標値から9目標値が設定され、合計で53目標値が設定されている。設定された目標値により達成度合いが判定され、その結果に基づき、政策分野の単位で評価が行われている。

必要に応じ、政策分野を構成する個々の政策手段を対象に、政策手段別評価が行われている。

図表Ⅱ－13－② 農林水産省における実績評価方式による評価の基本構造

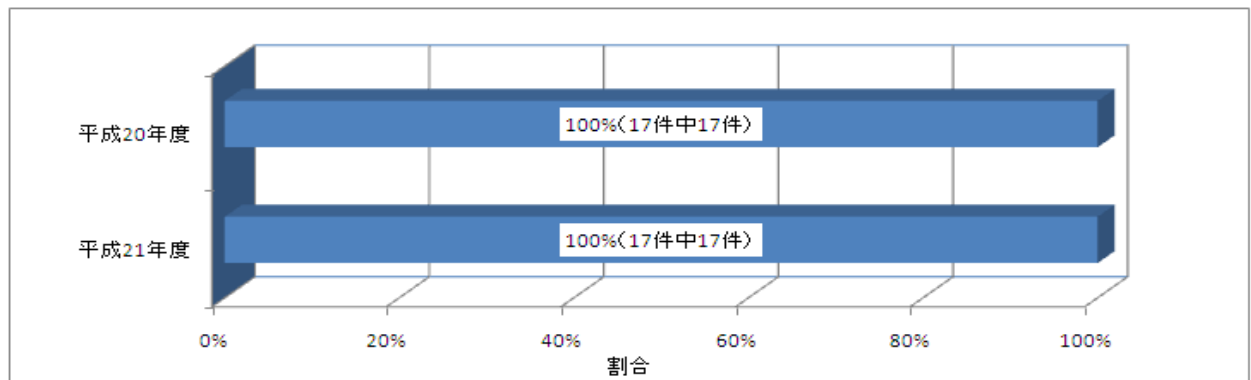


(注) 農林水産省の評価書を基に当省が作成した。

（共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点）

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にしておく必要がある。目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－13－③のとおり、100%（17件中17件）となっている。

図表Ⅱ－13－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



(注) 1 農林水産省の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

実績評価方式は、目標の達成度合いについて評価することが基本である。目標の達成度合いの判定が客観的なものといえるためには、定量的な判定基準などを、あらかじめ具体的に明示しておくことが重要である。

農林水産省では、基本計画において、定量的な目標については、図表Ⅱ－13－④のとおり、目標の達成度合いの定量的な判定基準が定められており、目標の達成度合いをA、B及びCにランク分けした上で、必要性及び有効性等の観点から評価することとされている。

図表Ⅱ－13－④ 農林水産省における達成度合いの判定基準

ランク	達成度合	評 価
A	90%以上	おおむね有効
B	50%以上 90%未満	有効性の向上が必要である
C	50%未満	有効性に問題がある

(注) 1 農林水産省の基本計画を基に当省が作成した。

2 基本計画では、150%を超える達成度合いとなった政策分野については、特に効率性の観点も含め、総合的に評価を行うこととし、過剰な達成による負の影響がないことが明らかなものを除き、達成度合いによるランク分けを原則行わないこととされている。

(イ) 政策手段別評価

(審査の対象)

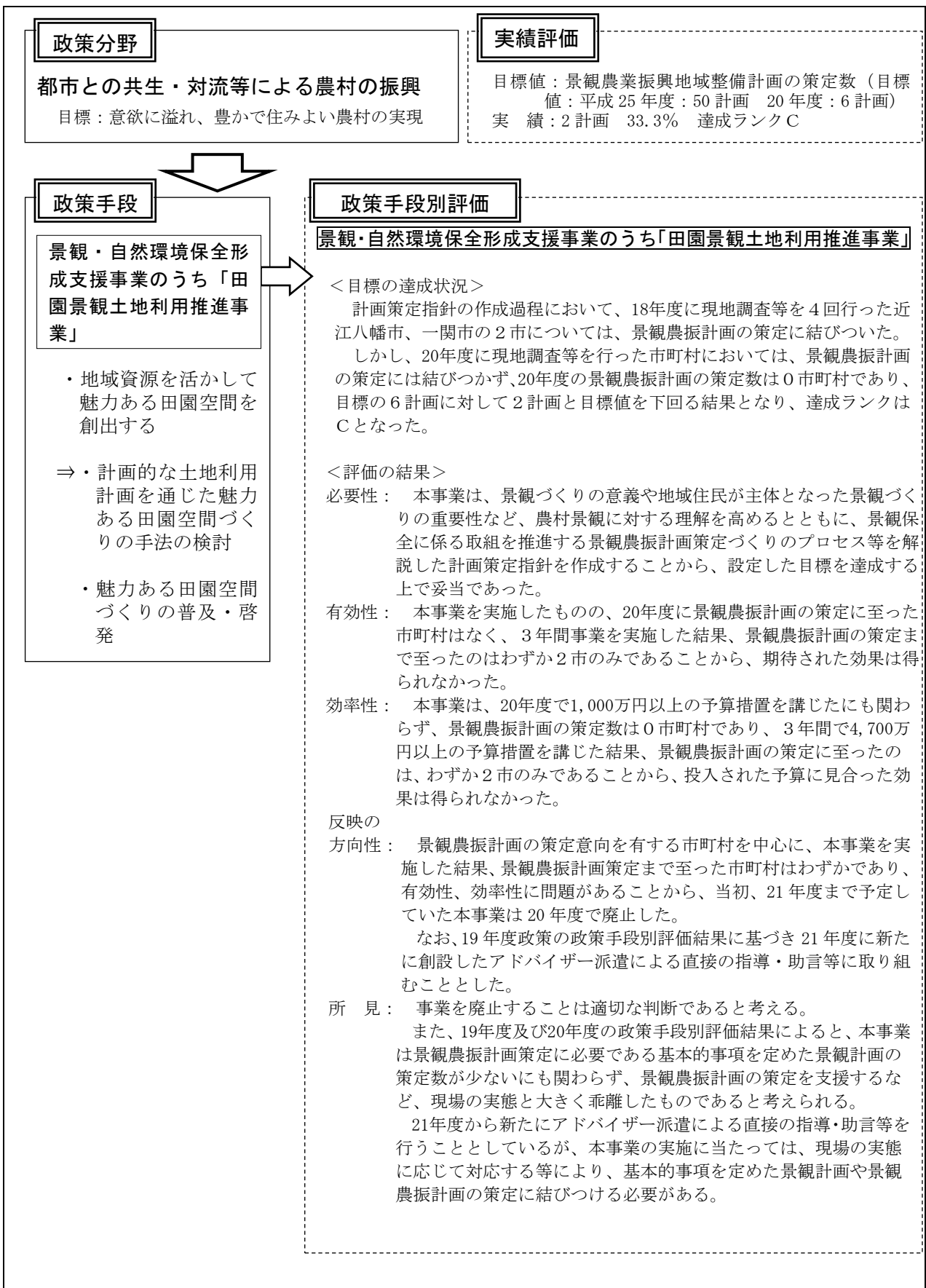
政策手段別評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された5件を審査の対象とした。

(評価の取組状況)

農林水産省では、必要に応じて、政策分野を構成する個々の政策手段を対象に評価が行われている。図表Ⅱ－13－⑤の例のとおり、政策手段に期待される効果を発揮させるために、特に実施の必要があると認めるものなどを対象として、評価が行われている。

実績評価方式による評価では、目標が達成されたかどうかは明らかになるものの、目標が達成されていない場合の原因について必ずしも把握することができない。このため、目標期間中の達成度合いが芳しくない、目標が達成されないなどの問題のある政策等について、政策分野を構成する個々の政策手段にまで掘り下げた分析・検証を行うことは有益である。

図表Ⅱ－13－⑤ 政策手段別評価の実施例



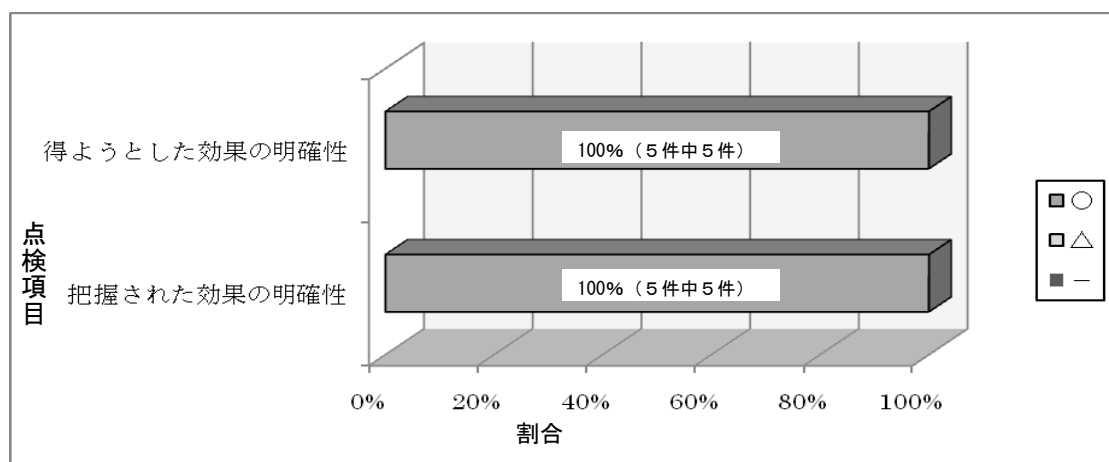
(注) 農林水産省の評価書等を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

政策分野を構成する個々の政策手段にまで掘り下げた評価・検証を行う場合においては、当該政策手段により当初得ようとした効果が発現しているのか、当初得ようとした効果と把握された効果の関係はどのようになっているのかを明らかにしておくことが必要である。

審査の対象とした5件については、図表Ⅱ－13－⑥のとおり、得ようとした効果や把握された効果は具体的に特定されている。また、当初得ようとした効果が実際に得られたのかについても明らかにされている。

図表Ⅱ－13－⑥ 共通の点検項目別の審査結果（政策手段別評価）



- (注) 1 農林水産省の評価書を基に当省が作成した。
2 「得ようとした効果の明確性」
「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。
3 「把握された効果の明確性」
「○」、「△」及び「－」の分類については、上記2と同様である。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。農林水産省において、目標に関し達成しようとする水準がすべて数値化等により特定されており、今後もこうした取組が進められることが期待される。

14 経済産業省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間を計画期間とする「経済産業省政策評価基本計画」(平成 18 年 3 月 31 日)及び 1 年ごとに定められる「経済産業省事後評価実施計画」に基づき、一般政策、研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に、政策評価が行われている(注1)。
- ② 政策評価の実施に当たっては、特定の行政課題に対応するために目標を掲げ、その実現へ向けて財政措置や法令などに基づいて行政活動を行う一定のまとまりとしての「施策」を基本的な単位として評価が行われている。また、施策単位の評価に加えて、必要に応じて個別に事業レベルでの評価が行われている。
- ③ 基本計画で定めた施策を対象に、事前評価については毎年度、事後評価については、原則として 3 年から 5 年の間に一度、評価が行われている。

(注1) 評価書は、経済産業省ホームページで公表されている。

http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/index.html

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 10 件

施策名「知的財産の適切な保護」等 10 件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、7 件(70.0%)である。

(イ) 事業評価方式による事前評価 226 件

事業名「産学連携による留学生向け実践的教育事業(委託)」等 226 件のうち、得ようとする効果が具体的に特定されているものは 61 件(27.0%)である。

(ウ) 事業評価方式による事後評価 163 件

- ① 事業名「模倣品・海賊版対策強化事業(委託)」等 163 件の事業レベルの評価のうち、得ようとした効果が具体的に特定されているものは 23 件(14.1%)、把握された効果が具体的に特定されているものは 114 件(69.9%)である。
- ② 経済産業省の評価実施要領において、事後評価は、原則として事前評価で定めた目標・指標に基づいて効果を検証することとされている。しかし、事業レベルの評価について、目標・指標の達成状況が低調であるにもかかわらず、その原因等が明らかになっていないものがみられる。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行うことが基本である。目標に関し達成しようとする水準については、平成20年度に比べて、数値化等により特定されている評価の割合が減少していることから、より一層、数値化等により特定することが必要である。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価を行うに当たっては、得ようとする効果を具体的に特定しておくことが望まれる。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

事業レベルの事後評価について、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に特定しておくこと、事前評価で設定された目標・指標の達成状況が低調なものについては、その原因等を明らかにすること等が望まれる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする「経済産業省政策評価基本計画」(平成18年3月31日)及び1年ごとに定められる「経済産業省事後評価実施計画」に基づき、一般政策、研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に政策評価が行われている。なお、対象政策ごとに評価実施要領が定められている。

基本計画において、政策評価の実施に当たっては、特定の行政課題に対応するために目標を掲げ、その実現へ向けて財政措置や法令などに基づいて行政活動を行う一定のまとまりとしての「施策」が基本的な単位とされている。

また、施策の成果(アウトカム)に着目して目標を設定し、その実現へ向けた具体的な取組や実施期間、最終的な実績・成果等を総合的に勘案して目標の達成度合いを評価する「実績評価」を行うことを基本とし、施策単位に基づく実績評価に加えて、必要に応じて個別に事業レベルでの評価を行うこととされている。

政策評価の実施に当たり、経済産業省の「ミッション」や政策の方向性、それらと施策の関係を明確にするために、政策・施策体系を6政策34施策に整理している。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ-14-①のとおり、実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価が行われている。

事前評価の実施に当たっては、基本計画で定めた施策を基本的な単位とした評価と、予算規模の大きいもの等、特に重要と判断される事業について事業評価方式で評価が行われている。

一方、事後評価の実施に当たっては、基本計画で定めた施策を対象に実績評価方式で評価が行われている。評価の対象となる施策については、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行うこととされ、具体的な対象については、毎年度、実施計画において明らかにされている。

また、実績評価方式による評価に加えて、評価の対象となる施策の目標を実現す

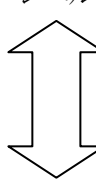
るための具体的措置のうち、予算規模の大きいもの等、特に重要と判断される事業の評価が行われている。

（取組状況－義務付け4分野の政策についての政策評価）

義務付け4分野の政策のうち、研究開発、個々の公共事業及び規制については、事業評価方式により事前評価及び事後評価が行われている。

研究開発の評価は「経済産業省技術評価指針」、個々の公共事業の評価は「工業用水道事業に係る政策評価実施要領」、規制の評価は「規制に係る事前評価に関する経済産業省政策評価実施要領」により行われている。

図表Ⅱ－14－① 経済産業省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価	
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル  事務事業 レベル	<事業評価方式> 対象： 基本計画で定めるすべての施策 実施状況： 平成 14年 11月 78件 15年 9月 79件 16年 8月 73件 17年 8月 75件 18年 8月 34件 19年 9月 34件 20年 9月 34件 21年 9月 34件 21年 12月 34件 (事務事業レベルの評価 21年12月：226件)	<実績評価方式> 対象： 基本計画で定めるすべての施策を対象とし、毎年度、実施計画で定めるもの 実施状況： 平成 14年 7月 1件 15年 3～5月 28件 16年 7月～17年 1月 18件 17年 3～9月 15件 18年 3～8月 27件 19年 3～6月 9件 19年 12月 4件 20年 2～6月 10件 21年 4～9月 11件	
			<事業評価方式> 対象： 評価の対象となる施策の目標を実現するための具体的措置のうち、予算規模の大きいもの等、特に重要と判断される事業 実施状況： 平成 21年 4～9月 167件 (注5)	
義務付け4分野の政策	研究開発	(事前) 実施状況： 平成 14年 11月 52件 (注4) 15年 9月 38件 (注4) 16年 8月 36件 (注4) 17年 8月 32件 (注4) 18年 8月 9件 19年 9月 14件 20年 9月 72件 21年 9月 54件 21年 12月 57件	(中間) 実施状況： 平成 15年 3～4月 2件(注4) 15年 12月 ～16年 4月 6件(注4) 16年 2～8月 8件(注4) 16年 11月 1件(注4) 17年 6～10月 25件(注4) 18年 4～8月 7件(注4) 19年 12月 4件 20年 2月 10件 21年 4月 9件	(事後) 実施状況： 平成 15年 4月 5件(注4) 17年 1月 1件(注4) 17年 6月 1件(注4) 19年 1月 1件(注4) 21年 4月 3件
	事務事業レベル			

公共事業	事務事業レベル	<p>(事前)</p> <p>実施状況：</p> <p>平成 14 年 11 月 4 件</p> <p>15 年 9 月 4 件</p> <p>16 年 8 月 4 件</p> <p>17 年 8 月 7 件</p> <p>18 年 8 月 3 件</p> <p>19 年 9 月 7 件</p> <p>20 年 9 月 8 件</p> <p>21 年 9 月 1 件</p> <p>21 年 12 月 1 件</p>	<p>(再)</p> <p>実施状況：</p> <p>平成</p> <p>14 年 9 月 4 件</p> <p>15 年 9 月 19 件</p> <p>16 年 4 月 6 件</p> <p>16 年 9 月 11 件</p> <p>17 年 2～9 月 4 件</p> <p>18 年 2～8 月 8 件</p> <p>19 年 2～3 月 3 件</p> <p>19 年 9 月 2 件</p> <p>20 年 9 月 8 件</p> <p>21 年 4 月 3 件</p> <p>21 年 10 月 5 件</p> <p>21 年 12 月 5 件</p>
	規制	事務事業レベル	<p>(事前)</p> <p>実施状況：</p> <p>平成 15 年 3～4 月 3 件</p> <p>16 年 10 月 2 件</p> <p>17 年 1 月 1 件</p> <p>19 年 10～11 月 5 件</p> <p>20 年 1～12 月 19 件</p> <p>21 年 3～12 月 9 件</p>
<p><特徴></p> <p>特定の行政課題に対応するために目標を掲げ、その実現へ向けて財政措置や法令などに基づいて行政活動を行う一定のまとまりとしての施策を評価の基本単位としつつ、事前評価については毎年度、事後評価については3年から5年に一度評価を行っている。施策の評価に加え必要に応じて個別に事業レベルでの評価を行う仕組みとしている。</p>			

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
- 2 事業評価方式の事前評価については、概算要求に係る評価を修正したものも含む。
- 3 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。
- 4 経済産業省の政策評価の単位である施策の件数を記載した。
- 5 20 年度まで「事業レベルの評価」として整理していた評価について、21 年度より「事業評価方式による事後評価」として整理した。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（研究開発の評価については I-2-1、個々の公共事業の評価については I-2-2 参照）。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

(審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付されてきた 10 件（注 2）を審査の対象とした。

（注 2）総務省に送付された 11 件の評価書のうち、政策の特性上、独自の評価方法により評価が行われている通商政策に関する評価書（1 件）を除いた 10 件を審査の対象とした。

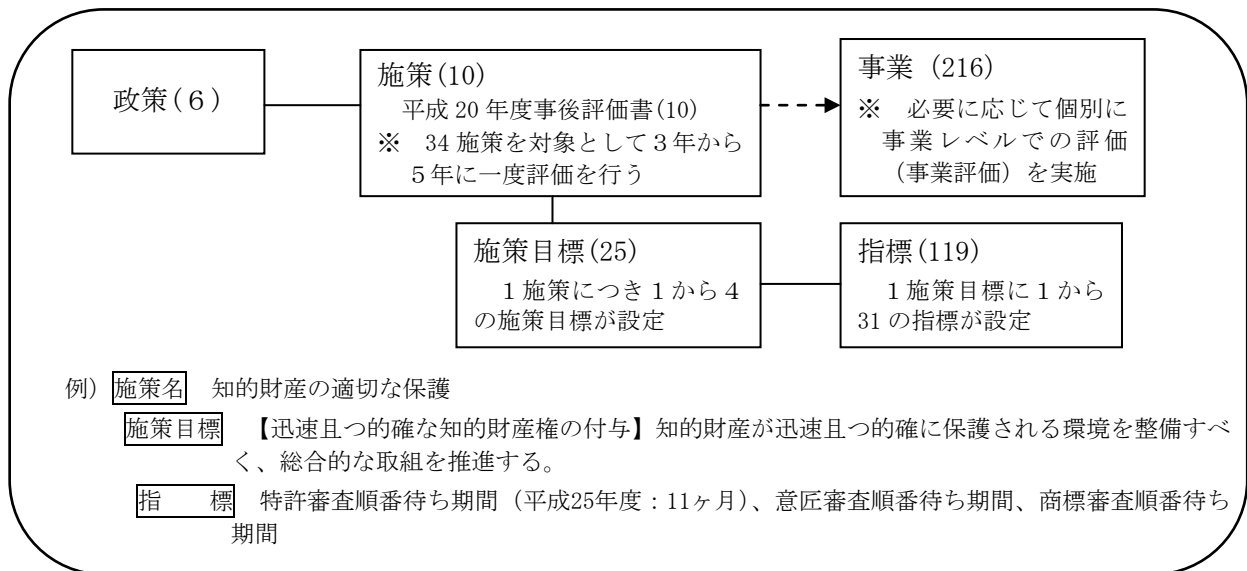
(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる施策は、図表 II-14-②のとおり、施

策ごとに施策目標が設定され、その下に達成度合いを測定する指標が設定されている。審査の対象とした10件には、一つの施策目標の下に1指標から31指標が設定され、合計で119指標が設定されている。

また、目標の達成度合いの判定は、設定された指標の測定結果に基づき施策単位で行われている。

図表Ⅱ-14-② 経済産業省における実績評価方式による評価の基本構造



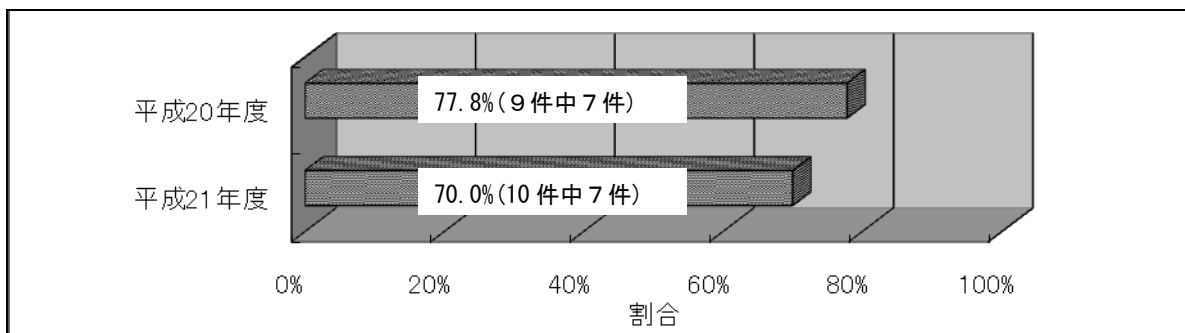
(注) 経済産業省の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査—取組の工夫が求められる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ-14-③のとおり、70.0%（10件中7件）であり、平成20年度の77.8%（9件中7件）と比べて減少している。

図表Ⅱ-14-③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



(注) 1 経済産業省の評価書を基に当省が作成した。

- 2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(イ) 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付されてきた 34 件(注3)の施策レベル及び 284 件の事務事業レベルの政策評価のうち、研究開発、個々の公共事業及び規制の評価を除く 226 件(事務事業レベル)を審査の対象とした。

(注3) 事業評価方式による事前評価については、平成 21 年 9 月に評価書が総務大臣に送付された後、22 年度予算概算要求の見直しが行われ、これに伴い、同年 12 月に改めて評価書を送付された。これを踏まえ、平成 21 年 12 月に送付された評価書を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

事後的検証を適切に行うためには、事前評価を行った事業について、効果が発現した際にどのような方法で把握・測定するのか、その時期を事前評価の時点で明らかにしておくことが求められている。

事後的検証を行う時期が特定されているものの割合は、図表Ⅱ－14－④のとおり、100% (226 件中 226 件) であり、平成 20 年度の 99.2% (248 件中 246 件) と比べて増加している。

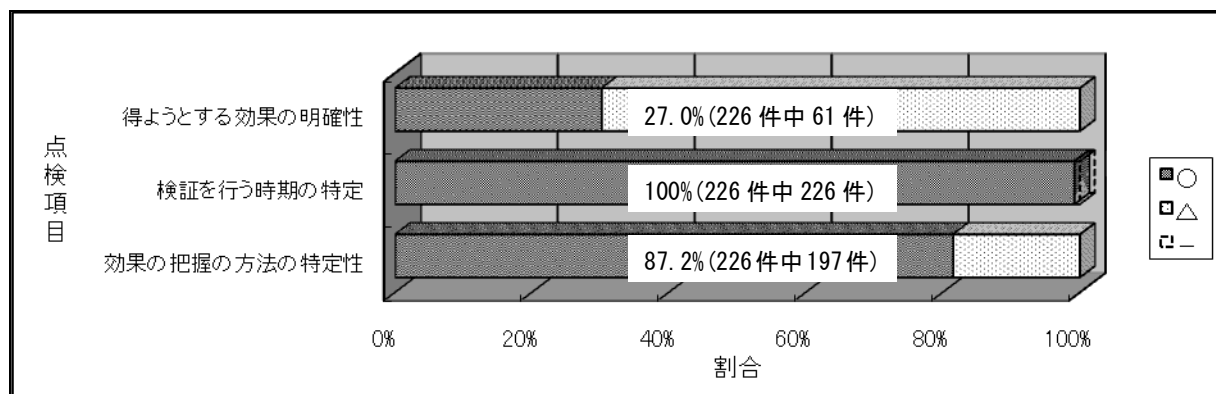
効果の把握の方法が特定されているものの割合は、図表Ⅱ－14－④のとおり、87.2% (226 件中 197 件) であり、平成 20 年度の 81.5% (248 件中 202 件) と比べて増加している。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

得ようとする効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ－14－④のとおり、226 件中 61 件 (27.0%) ある。残りの 165 件 (73.0%) については、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。

図表Ⅱ－14－④ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



- (注) 1 経済産業省の評価書を基に当省が作成した。
- 2 「得ようとする効果の明確性」
「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。
- 3 「検証を行う時期の特定」
「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は、当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。
- 4 「効果の把握の方法の特定性」
「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

（ウ）事業評価方式による事後評価

（審査の対象）

事業レベルでの事後評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された163件（注4）を審査の対象とした。

（注4）総務省に送付された220件の評価書のうち、通商政策に関する評価書（4件）、研究開発を対象とした評価書（12件）、個々の公共事業を対象とした評価書（3件）及び規制に関する評価書（38件）を除いた163件の評価書。

（評価の取組状況）

経済産業省では、必要に応じて、評価の対象となる施策の目標を実現するための具体的措置のうち、予算規模の大きいもの等、特に重要と判断される事業の評価が行われている。

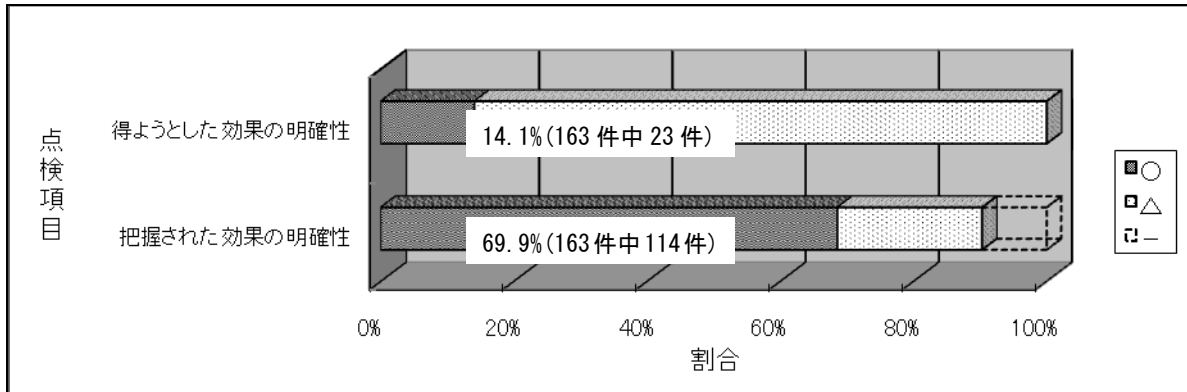
（共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点）

政策分野を構成する個々の事業にまで掘り下げた評価・検証を行う場合においては、当該事業により得ようとした効果について、その状態を具体的に特定することや、得ようとした効果が実際に発現しているのかを明らかにしておくことが求められている。

しかし、図表Ⅱ－14－⑤のとおり、得ようとした効果が具体的に特定されて

いるものは163件中23件(14.1%)であり、把握された効果が具体的に特定されているものは163件中114件(69.9%)である。

図表Ⅱ-14-⑤ 共通の点検項目別の審査結果(事業レベルの評価)



(注) 1 経済産業省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明確性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「—」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明確性」

「○」、「△」及び「—」の分類については、上記2と同様である。

(特記事項—取組の工夫が求められる点)

府省共通の点検項目による審査の結果のほか、取組の工夫が必要な点として、以下の状況がみられる。

経済産業省の評価実施要領において、事後評価は、原則として事前評価で定めた目標・指標に基づいて効果を検証することとされている。

しかし、事業レベルの事後評価について、目標・指標の達成状況が低調であるにもかかわらず、その原因等が明らかになっていないものがみられる。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。目標に関し達成しようとする水準については、平成20年度に比べて、数値化等により特定されている評価の割合が減少しているため、より一層、数値化等により特定することが必要である。

(イ) 事業評価方式による事前評価

当該政策の必要性が認められるためには、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定しておくことが望まれる。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

事業レベルの事後評価について、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に特定しておくこと、事前評価で設定された目標・指標の達成状況が低調なものについては、その原因等を明らかにすること等が望まれる。

15 国土交通省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間を計画期間とする「国土交通省政策評価基本計画」(平成 21 年 3 月)及び 1 年ごとに定められる「国土交通省事後評価実施計画」に基づき、一般政策、個々の研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② 一般政策については、事業評価方式による事前評価(政策アセスメント)、実績評価方式による評価(政策チェックアップ)及び総合評価方式による事後評価(政策レビュー)が行われている。3つの評価方式を相互に有機的に連携させ、国土交通省の主要な政策分野を対象として政策評価を実施することにより、政策のマネジメント・サイクルを有効に機能させ、成果を重視した行政運営を推進することとされている。
- ③ 個々の研究開発及び公共事業については、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。
- ④ 規制については、事業評価方式による事前評価が行われている。

(注1) 評価書は、国土交通省ホームページで公表されている。

<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 13 件(46 施策目標、287 業績指標)

政策名「少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進」等 13 件(46 施策目標、287 業績指標)すべてについて、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

(イ) 事業評価方式による事前評価 40 件

事業名「民間賃貸住宅の家賃債務保証業等の適正化・紛争処理の円滑化に係る支援制度の創設」等40件のうち、得ようとする効果が具体的に特定されているものは、38件(95.0%)である。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

目標に関し達成しようとする水準がすべて数値化等により特定されており、今後もこの取組が進められることが期待される。

目標の達成度合いの判定方法(判定基準)に関しては、事前に判定基準を記すことができないものは、評価の際に判定根拠を記述することを徹底すること

が必要である。その一方で、判定基準を事前に記すことは、実績評価方式による評価の客観性を高める上で効果的であることから、あらかじめ具体的で明確なものとして示す取組を検討することが望まれる。

(イ) 事業評価方式による事前評価

得ようとする効果が具体的に特定されているものの割合は 95.0% (40 件中 38 件) と平成 20 年度の 36.5% (63 件中 23 件) に比べて大幅に増加しており、今後もこの取組が進められることが期待される。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

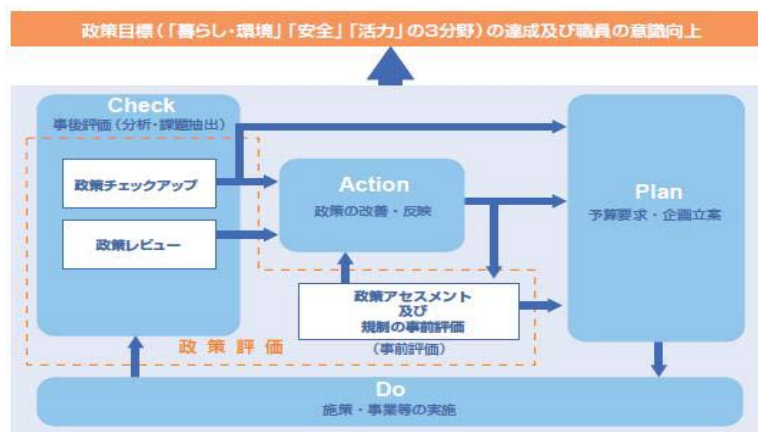
平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間を計画期間とする「国土交通省政策評価基本計画」(平成 21 年 3 月)(注 2) 及び 1 年ごとに定められる「国土交通省事後評価実施計画」に基づき、一般政策、個々の研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に政策評価が行われている。

基本計画において、国土交通省は、政策評価を実施することにより、評価の結果を新たな政策の企画立案に反映し、政策の改善策を検討することとし、また、これにより、「政策の企画立案 (Plan) → 実施 (Do) → 評価 (Check) → 政策の改善・反映 (Action)」という政策のマネジメント・サイクルを有効に機能させ、成果を重視した行政運営を推進することとしている。

政策評価の方式としては、「政策アセスメント」(事業評価方式による事前評価)、「政策チェックアップ」(実績評価方式による評価) 及び「政策レビュー」(総合評価方式による事後評価) の 3 つの方式を基本とし、図表 II-15-① のとおり、これらの方式を相互に有機的に連携させ、国土交通省の主要な政策分野を対象として政策評価を実施することとしている。

(注 2) 平成 21 年 1 月から 3 月までの間に実施された政策評価については、19 年度から 23 年度までの 5 年間で計画期間とする旧「国土交通省政策評価基本計画」に基づき実施されている。

図表 II-15-① 国土交通省における「政策のマネジメント・サイクル」



(注) 国土交通省のHPによる。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ-15-②のとおり、国土交通省の主要な政策分野を対象として、以下の方式による評価が行われている。

① 事業評価方式による事前評価（政策アセスメント）

新たに導入を図ろうとする施策等及び既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするものを対象とし、必要性、有効性、効率性等の観点から評価を実施し、施策等の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を明確に説明する観点から行われる評価手法である。

② 実績評価方式による評価（政策チェックアップ）

国土交通省の主要な行政目的に係る政策を対象とし、それらに関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの政策目標をあらかじめ設定し、それに対する業績を測定し、その達成度を評価する手法である。

③ 総合評価方式による事後評価（政策レビュー）

国土交通省の政策課題として重要なもの、国民からの評価に対するニーズが特に高いもの、他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの、社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるものを対象とし、それらが目的に照らして所期の効果を上げているかどうかを検証するとともに、結果と施策等の因果関係等について詳しく分析し、課題とその改善方策等を発見する観点から行われる評価手法である。

(取組状況—義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、個々の研究開発については、図表Ⅱ-15-②のとおり、研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象として、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。

個々の公共事業については、図表Ⅱ-15-②のとおり、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての国土交通省所管公共事業を対象として、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。

規制については、図表Ⅱ-15-②のとおり、法律又は政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする施策等を対象として、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ-15-② 国土交通省における政策評価の取組

評価対象施策		事前評価	事後評価	
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル	<p><事業評価方式> 対象： ①新規の施策等（予算、税制、財投（政策金融を含む）、法令等） ②既存施策等の改正、廃止、緩和、延長等</p> <p>実施状況（平成）： 14年9月48件 15年7月49件、8月43件 16年8月95件 17年8月43件、8月56件 18年8月40件、8月42件 19年8月67件、8月11件 20年8月63件 21年8月49件、11月40件</p> <p>※規制に関するもの（注4） 実施状況（平成）： 19年3月9件、8月11件</p>	<p><実績評価方式> 対象： 主要な行政目的に係る政策</p> <p>実施状況（平成）： 15年7月27件 16年8月27件 17年8月27件 18年8月27件 19年8月27件 20年8月13件 21年8月13件</p>	<p><総合評価方式> 対象： ①政策課題として重要なもの ②国民からの評価に対するニーズが特に高いもの ③他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価の実施が必要と考えられるもの ④社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの</p> <p>実施状況（平成）： 15年4月11件 16年3月8件 17年3月5件 18年3月9件 19年3月3件 20年3月5件 21年3月4件、11月1件</p>
	事務事業 レベル			
義務付け4分野の政策	研究開発 事務事業 レベル	<p>（事前） 対象： 個別研究開発課題</p> <p>実施状況（平成）： 14年9月16件 15年4月13件、8月17件 16年3月23件、8月20件 17年3月8件、8月31件 18年3月28件、8月25件 19年3月25件、8月38件 20年4月36件、8月36件 21年3月34件、8月36件 11月2件</p>	<p>（中間） 対象： 研究開発期間が5年以上の課題及び期間の定めのない課題</p> <p>実施状況（平成）： 15年4月2件 8月1件 16年3月2件 8月1件 17年3月11件 18年3月3件 8月2件 19年3月4件 20年4月5件 21年3月1件</p>	<p>（事後） 対象： 研究開発が終了する課題</p> <p>実施状況（平成）： 15年4月13件 16年3月30件 17年3月10件 18年3月23件 19年3月21件 20年4月23件 21年3月27件</p>
	公共事業 事務事業 レベル	<p>（事前） 対象： すべての国土交通省所管公共事業（維持管理、災害復旧事業等を除く）</p> <p>実施状況（平成）： 14年9月36件 15年4月886件、8月27件 16年3月760件、8月28件 17年3月575件、8月15件 18年3月570件、8月26件 19年3月473件、8月38件 20年4月359件、5月75件 8月38件 21年3月488件、8月79件 11月1件</p>	<p>（再） 対象： 事業採択後5年間の経過した時点で未着工の事業、事業採択後10年間の経過した時点で継続中の事業等</p> <p>実施状況（平成）： 14年9月11件 15年4月1071件 8月42件 16年3月2461件 8月14件 17年3月926件 8月6件 18年3月899件 8月11件 19年3月746件 8月13件 20年4月644件 5月282件 8月57件 21年3月3,588件 7月18件 8月22件</p>	<p>（完了後） 対象： 事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業及び改めて完了後の評価を行う必要のある事業</p> <p>実施状況（平成）： 16年3月164件 17年3月113件 18年3月156件 19年3月181件 20年4月118件 21年3月85件</p>

評価対象政策		事前評価	事後評価
義務付け 4分野の 政策	規制	事務 事業 レベル	<p>(事前) 対象： 法律又は政令の制定又は改廃 による規制の新設又は改廃を 目的とする施策等</p> <p>実施状況（平成）： 19年 10月 1件 20年 1月 4件、2月 4件 3月 2件、8月 2件 21年 1月 1件、2月 2件 3月 1件、6月 1件</p>
			<p><特徴> 国土交通省では、事業評価方式による事前評価、実績評価方式による評価及び総合評価方式による事後評価の3つの評価方式を基本とし、これらの方式を相互に有機的に連携させ、国土交通省の主要な政策分野を対象として政策評価を実施することにより、政策のマネジメント・サイクルを有効に機能させ、成果を重視した行政運営を推進することとしている。</p>

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。
3 事業評価方式の事前評価については、概算要求に係る評価を修正したものも含む。
4 規制については、平成19年10月1日以降事前評価の実施が義務付けられたことから、それ以前に行われた事業評価方式による事前評価について計上している。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはI-1-3、個々の研究開発の評価についてはI-2-1、個々の公共事業の評価についてはI-2-2参照）。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

(審査の対象)

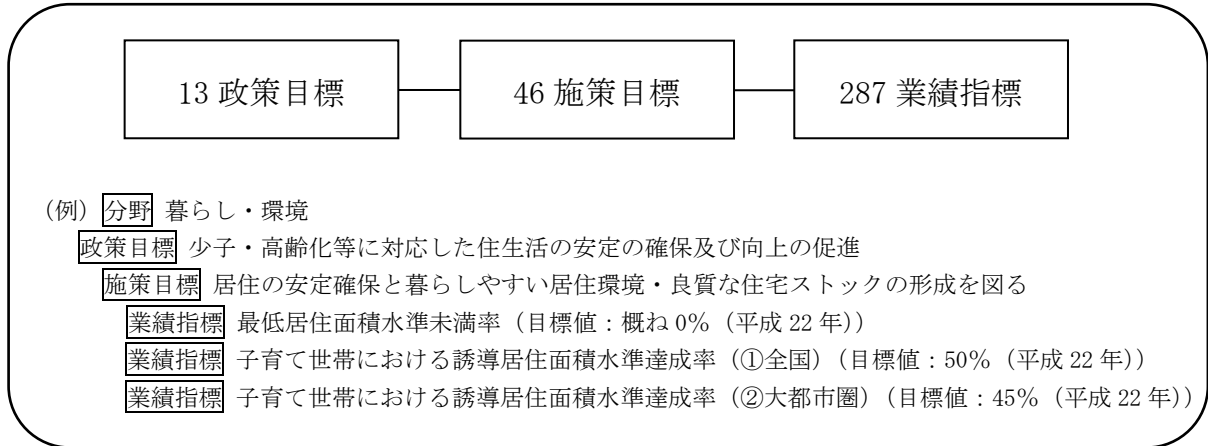
実績評価方式による評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された13件（46施策目標、287業績指標）を審査の対象とした。

(評価の設計)

国土交通省の主要な行政目的に係る政策は、「暮らし・環境」、「安全」及び「活力」の3分野に分類され、それらに関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの13の政策目標、その政策を実現するための具体的な方策や対策である施策に関して46の施策目標が明らかにされている。その上で、上記政策目標及び施策目標について、その達成度合いを測定する287の業績指標（注3）及び各業績指標に係る今後5年以内の目標値（業績目標）が設定されている（図表II-15-③参照）。評価は、施策の単位で実施されている。

(注3) 国土交通省では、例えば、「子育て世帯における誘導居住面積水準達成率（①全国）」及び「子育て世帯における誘導居住面積水準達成率（②大都市圏）」（図表II-15-③参照）といった業績指標は、種類別（全国、大都市圏）に分けて分類せず、1件としているため、総数は236となっている。

図表Ⅱ－15－③ 国土交通省における実績評価方式による評価の基本構造



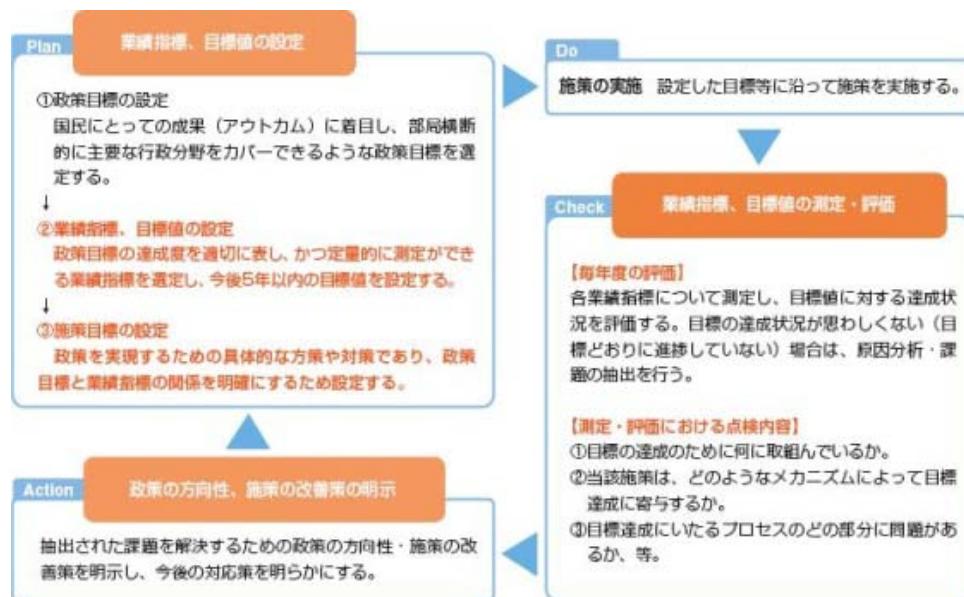
(注) 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。

目標の達成度合いの判定については、各業績指標に関する測定の結果に基づき、当該指標に係る業績目標単位で行われている。また、判定方法に関して、評価の際にすべての業績指標について、その進ちょく状況等に関する評価を9つに区分（注4）して表示することとされている（図表Ⅱ－15－④参照）。

(注4) 以下の2つの分類（AからC及び1から3）の組合せで9つに区分

- A：業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示している
- B：業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示していない
- C：判断できない
- 1：施策の改善等の方向性を提示
- 2：現在の施策を維持
- 3：施策の中止（施策は継続するが、業績指標のみ廃止する場合を含む。）

図表Ⅱ－15－④ 実績評価方式による評価の実施手順



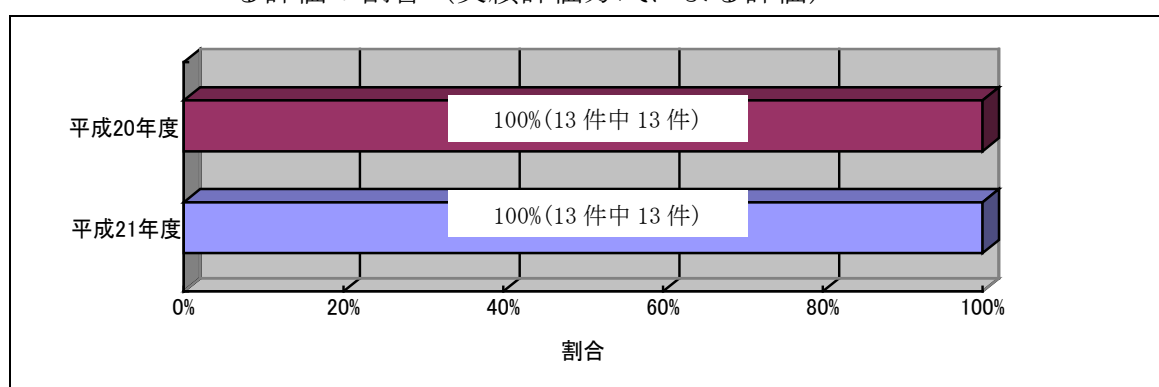
(注) 国土交通省のHPによる。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式である。このため、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標の設定状況についてみると、図表Ⅱ－15－⑤のとおり、平成20年度に引き続き、評価が行われた13政策目標(46施策目標、287業績指標)すべてについて、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

図表Ⅱ－15－⑤ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合(実績評価方式による評価)



- (注) 1 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。
2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(特記事項－取組の工夫が求められる点)

前述のとおり、国土交通省では、評価の際にすべての業績指標について、その進捗よく状況等に関する評価を9つに区分して表示することとしているが、当該年度にどのような実績値を示せば、成果が上がっている、上がっていない、又は判断できないと判定するのかについての客観的な判断基準はあらかじめ明示されていない。

国土交通省では、政策レビュー「行政行動の改革－改革はどこまで進んだか」(平成19年3月23日省議決定)の結果を踏まえ、事前に中間年度の目標や判定基準を記せるものは記述し、できないものは判定根拠を記述することを徹底することで、分かりやすい記述に努めるとともに、特に実績値が目標値への伸びを示していないものでA(成果を示している)という評価をつけるものや、B(成果を示していない)として2(現状の施策を維持)の評価をつけているものはその判定根拠の説明の充実に努めることとしている。しかしながら、今回審査した評価書の中には、実績値が目標値への伸びを示していないもので「A」という評価をつけている業績指標や、「B－2」の評価をつけている業績指標であって、判定根拠の説明が不足している例もみられる。

(イ) 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された40件(注5)を審査の対象とした。これらは、平成22年度予算概算要求等に係る評価である。

(注5) 事業評価方式による事前評価については、平成21年8月に評価書が総務大臣に送付された後、22年度予算概算要求の組替えに伴う修正等が行われ、同年11月に改めて評価書が送付された。これを踏まえ、平成21年11月に送付された評価書を審査の対象とした。

(評価の設計)

評価に当たっては、当該施策等が基本計画に掲げる政策目標のうちいずれの目標に係る達成手段に位置付けられるものかを明らかにした上で、その目標の達成手段としての当該施策等の妥当性を、必要性、有効性、効率性等の観点から評価している。その際、当該施策等を導入する必要性の検証には、「ロジカルフレームワーク(論理的分析手法)」と呼ばれる分析手法を用いている(図表Ⅱ-15-⑥参照)。

事前評価を行った施策等を事後の時点で評価・検証する場合は、可能であれば実績評価方式による評価又は総合評価方式による事後評価を実施するものとし、これらによることができない場合は、事後検証シートによる事後検証を実施することとしている(事後検証シートによる事後検証は、平成21年度の評価から新たに導入されたものである)。

図表Ⅱ-15-⑥ 事業評価方式による事前評価の実施手順



(注) 国土交通省のHPによる。

(共通の点検項目による審査—取組の工夫がみられる点)

① 得ようとする効果の明確性

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが必要である。

得ようとする効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ-15-⑦のとおり、40件中38件(95.0%)となっている。得ようとする効果が具体的に特定されているものの割合を平成20年度と比較すると、20年度の36.5%(63件中23件)から21年度は大幅に増加している。これは、これまでは、実績評価方式による評価の関連する業績指標を明示することで、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかが具体的に特定されていたが、事後検証シートによる事後検証の仕組みが導入されたことにより、関連する業績指標がない場合でも、事後検証で用いる検証指標を明示することによる特定が可能となったことによるものである。

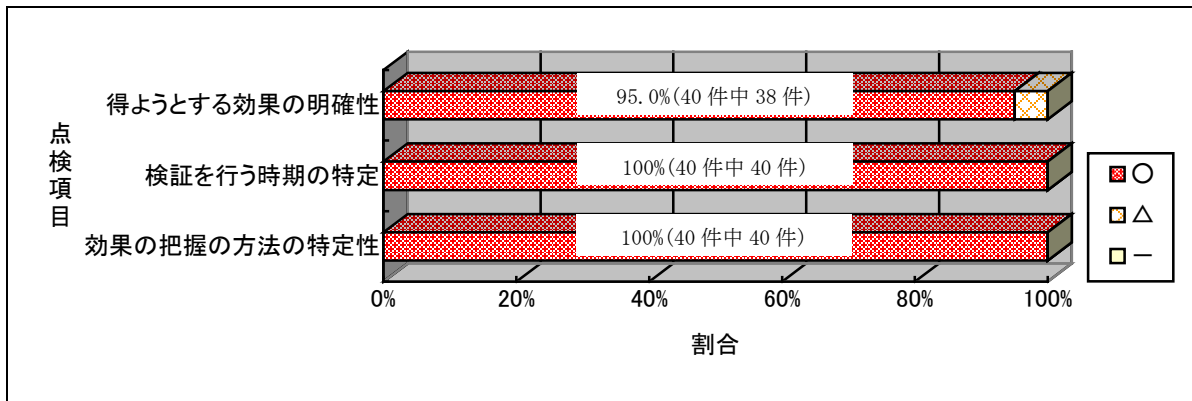
② 検証を行う時期の特定及び効果の把握の方法の特定性

事前評価を実施した政策について、事後に把握された政策効果の評価・検証を行い、それにより得られたデータや知見を以後の評価や政策の企画立案に活用していくことが有益であり、着実に事後の評価・検証を実施していく必要がある。

また、政策効果が発現した際に、いつ、どのような方法で把握・測定するのか、その手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことは、事後的検証を適切に行うためには不可欠である。

図表Ⅱ-15-⑦のとおり、40件すべてについて事後的検証を行う時期及び政策の効果の把握の方法が特定されている。

図表Ⅱ－15－⑦ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



(注) 1 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

目標に関し達成しようとする水準がすべて数値化等により特定されており、今後もこの取組が進められることが期待される。

目標の達成度合いの判定方法（判定基準）に関しては、事前に判定基準を記すことができないものは、評価の際に判定根拠を記述することを徹底することが必要である。その一方で、判定基準を事前に記すことは、実績評価方式による評価の客観性を高める上で効果的であることから、あらかじめ具体的で明確なものとして示す取組を検討することが望まれる。

(イ) 事業評価方式による事前評価

得ようとする効果が具体的に特定されているものの割合は 95.0%（40 件中 38 件）と平成 20 年度の 36.5%（63 件中 23 件）に比べて大幅に増加しており、今後もこの取組が進められることが期待される。

16 環境省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする「環境省政策評価基本計画」(平成18年4月1日)及び1年ごとに定められる「環境省政策評価実施計画」に基づき、一般政策、個々の研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に政策評価が行われている(注)。
- ② 一般政策については、施策を対象に実績評価方式による評価、成果重視事業を対象に事業評価方式による事後評価が行われている。
- ③ 個々の研究開発、個々の公共事業及び規制については、事業評価方式による事前評価が行われている。

(注) 評価書は、環境省ホームページで公表されている。

<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 9件

施策名「地球温暖化対策の推進」等9件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、8件(88.9%)である。

(イ) 事業評価方式による事後評価 1件

事業名「個体識別措置推進事業」について、得ようとした効果及び把握された効果が具体的に特定されている。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

達成しようとする水準が特定されていない残りの目標に関し、達成しようとする水準を数値化等により特定することが必要である。

施策を構成している目標のうち指標が全く設定されていないものについては、政策効果を的確に把握する指標の設定について検討する必要がある。

(イ) 事業評価方式による事後評価

事業評価方式による事後評価を行う場合には、今後も、得ようとした効果及び把握された効果を特定することが期待される。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする「環境省政策評価基本計画」(平成18年4月1日)及び1年ごとに定められる「環境省政策評価実施計画」に基づき、政策評価が行われている。

基本計画等において、環境省の政策全体の進ちよく状況を把握・評価し、新たな政策の企画立案及び既存政策の見直しに活用することを目的に事後評価を行うこととされている。また、個々の研究開発、個々の公共事業、個々の政府開発援助及び規制を対象として事前評価を行うこととされている。

（取組状況－一般政策についての政策評価）

一般政策については、図表Ⅱ－16－①のとおり、環境省の行う政策のすべてを対象として実績評価方式による評価（成果重視事業においては事業評価方式による事後評価）が行われている。

（取組状況－義務付け4分野の政策についての政策評価）

義務付け4分野の政策のうち、個々の研究開発、個々の公共事業及び規制について、事業評価方式による事前評価が行われている。

個々の研究開発については、平成15年度に7件の事業評価方式による事前評価が行われたが、それ以降は対象となる事業がないため行われていない。

図表Ⅱ－16－① 環境省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象：環境省のすべての規制の新設（法律の制定・改正による新たな規制枠組の構築） 実施状況： 平成14年10月 1件 15年5月 3件 16年6月 5件 17年7月 14件 18年7月 17件 19年2月 4件 19年3月 6件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><実績評価方式> 対象：環境省のすべての政策 実施状況：平成14年10月 48件 15年8月 48件 16年8月 48件 17年8月 47件 18年8月 42件 19年8月 9件 20年8月 9件 21年8月 9件 対象：成果重視事業（モデル事業） 実施状況：平成18年8月 2件 19年8月 3件</p> </div>
	事務事業 レベル		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象：成果重視事業 実施状況：平成20年8月 2件 21年8月 1件</p> </div>
義務付け4分野の政策	研究開発	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（事前） 対象：評価法施行令第3条に定める政策 実施状況：平成15年8月 7件</p> </div>	
	公共事業	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（事前） 対象：評価法施行令第3条に定める政策 実施状況： 平成15年1～11月 60件 16年1～10月 60件 17年3～8月 23件 18年2～12月 39件 19年3～10月 3件 20年3～7月 23件 21年3～9月 74件</p> </div>	
	政府開発援助	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>（事前） 対象：評価法施行令第3条に定める政策 実施状況：－</p> </div>	

規制	事務 事業 レベル	(事前) 対象：評価法施行令第3条に定める政策 実施状況： 平成19年10月 3件 20年3月 3件 20年9月 1件 20年10月 3件 21年2月 2件 21年3月 12件 21年9月 1件	
		<p><特徴> 環境省では、同省のすべての政策について、目的と手段との関係を明確にし、施策レベルで事後評価を行うこととしており、その際、必要に応じて事務事業レベルの評価を行うとしているが、現在のところ評価はされていない。</p>	

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（個々の公共事業の評価についてはI-2-2参照）。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

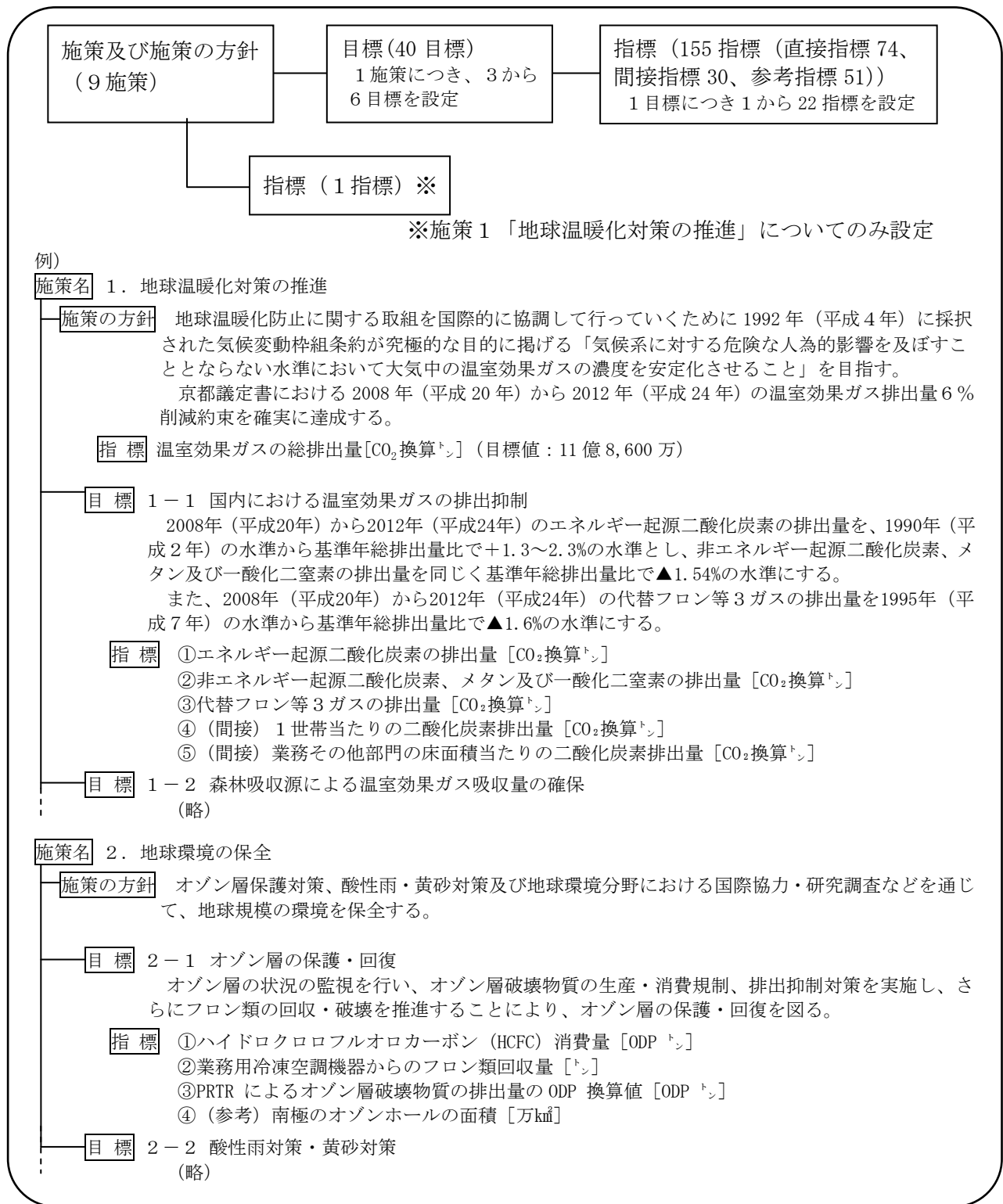
(審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された9件を審査の対象とした。

(評価の設計)

環境省の行う政策は9施策に分類され、実績評価方式による評価の対象となる施策の下には複数の目標が設定されている。目標の具体的な達成状況については、目標の達成やその進ちよく状況が直接的に判断できる又は影響を及ぼす「直接指標」、目標の達成やその進ちよく状況が間接的に判断できる又は影響を及ぼす「間接指標」、そして目標の達成やその進ちよく状況を示すとは言い難いが参考になると考えられる「参考指標」を設定し、これらの測定結果により目標の達成状況を把握しようとしている。ただし、施策「地球温暖化対策等の推進」に関しては、施策にも直接指標が設定されている。審査の対象とした9件は、原則として一つの施策の下に4目標から6目標が設定され、さらに、目標の下に、直接指標、間接指標又は参考指標が1指標から22指標設定され、合計では155指標が設定されているが、指標が設定されていない目標もある。

図表Ⅱ-16-② 環境省における実績評価方式による評価の基本構造



(注) 環境省の評価書を基に当省が作成した。

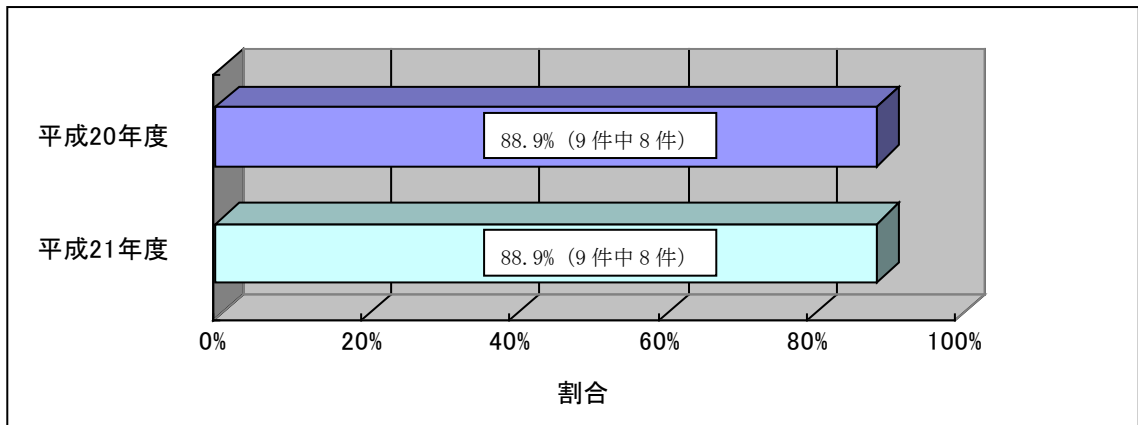
(共通の点検項目による審査—取組の工夫が求められる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－16－③のとおり、88.9%（9件中8件）である。

また、施策を構成している目標レベルにおいては、40件の評価が行われ、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は82.5%（40件中33件）である。

図表Ⅱ－16－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



（注） 1 環境省の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

（特記事項－取組の工夫が求められる点）

施策を構成している40の目標のうち、6つの目標について指標が全く設定されていない（図表Ⅱ－16－④参照）。

これらの目標に係る評価書をみると、図表Ⅱ－16－⑤のとおり、関連する事務事業の実施状況等の定性的な説明にとどまっており、政策効果の把握の根拠となる情報・データが示されていない。

図表Ⅱ-16-④ 指標が全く設定されていない目標の例

施策名	7. 環境保健対策の推進
施策の方針	公害による健康被害について、予防のための措置を講じ、被害の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえつつ、迅速な救済・補償を図る。
目標	7-1 公害健康被害対策（補償・予防） 公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視及び局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究等を行うことで、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図る。
指標	-
目標	7-2 水俣病対策 水俣病については、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。
指標	-
目標	7-3 石綿健康被害救済対策 石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。
指標	-
目標	7-4 環境保健に関する調査研究 近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。 ①花粉症と一般環境との関係 ②化学物質の複合影響 ③環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査（一般環境中での電磁界ばく露、熱中症等）
指標	-

(注) 環境省の評価書を基に当省が作成した。

図表Ⅱ－16－⑤ 指標が全く設定されていない目標に係る評価書の例

<p>目標 7-1</p>	<p>公害健康被害対策（補償・予防）</p> <p>公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視及び局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究等を行うことで、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図る。</p>
<p>環境・循環型社会白書における位置づけ</p>	<p>7章6節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策</p>
<p>関係課・室</p>	<p>企画課、保健業務室</p>
<p>評価・分析</p>	<p>【達成の状況】</p> <p>○公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の救済及び健康被害の未然防止に成果があったが、引き続き目標達成に向け取り組む必要がある。</p> <p>【必要性】</p> <p>○我が国の悲惨な公害経験を踏まえ、これらの公害健康被害者に対する補償を確保し、また、公害経験による教訓を活かし、健康被害の未然防止を図っていくことは環境行政の重大な責務である。</p> <p>【有効性】</p> <p>○被認定者に対する補償を適正に実施した。また、健康被害予防事業等を実施し、健康被害の未然防止を図った。</p> <p>【効率性】</p> <p>○公健法による被認定者に対する補償に係る事務及び保健福祉事業については、地方公共団体への事務費交付金、独立行政法人環境再生保全機構への補助金等により、各地域で必要とされている事項について効率的に実施した。また、健康被害予防事業等については、地域住民の健康回復に直接つながる事業に重点化を図ることにより、各地域で必要とされている</p>



<p><今後の展開></p> <p>○公健法による被認定者に対する補償及び公害健康被害予防事業等については、地方公共団体等への事務費交付金、補助金の適切な交付により、迅速かつ公平で効率的に実施する。</p> <p>○地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係については、引き続き、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、環境汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。</p> <p>○幹線道路沿道の局地的大気汚染と健康影響との関係については、十分な科学的知見がないことから、平成17年度から小学生を対象とした学童コホート調査を、平成18年度から幼児を対象とした症例対照調査を、平成19年度から成人を対象とした疫学調査をそれぞれ実施しており、これらの調査を着実に継続して実施するとともに、その関係の解明に努める。</p>
--

(イ) 事業評価方式による事後評価

現在のところ、事業評価方式による事後評価を行っている府省は限られている中で、事後評価が取り組まれている。

(審査の対象)

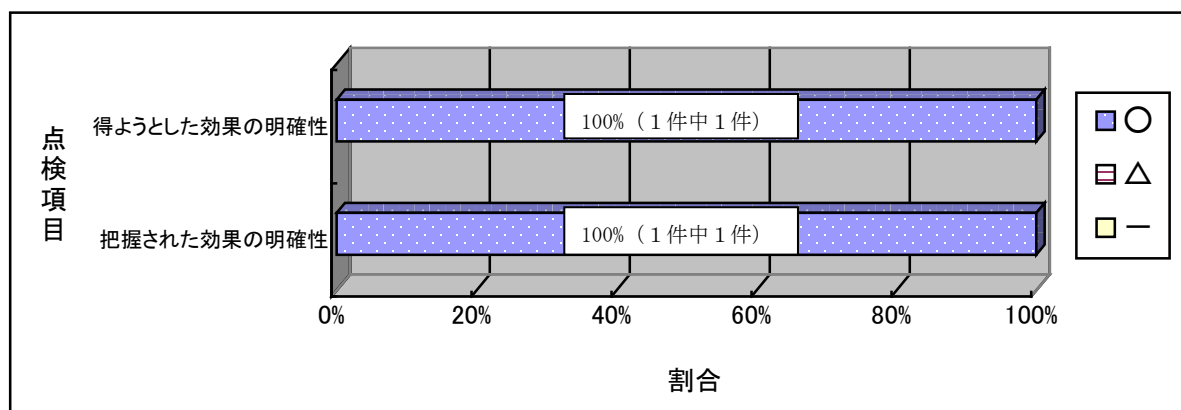
事業評価方式による事後評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された1件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査—取組の工夫がみられる点)

事後評価においては、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしていくことが求められている。

審査した1件については、図表Ⅱ-16-⑥のとおり、得ようとした効果及び把握された効果が具体的に特定されている。

図表Ⅱ-16-⑥ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事後評価）



(注) 1 環境省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明瞭性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「-」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明瞭性」

「○」、「△」及び「-」の分類については、上記2と同様である。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価していくことが基本である。

環境省の評価書において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている施策の割合は88.9%である。施策を構成する目標レベルは、82.5%となっている。今後は、引き続き、残りの目標に関し、達成しようとする水準を数値化等により特定することが必要である。

施策を構成している目標のうち指標が全く設定されていないものについては、政策効果を的確に把握する指標の設定について検討する必要がある。

(イ) 事業評価方式による事後評価

事業評価方式による事後評価を行う場合には、今後も、得ようとした効果及び把握された効果を特定することが期待される。

17 防衛省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする「防衛省における政策評価に関する基本計画」(平成18年3月30日)及び1年ごとに定められる「防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき一般政策及び個々の研究開発を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② 一般政策については、事業評価方式により事前評価が行われ、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により事後評価が行われている。このうち、評価の中心は、総合評価方式による事後評価である。

基本計画において、政策体系として1政策、6政策目標、7施策(広義)及び31施策(狭義)が示されている。計画期間の5年間に於いて、各々の施策に対する政策評価を、平均2回程度、網羅的に実施することが計画されている。
- ③ 事務事業レベルの政策の評価については、事前、中間段階、事業完了後の各時点において、一貫して評価を行う枠組みがあり、このような取組は有益である。
- ④ 個々の研究開発については、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。

(注1) 評価書は、防衛省ホームページで公表されている。

<http://www.mod.go.jp/j/info/hyouka/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 3件

政策名「建設工事等における電子入札の推進」等3件すべてについて、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

(イ) 事業評価方式による事前評価 10件

事業名「護衛艦(19,500トン型DDH)」等10件のすべてについて、得ようとする効果及び効果の把握の方法が具体的に特定されているが、事後的検証を行う時期が特定されているものは7件(70.0%)である。

(ウ) 事業評価方式による事後評価 8件

事業名「新高知駐屯地(仮称)造成整備事業」等8件のすべてで、得ようとした効果及び把握された効果が具体的に特定されている。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

今後も、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが

期待される。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価を行うに当たっては、事後における効果の検証の時期を明らかにすることが望まれる。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

今後も、事前評価と連携して行うとともに、得ようとした効果及び把握された効果を明確にすることが期待される。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

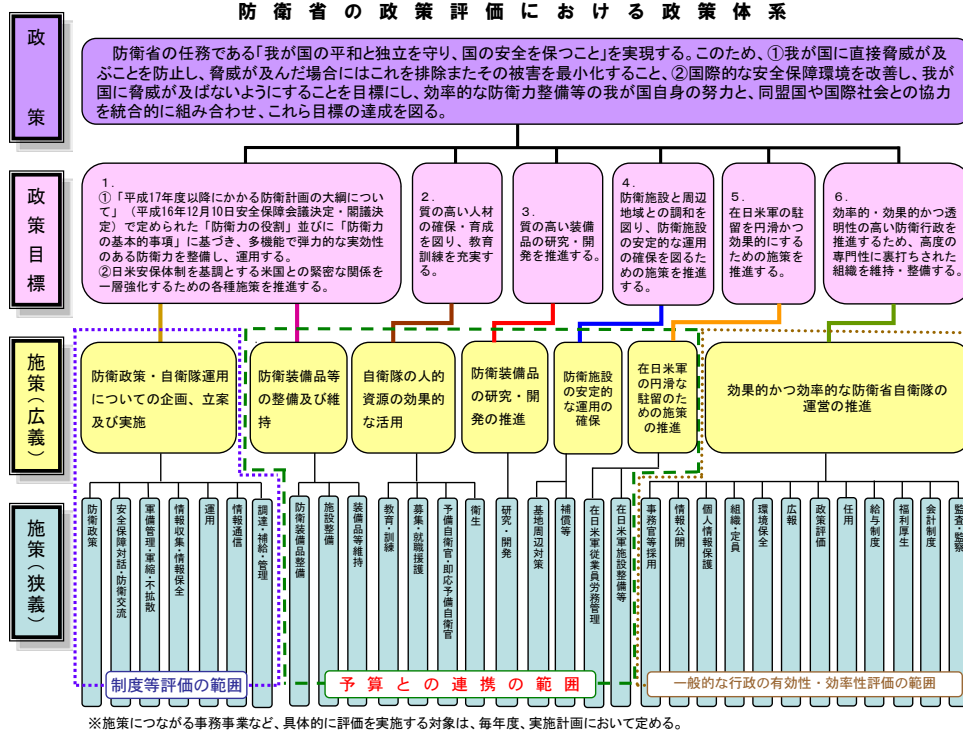
平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする「防衛省における政策評価に関する基本計画」(平成18年3月30日)及び1年ごとに「防衛省における事後評価の実施に関する計画」が定められている。また、「防衛省政策評価実施要領」(平成18年3月27日)が定められ、これらに基づき、政策評価が行われている。

基本計画では、図表Ⅱ-17-①のとおり「防衛省の政策評価における政策体系」として1政策、6政策目標、7施策(広義)及び31施策(狭義)が示され、当該政策体系に従い、計画期間の5年間において、各々の施策別に政策評価を、平均2回程度、網羅的に実施することが計画されている。

また、事前評価は、新規主要装備品等の整備(総事業費10億円以上のもの)、新規研究開発(技術開発、重要技術研究及び総事業費10億円以上の技術研究)、その他の新規事業(総事業費10億円以上のもの、その他重要なもの)を対象として事業評価方式により行うこととされている。事後評価については、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式により行うこととされている。

事務事業レベルの政策を対象とした評価については、図表Ⅱ-17-②のとおり、事前、中間段階及び事業完了後の各時点において、一貫して評価を行う枠組みがあり、このような取組は有益と考えられる。

図表Ⅱ－17－① 防衛省の政策評価における政策体系



（注）防衛省の基本計画による。

（取組状況－一般政策についての政策評価）

一般政策については、図表Ⅱ－17－②のとおり、事前評価及び事後評価が行われている。事前評価は、事業評価方式により行われている。また、事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により行われている。

このうち、総合評価方式による事後評価が、防衛省の事後評価の中心である。実績評価方式による評価は、防衛省の主要政策については行われていない。これについて、防衛省では従来から、防衛省の主要政策（防衛力整備等）は、周辺諸国との相対的な関係で決定されるなど、政策目標の数値化が困難であるためとしている。このことから、防衛任務を達成するために行う各種の施策等についての評価には、様々な角度からの分析が可能である総合評価方式による事後評価を中心として行っているとしている。

（取組状況－義務付け4分野の政策についての政策評価）

義務付け4分野の政策のうち、個々の研究開発について、図表Ⅱ－17－②のとおり、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。事前、中間段階及び事業完了後の各時点において、一貫して評価を行う枠組みがあるが、中間段階の評価については、評価対象となる10年未了の研究開発事業は少ないとしており、評価法施行後は実績がない。

図表Ⅱ-17-② 防衛省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価	
一般政策	政策 (狭義)・ 施策 レベル		<p><実績評価方式> 対象： 実績評価方式による評価 が適当と判断されるもの 実施状況： 平成 16年3月 1件 17年3月 1件 17年8月 1件 18年3月 3件 18年8月 1件 19年3月 3件 19年9月 1件 20年4月 2件 21年4月 2件 21年9月 1件</p>	<p><総合評価方式> 対象： 業務遂行のための制度、計 画、政策方針等 実施状況： 平成 15年4月 16件 16年3月 10件 16年4月 1件 16年8月 3件 17年3月 9件 18年3月 13件 19年3月 8件 20年4月 12件 21年4月 19件</p>
	↑ ↓ 事務事業 レベル	<p><事業評価方式> 対象： ・新規主要装備品（総事 業費 10 億円以上のもの） ・その他の新規事業（総 事業費 10 億円以上のも の、その他重要なもの） 実施状況： 平成 14年9月 8件 15年8月 9件 16年8月 8件 17年8月 6件 18年8月 9件 19年9月 5件 20年9月 8件 21年8月 11件 21年11月 10件</p>	<p><事業評価方式> (中間) 対象： 開始からおおむね 10 年を 経過し、引き続き概算要求 する以下の事業 ・主要装備品（総事業費 10 億円以上） ・その他の新規事業（総事 業費 10 億円以上） 実施状況： 平成 14年9月 7件 15年8月 2件 16年8月 2件 16年12月 1件 17年8月 2件 18年8月 1件 19年9月 1件 20年9月 1件</p>	<p><事業評価方式> (事後) 対象： 実施を完了した以下の事業 ・主要装備品（総事業費 10 億円以上） ・その他の事業（総事業費 10 億円以上） 実施状況： 平成 15年4月 5件 16年3月 4件 17年3月 3件 18年3月 2件 19年3月 8件 20年4月 6件 21年4月 8件</p>
義務付け 4分野の 政策	研究開発 事務事業 レベル	<p><事業評価方式> 対象： 新規研究開発（技術開発、 重要技術研究及び総事業 費 10 億円以上の技術研 究） 実施状況： 平成 14年9月 10件 15年8月 10件 16年8月 12件 17年8月 12件 18年8月 7件 19年9月 11件 20年9月 11件 21年11月 14件</p>	<p><事業評価方式> 対象： 開始からおおむね 10 年を 経過し、引き続き概算要求 する以下の事業 ・研究開発（技術開発、重 要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究） 実施状況：－</p>	<p><事業評価方式> 対象： 実施を完了した事業 ・研究開発（技術開発、重要 技術研究及び総事業費 10 億 円以上の技術研究） 実施状況： 平成 15年4月 10件 15年5月 1件 15年12月 3件 16年3月 7件 17年3月 12件 17年8月 1件 18年3月 8件 19年3月 8件 20年4月 12件 21年4月 5件</p>
<p><特徴> 1 政策～6 政策目標～7 施策（広義）～31 施策（狭義）を評価対象とし、様々な角度からの分析が必要であるとして、主として総合評価方式による事後評価を実施している。また、政策の特性に応じた適切な評価方式を採用するとして、事業評価方式による評価（事前評価及び事後評価）及び実績評価方式による評価も実施している。</p>				

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

3 事業評価方式の事前評価については、概算要求に係る評価を修正したものも含む。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはI-1-3、個々の研究開発の評価についてはI-2-1参照）。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

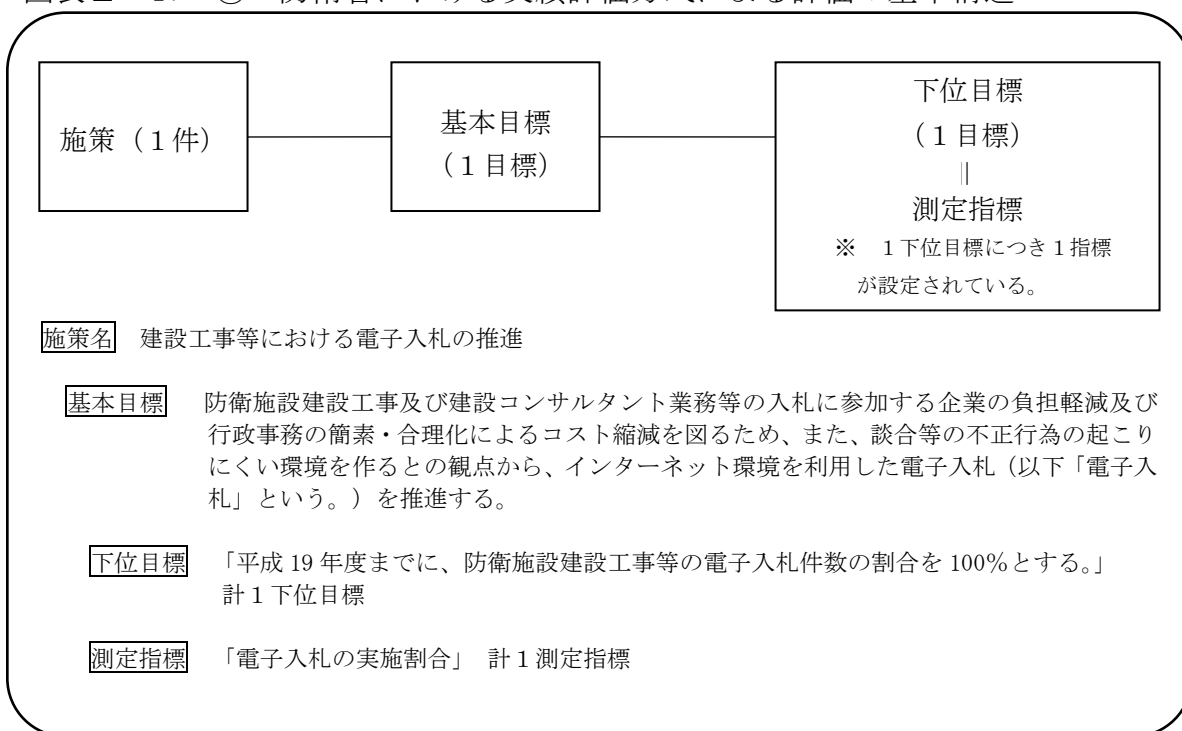
(審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された3件を審査の対象とした。

(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる政策について、図表II-17-③のとおり、基本目標が設定されるとともに、それを具体化した下位目標が設定されている。下位目標には、その実績の推移を測定する指標が一つ設定され、達成しようとする目標値が設定されている。この下位目標の単位ごとに達成度合いの検証が行われ、評価の結果と今後の課題が整理されている。また、それらを束ねることにより基本目標についても評価の結果が整理されて示されている。

図表II-17-③ 防衛省における実績評価方式による評価の基本構造



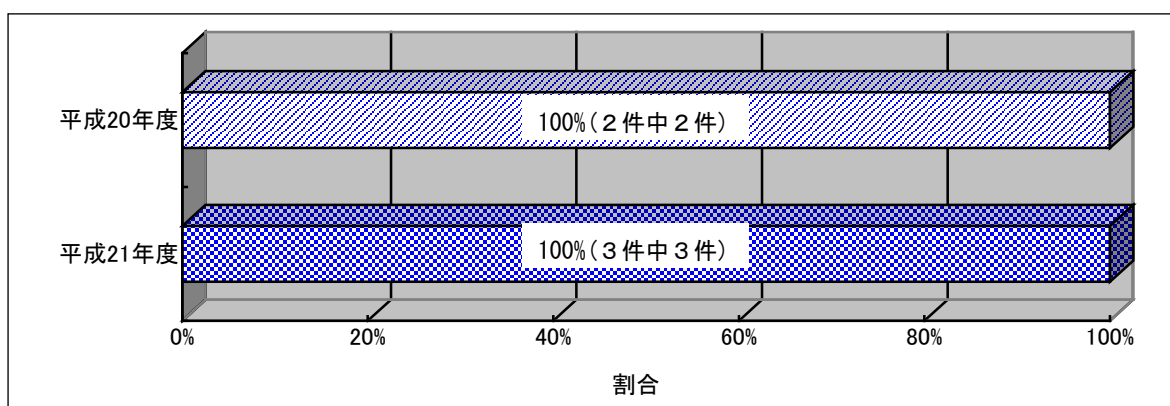
(注) 防衛省の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－17－④のとおり、100%（2件中2件）であり、すべて達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

図表Ⅱ－17－④ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



- (注) 1 防衛省の評価書を基に当省が作成した。
2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(イ) 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された10件（注2）を審査の対象とした。

- (注2) 事業評価方式による事前評価については、平成21年8月に評価書が総務大臣に送付された後、22年度予算概算要求の組換えに伴う修正等が行われ、同年11月に改めて評価書が送付された。これを踏まえ、平成21年11月に送付された評価書を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

事前評価においては、政策の実施により得ようとする効果について、その状態を具体的に特定することが求められている。また、事前評価を行った政策について、事後に把握された政策効果の評価・検証を行うことは有益であり、事後的な検証を適切に行うためには、その手立てを事前評価の時点で明らかにし

ておくことが求められている。

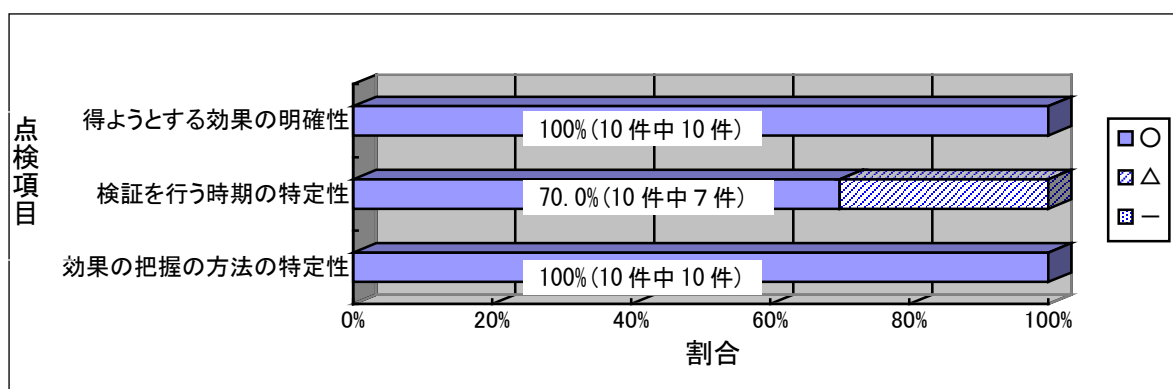
事業評価方式による事前評価については、図表Ⅱ－17－⑤のとおり、10件すべてで得ようとする効果及び効果の把握の方法が特定されている。

（共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点）

事前評価を行った政策について、事後に把握された政策効果の評価・検証を行うことは有益であり、事後的な検証を適切に行うためには、その時期を事前評価の時点で明らかにしておくことが求められている。

事後的検証を行う時期が特定されている割合についてみると、図表Ⅱ－17－⑤のとおり、70.0%（10件中7件）であり、平成20年度の62.5%（8件中5件）を上回っている。

図表Ⅱ－17－⑤ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



(注) 1 防衛省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているもの、「どの程度」は明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「ー」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「ー」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

（ウ）事業評価方式による事後評価

現在のところ、事業評価方式による事後評価が行われている府省は限られている中で、事後評価が取り組まれている。

（審査の対象）

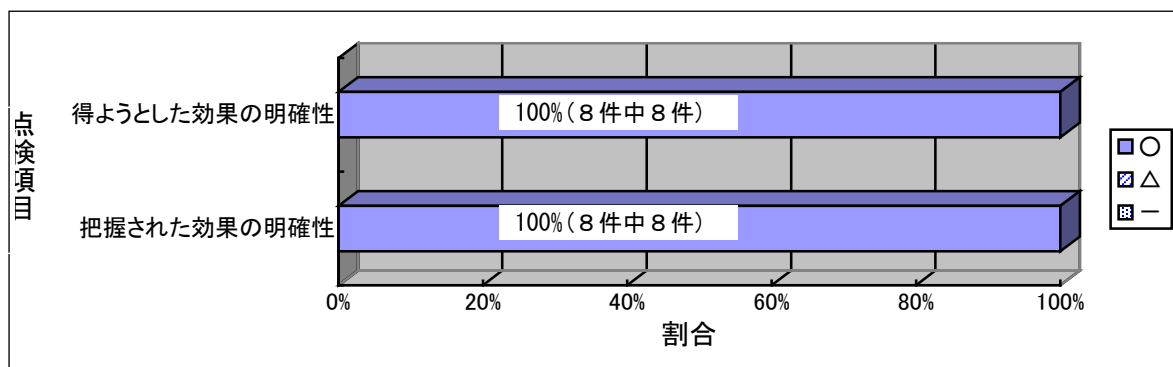
事業評価方式による事後評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された8件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

事後評価においては、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしておくことが求められている。

事業評価方式による事後評価については、図表Ⅱ－17－⑥のとおり、8件すべてで得ようとした効果及び把握された効果が特定されている。

図表Ⅱ－17－⑥ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事後評価）



(注) 1 防衛省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明確性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「ー」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明確性」

「○」、「△」及び「ー」の分類については、上記2と同様である。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

今後も、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが期待される。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価を行うに当たっては、事後における効果の検証の時期を明らかにすることが望まれる。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

今後も、事前評価と連携して行うとともに、得ようとした効果及び把握された効果を明確にすることが期待される。

